

金光教學

金光教教学研究所紀要

1

1958

金光教教学研究所



発刊に當つて

このたび、当研究所紀要「金光教学」を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を發表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによつて広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のうごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、撰取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いまだ少しく陣容も整い、内容も充実するをまつて実施するを可として、こんにちに至つた。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の蒐集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであつて、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいひ難いが、こんにちにはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりをもち、絶えず当所のうごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髓を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあつては、教学的研究と信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのであるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上つて、いたずらに抽象的論議に走っているからで

あろうか、それとも、信仰的実践が、現代の切実困難な問題に取組む勇氣を失つて、単なる氣分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教學的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教學もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならぬところである。

教學は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教學研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教學体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教學たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教學的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかつた。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともに、つねにそれが反省吟味せられつつ、不斷に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教學を追求し、もつて道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願ひとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に「金光教學」の名を冠するゆえんは、かつて、金光教學院研究部の編集にかかる教學雜誌「金光教學」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教學の振興に貢献するところ、多大であつたことを思うてのことでもあることを、附記しておく。

昭和三十三年三月一日

金光教學研究所長 大淵千仞

1958

No. 1

教祖の信心について（上）—序説的概観—

.....大淵千仞... 1

信心の基本的構造—安政五年～六年の教祖を中心として—

.....内田守昌...19

小野家の家相方位学説.....青木 茂...40

教義史に関する一管見.....小野敏夫...60

彙 報 —昭和29. 11. 1～昭和32. 12. 31—78

教内既刊図書一覧表 (6)

教祖の信心について (上)

— 序 説 的 概 観 —

大 淵 千 仞

一 はじめに

宗教とか信仰とかの世界で、その創唱者である教祖のもっている重要さは、学説や技術における創始者の場合とは、格段のちがいが、あるようである。学問や技術の世界では、創始者その人は、それをはじめて為し遂げた功績の故に、たたえられ、記念されるところの歴史的存在であるにとどまるのであつて、問題の中心は、あくまで、そこに打出された学説なり、技術なりの、真偽或は優劣如何という点におかれる。ところが、宗教の場合は、教祖の歿後、時代の推移と共に、幾多の変遷、展開が行われながらも、その中であつてなお、教祖その人が、幾百千年を経て現に、中心問題となり続けているのである。そうして、その問題とせられる、せられ方は、単に開祖、始祖としてのみでなく、また、その人によつて残された思想とか、事蹟とかいう面においてだけではない。現になお生きた内容をもつものとして、その

人格そのもの、その具体的な生き方自体が、重要な問題とされるのである。すなわち、その意味において、教祖は、つねに現に生き続けているのである。この点、「依法、不依人」ということをもって本来のたてまえとし、教祖、宗祖の体験そのものに重きをおかないのが本義であるといわれる仏教においても、その程度や様相に多少のちがいがこそあれ、現実には、大略のところ、例外ではないようである。

このことは、宗教というものが、そのはじめにおいて、教祖たる人の人格、その具体的な生き方の中にうまれたものであるばかりでなく、その存続、展開においても、また、教祖のそれをはなれては、存立し得ないものであることを、物語っているといえよう。従つて、宗教にあつては、その発生後、如何なる展開を遂げようとも、それを貫く基本的な性格は、すでに、教祖その人において、決定づけられていると考えてよいであろう。

このような意味において、およそ現実の宗教や信仰の流れを見ようとするにあたっては、先ずもつて、教祖を問題とし、その人格、その具体的生活の在り方を見るのが、少くとも、欠くことのできない要件であると思われる。特に本教の場合にあつては、教祖研究の重要性は、格別の教義的理由をもつていと考えられるのであるが、その点は、むしろ研究の結果明かにされてくる事柄として暫くおくとしても、その研究の緊要であるゆえんは、右の一般的理由だけで、すでに充分うなずかれるところであろう。

なお、右のように、宗教においては、それが時代と共に如何に展開をとげようとも、教祖その人、その具体的な生き方が、いつまでも、中心問題であることを失わない、という事實は、そこにまた、宗教というものの本来の性質を暗示している、考えられる。それは、本来、宗教とか信仰とかいうものは、根元的には、人間の問題であり、人間現実の生き方に関する問題である、ということである。こんにち一般に、宗教について語るといえば、主として、その教義、教説の精神的乃至思想的な面、また、神、靈、儀式などの神秘的な面、或は慈悲、愛、忍従、犠牲的奉仕などの崇高な行

為——総じて、こういった類の問題のみがとりあげられる。そうして、ともすれば、これらの問題が、実はその根本において、現実の人間の問題、具体的な人間の生き方の問題に根ざしているものであることが、おろそかにせられ勝ちである。人間的な問題、現実の生活に関する問題は、不信仰的な、宗教に似つかわしからぬ、いやしい事柄であるかのようになり、思われる傾きがあるのである。

だが、宗教というものは、果してそのような性質のものであるか。現に、いかなる宗教も、そのはじめにおいては、つねに人間の現実に密着し、人間が生きてゆく上に起るあらゆる問題を、解決する役割を果たしたものであった、といわれる。宗教の教義や実践において、人間の問題、現実の生活問題が、とかく、否定されるようなかたちで表現されているのは、その宗教においては、そのようなかたちでなければ、人間の現実問題は、解決し難いとされているからであつて、人間の問題自体が、本来的に否定されているのではない。否、むしろかえつて、人間の現実問題の解決こそが、宗教の中心課題であることを意味しているものである、と解すべきであらう。

宗教というものの、このような本来的な性質が、とかく見失われがちになつたのは、われわれの場合、わが国における宗教の特殊事情に起因するところが、多分にあると考えられる。すなわち、仏教がはじめて渡来した場合にしても、また、明治の初期、キリスト教がとり入れられた場合にしても、いずれもそれが、思想乃至教養として受け入れられる傾向が強かつた。そこには、それぞれ当時の歴史的事情があつて、そのような受け入れられ方となつたのであらうが、そのために、およそ宗教といえ、ただちに崇高な思想的乃至精神的なもの、われわれの現実生活を越えた心の問題であるべきだ、とする考え方が支配的となり、一般の先入感となつてきている。また、わが国においては、特に徳川幕府時代幾世紀にもわたつて、為政者たちが、つねに、宗教から、国民の現実生活を指導するはたらきを、とりのぞこうとする政策をとり続けて来た。その結果、宗教の領域は、死後の安心問題や、葬儀、或は特殊な神秘的修法などの範囲のみに限られることとなり、それが、ならい性となつて、宗教の使命は、本来そのようなものであるかの如く思いなす、

ゆがみを生ずるにいたつた。これらの先入感や、ゆがみのために、宗教や信仰についての考え方が、僅かに慈善事業的な部面——それは当時の施政方針にとって、支障がないのみならず、かえって便利でさえあった——をのぞいては、殆んど現実の人間生活の問題から遊離する傾向を生じたところが、多分にあることを、見落してはならないのである。

われわれは、このような先入感を払拭し、ゆがみを正して、真実のすがたを見なければならぬ。

更になお、先入感ということについて、いま一つ、特に戒心を要する点がある。われわれは、青年時代に次のような経験をもっている。われわれが、本教について多少とも組織的、体系的に理解しようとする場合、おのずと念頭に浮んでくるのは、すでに教養としてもっている宗教哲学的乃至宗教学的な見方や、仏教的或はキリスト教的な考え方である。例えば、神観についていえば、一神教、多神教、汎神論などという概念であつて、それをもつて、本教の神を見ようとする。そうして、そのいづれにもあてはまらぬようなところもあり、そのいづれでもあるようなところもあつて、びつたりせぬという感をもたされる。また、神は、天地万有及び人間の創造主であつて、根本的に人間を隔絶した存在であるべきだ、とする考え方があつて、その考え方から見れば、本教の神は、あまりにも神らしからぬ神である、ということにならざるを得ない。その結果、これは、本教の神そのものが、あいまいな、価値の低いものであることを示しているのではあるまいか、との疑惑さえ覚えることになる。或はまた、宗教には、必ず、天地創造説や未来観が確立されていなければならぬといわれる。ところが、本教には、キリスト教や仏教におけるそれのようなものは見られない。これは、本教が幼稚な宗教である証拠ではあるまいか。本教はもつと高級な宗教にならなければならない。そういった気持ちから、それには、どこを、どうしたらよいか、などという心さえうごく。このような経験である。

かような経験をもつ人は、おそらく、私一人ではあるまい。また、一般教外からの本教批判も、多くは、このような立場からなされていたし、いまもなお、少からずそれが見られる。

こんにちこれを反省してみると、そこには、根本的に不合理な非学問的態度があり、また、宗教というものの本質を無視した考え方が見られる。すなわち、西洋の、ユダヤ教的乃至キリスト教的な宗教観念を中心として成立した学問体系を、そのまま、東洋の、日本の風土と、日本人の考え方に根をおいて発生し、生長した宗教にあてはめて、これを解釈しようとするのは、はなはだ不合理であり、非学問的態度であるといわなければなるまい。また、仏教やキリスト教の信仰系列をもって、直に他の宗教を律し、その価値を云々しようとするのは、明らかに、宗教というものの主體的眞理性を、見忘れた考え方であろう。このような不合理、考え方の誤りは、いわゆる文化後進国であるわが国において、宗教のみならず、殆んどすべての文化部面の研究において見られるのではあるが、宗教に関しては、その弊、特に、はなはだしいものがあつたと思われる。近来、学界においても、一般識者の間でも、その誤りが、次第に自覚され、是正されてきつつあることは、当然のことながら、よろこばしいことである。

われわれは、いま教祖の信心について見ようとするにあたり、改めてこの点に心をとめて、そのあるがままを、正しくとらえ、その中にある意味を説明することが、大切である。

二 その信心の性格

教祖の信心を見ようとするについては、単にその信心体験や、教説の内容についてこれを見るばかりでなく、その成立過程や進展の仕方、また教祖がその中に生きた時代的及び風土的環境や、教祖自身の素質、生い立ちなどの個人的諸条件、家庭、等々の面からも、考察されなければならないであろう。更にまた、直接教祖の教化を受けた人たちや、その後の信奉者層に、教祖の信心が、どのように伝えられ、どのように受けとられ、実践せられているか、という点から逆に見てゆくことも、大切であろう。そうして、それら各般の考察の上に立ってはじめて、その信心の内容構造の解明

がなされ得、その意義が捉えられるものと思われる。

従つて、この考究は、極めて多角的に、広範囲にわたらざるを得ないのである。ついでには、その考察のはじめにおいて、先ず、大略の見当を立てるために、その信心の性格なり、特質なり、またその成立および展開の仕方などについて概観し、そこに明かにせられたところをもつて、更にその信心内容の構造及び意義を説明してゆく手がかりとすることが、便利であり、かつ必要であると考えられる。この稿においては、主として、そのような意味での準備的概観を試みようとするものである。それを、次のように若干の主題を設け、それを立脚点として、すすめてゆくこととしたい。

(1) 教祖の出生、身分、生い立ち、生活形態（家業）などの諸点について検討し、そこから、教祖の信心の性格をうかがう。

(2) 教祖の生涯において、どのような事柄が問題となっているか、その事柄の種類、性質を明かにして、それを通して、その信心の特質を見る。

(3) 教祖の信心が、如何ようにして、成立し、また展開して行っているかを考察し、その成り立ち方、展開の仕方の中に、教祖の信心のすがたを見る。

教祖の信心の性格なり、特質なり、様相なりを見るについては、右にあげた諸点だけからの考察では、勿論充分ではないが、全面的考究のための準備的概観としては、先ず右諸点にもとづいてこれをすすめることが、大体において、適當であろう。

そこで、先ず第一に、教祖の出生、身分、生い立ち、生活形態（家業）などの点を主題として、考察することとする。教祖は、文化十一年（一八一四）、備中国浅口郡占見村（現岡山県浅口郡金光町占見）に、香取十平の二男として生れた。その出生については、奇瑞めいた伝説は少しもない。生家は、普通程度の農家であり、別に由緒ある家柄という

わけでもなかった。父は実直で信心ぶかく、母は、聡明で慈愛に富んだ人柄であったと伝えられている。幼時の教祖は、この両親の血をうけて、温和で、ものしずかな性質であったようであるが、別に、神童とか、宗教的天分が特に豊かであるとかいわれる程の、目立った存在でもなかった。ただ、やや蒲柳の質であったようで、少年時代、青年時代を通じて、しばしば病に苦しんでいる。

十二才の年、大谷村の農、川手桑治郎の養子となって、成人した。川手家は、もと貧困であったが、養父の勤勉によって、当時は、すでに世間並みの財政状態にまで立ち直っていた。十三才の年から翌年にかけて、短日月のあいだではあったが、庄屋小野光右衛門の許に、手習に通った。これが、教祖の生涯を通じての唯一の勉学であった。十七才の年、大峰参りをかねて、伊勢参宮をした。二十三才で、養父の死におうて家をつぎ、その年、妻をむかえ、四十六才の年、神伝によつて家業を廃して取次に専念するまで、専ら農業に従事した。その間、次第に家運も開け、田畑も買い足し、居宅も逐次、増築、改築していった。なお、五男三女を挙げたが、うち、二男一女を失っている。

これが、教祖の出生、身分、生い立ち、家業、家庭などに関する客観的事実の、ごくあらましである。こうして挙げてみると、概して、平凡、普通の一語につきる、といつてよいであろう。出生についても、別に変わったことはない。天分も、とりわけて際立った点は見られなかった。生家も養家も、世間並みの農家で、別に家柄というわけでもなかった。教養も、いわゆる読み書きが、ある程度できるといったところにすぎない。生活内容も、家庭の事情も、世間一般の農民として普通のものであった。誠実で勤勉な人柄であったであろうことは、右の事実だけでも想像されるが、かたちの上から見れば、四十六才までの教祖は、まずまず、万事が、普通で平凡であったということができよう。

7
だがしかし、この、すべてが普通、平凡な出生と生活であった、ということの中に、実は、大切な問題があることを、見落してはならない。先ず、その出生についてであるが、とかく世の教祖、宗祖といわれる人たちの誕生については、

多くは、いろいろな奇瑞、靈異が、伝えられている。そこには、時代のちがいということもあるうし、また、それにはそれぞれ、その宗教にとつて独特の意義のあることではあるうが、少くともそれは、その教祖たる人が、すでに生れ乍らにして、一般世人とはちがつて、すぐれた人、特に選ばれた人間であつたことを意味する。従つて、その人によつて開かれた信仰は、またそのような、生れながら世に卓越した、別格の人であつてこそ、はじめに信じ、行い得るものであつて、われわれ凡人には、もともと及び難いものではあるまいか、と案ぜざるを得ない。また、多くの教祖は、その天分、素質においても、世にすぐれた、或は異状なものがあつたと見られる。このような人によつて体现された教えは、これまた、われわれ普通の人間にとつては、極めて縁遠いものとならざるを得ない。更に、その素性、家柄が尊貴であつたとか、学識が衆に抜きんでいたとかいう場合も、また同様である。ところが、教祖は、これらのいずれの点においても、われわれ普通人と同様であつた。かういふところから、わが教祖の信心が、身分、素性、素質、教養の如何にかかわらず、誰でもが助かる大衆の信仰、庶民の宗教としての性格を、もつようになっていゝと考えられる。教祖自身も、しばしば、みんなも自分と同じようにおかげが受けられること、学問がなければ助からぬとか、人を助けられぬとかいふことはないことを、教えている。

この大衆性、庶民性という性格は、教祖の家業、生活形態という点からも考えられる。教祖が、ごく普通の農家に生れ、かつ育てられ、立教にいたるまで、終始農業に従事して、農民としての生活をしたということは、その生活内容なり形態なりが、幕末当時の国民の階級構成という点から見ても、最も庶民的であつたことを意味する。貴族や武士、商工層には、それぞれ、何らかの意味で、特殊の権力や、教養や、活動が、保証されていたが、百姓階級には、何らそのようなものはなかつたのである。そこには、*「生きて行くこと」*以外には、何もかも許されていなかつた。それも、米を作る道具として、辛じて生きる、ぎりぎりの生存である。*「百姓と胡麻の油は絞れば絞るほど絞れる」*とか、*「百姓共は死なぬ様に生かさぬ様にと合点致し収納申付様に」*とかいふ、当時の言葉は、よくそれを物語っている。

教祖が、このような「生きて行く」ことを中心とした庶民生活を送ったことは、おのずからその信心を、庶民的な性格のものたらしめたものと思われるのであるが、その庶民性ということには、一つの意味が見られる。生きて行くことと、そこに必ず生ずるいろいろな問題——病氣、災難、家計、結婚、夫婦、出産、親子、養育、死といったような——とは、農民階級だけの問題ではない。貴族であれ、武士であれ、商工層であれ、どのような階級に属する人間にとっても、例外なく共通する問題である。その意味では、農民以外の階級の人生内容は、必ずしも、他の階級には、共通しないが、農民階級のそれは、大体、あらゆる階級の生活に共通する、普遍的なものであった、といひ得よう。教祖は、そのような内容をもつ生活の中に生れ、生長し、生きたのであった。そこに、教祖の信心が、人間生活にとって、極めて普遍的な性格をもつゆえんがある、と見るべきであろう。

以上のように、教祖の出生、身分、生い立ち、家業といったような客観的諸条件について見るとき、そこに、その信心が、大衆的で、庶民的で、人間生活にとって普遍的である性格をもつ必然性が、うかがわれるのである。

三 その信心の特質

次に、教祖においては、どのような事柄が問題になっているか、その事柄の種類、性質という観点から、考えてみよう。

そこで、先ず、教祖の全生涯においてあらわれて来る問題を、教祖みずから書き残した覚書、教祖伝記「金光大神」、教典、直信その他の記録などによって挙げて見ると、第一に気づくのは、病氣、健康の問題である。教祖自身、前にも記したように、やや病弱な生れであって、幼少の頃はもとより、川手家に養子となつてからも、少年時代、青年時代を通じて、しばしば病になやまされている。また、家族について見ても、まだ幼い義弟と、それに続いて養父も、病で世

を去っている。一家の主となつて後も、子女たちが次々に病にかかり、二男一女をうしなつた。更にまた、農家にとつては家族同様の飼牛が、二度までも病死している。そうした病苦、病難が、重なり重なつたあげく、四十二才の年には、遂に、教祖自身、九死一生の大患にかかり、その一連の苦難が、教祖の信心が成立し、展開してゆく、動機なり、転機なりとなつていたのである。

これらの病難つづきに、教祖が、如何ほどなやみ苦しんだかは、後年「ざんねん至極と、始終おもいくらし」と、しるしていることを見ても、明かである。なお、病苦の問題は、その後も、家族や、実の兄弟などについて、しばしば、あらわれている。また、教祖の教導によつて、信心に入つた人たちも、多くは、病氣の問題からであつたのである。

次に目だつているのは、住宅の普請、建築の問題である。家督をついだ翌年、二十四才の年に、風呂場と便所とが増築されているのをはじめとして、生涯のうち、相当たびたび、建築が行われた。中でも、三十七才の折の住宅の改築については、ことのほか、心を勞したのであつて、さきに挙げた四十二才の年の大患も、この建築のこととからみあつたものであつて、教祖の信心進展上、極めて重大な要因をなしている。

それから、財の問題、経済の問題がある。教祖自身は、あまり、経済的にこまるといふことはなかつたようであるが、この問題が、その信心生活の過程の上で、重要な問題の一つであつたことは、見逃がせない。例えば、教祖がはじめて神のおかげうけた四十二才の大患のとき、神のことばの中に「……一代、まめで、米のめしをくわせてやるぞ」とある。米のめしをくう」といふことは、経済的に楽な生活、といふことであると思われる。当時の農家では、米は作つても、多くはそれを租税におさめたり、金銭に換えて必要なものを買つたりしなければならず、日常の食べしるは、麦や、粟や、ひえなどの雑穀であつた。従つて、「米のめしをくう」といふことは、生活が豊かであることの象徴として考えられねばならぬ。

また、四十四才の年に、実弟繁右衛門からの使いがあつて亀山村へ行くと、繁右衛門の口を通して、神からのたのみ

があつた。それは「このたび、この方未の歳、よんどころなく、屋敷宅替せねばならぬことになつたが、十匁の銭さ
え借るところがない。普請入用を金神がたのむ」というのである。これは、繁右衛門に乗り移っていた金神の言葉であ
るが、このことは、教祖の信心過程においては、大きな意義があるのであつて、後、慶応三年、教祖五十四才の十一月
の神伝中に、「……いよいよ当年までで、神の頼みはじめから、十一箇年に相成候」とある。すなわち、この金銭にか
かわる問題が、「神の頼みはじめ」として、重大視されているのである。なお、この経済問題は、病氣の治療、全快祝
い、婚礼、家族の生計、日常の衣、食、住、諸買物、娯楽、貨幣制度の変革、租税、商売といったようなきざまな事
柄に関連して、随所に見うけられる。

また、特に多く出ているのは、仕事、家業に関することがある。中でも、四十五才、神から直接のしらせをうけるよ
うになつてからは、何から何まで、神のさしずによつて仕事が行われている。農業のことであるから、もみ種、肥料、
田ごしらえ、田植、害虫の駆除、刈入れ、稲こぎ、唐臼立て、もみひき、麦まき、麦の中耕、牛使いなど、こまごまと、
農事一切のことが、具体的に、信心の問題になつている。

そのほか、お産のこと、食物のこと、衣類のこと、親子、夫婦、兄弟などの間柄のこと、子女の教育や、しつけのこ
と、結婚のこと、お上（役所）との関係、村うちとの交際のこと、葬儀のこと、などが見られる。なお、雨、風など天
候のことも、問題になつてはいるが、それは、主として、農作、建築など人間の問題に関連して出てくるのであつて、
天候その他の自然現象がそれ自体として、問題になつている場合は、殆んど見られない。

以上、概述したところを見ると、要するに、およそ人間生活におけるあらゆる事柄が、皆、問題になつていて、とい
うことになるが、ここで、われわれは、これらの事柄の種類、性質について、考えて見なければならぬ。いま、それ
を、とりまとめ掲げるならば、次のようにいうことができようか。

第一に、すべてが、人間生活の現実の問題であり、われわれにとって、極めて身近かな、日常の問題である。すなわち、人間的で、現実的・日常的である。

第二に、人間が生きてゆく以上、誰でもが、必ず、出あわずにはおれぬ問題ばかりである。すなわち、人間生活にとつて、基本的、必然的である。

第三に、問題が、人間生活におけるほとんど全部面にわたっている。すなわち、生活全面的である。

これらの諸点が、教祖の信心において問題となつて、重要な性質であると考えられるのであるが、これらの性質をもつ事柄が、教祖の信心の問題となつて、このような性質をもつて、集約して一つにとりまとめるならば、結局、現実的・人間生活中心ということに、帰着するといひ得よう。すなわち、教祖においては、人間が生きてゆくということが、信心のすべてであつた。「日に日に生きるが信心なり」であり、信心は、信心生活でなければならぬ。人間の生活が立ち行くこと、これが、如何なる場合でも問題の中心であり、目的である。従つて、立ち行くためには欠くことのできぬもの、又は立ち行く上に妨げとなる事柄、これらは、すべて信心の問題となるが、人間生活の立ち行きにとつて、プラス、マイナス、いずれの意味においても関連のない事柄は、信心問題ではないのである。教祖の信心において、天地創造の問題や、死後の世界はほとんど、問題となつていないのも、かような理由からであると考えられる。天地自然の問題も、教祖の信心にとつて決して無縁ではない。無縁ではないどころか、大問題である。しかし、それは、人間生活の立ち行きに、関係をもつかぎりにおいてである。天地宇宙が如何にして出来たかは、直接の問題ではない。天地自然が、人間にとつてどういう意味をもつか、問題なのである。死後、どうなるかは、大問題ではない。死後はどうであらうかと思ひわづらい、不安を感じることはないほどに充実した「今月今日」を生きることが、肝要事なのである。

ところで、信心は生きることであり、生活全面の問題であるということは、帰するところ、人生に関する限り、すべ

てが信心の領域であるということである。かようにいえば、当然問題となるのは、宗教と他の諸文化、技術との受持領域の問題であろう。例えば、病氣は医学や医術の、農作は農学や農業技術の領域であつて、信心の領域ではない、と非難されるにちがいない。若し、信心の領域ということが、事物を処理するについての受持事項の区域を意味するものであれば、この非難は、当然受けなければならぬであろう。ところが、教祖にあつては、信心における領域というものは、そのような意味の量的なものではない。そこにとり扱われる事柄が何であるかの範囲の問題ではない。それに対処する心の構え、人間の態度の問題である。究極的には、人間の生き方、方式の問題である。その信心特有の心の態度、生き方をもつて対処する、その領域という意味である。従つて、その心の態度、生き方の方式が、学問や技術が物事を処理する具体的なはたらきを妨げるものでない限りは、あらゆる問題が、信心の領域であつて少しも差支えないのである。このような意味での領域は、科学や技術の領域とは、質的に層を異にするものである。しかし、果して教祖の信心が、そのようになつていくかどうかは、その信心の構造や意義についての考究を経て、その結果としておのずから明かにせられるであらう。

なおまた、現実的人間生活中心であるということとは、現世的であるということになる。そこで、一言触れておきたいことは、一般に、宗教本来の領域は、現実の世界を越えた、精神的、靈的な世界にあるのであつて、現世的な生活の問題に關与する宗教は、すべて迷信であり、低級である、と速断する考え方があることについてである。これらの考え方には、根本において、宗教というものの本来的意義を見忘れている点や、現世的、人間的であることが、ただちに、物質的、反精神的であるかの如く思いなす偏見やがあると思われるのであるが、それはともあれ、この問題は、その宗教において信心上とり組まれる事柄の種類や、性質だけを問題にしたのでは、到底、説明せられ得ない問題である。むしろ、その事柄の種類や性質がどうであろうとも、それが、われわれ人間にとつてどういう意味をもつものとして、如何ように対処されているか、という信心の態度乃至構造の面について検討してこそ、はじめて、迷信であるか否かの判断

を下し得るであろう。

四 その信心の成立と展開

すでに、われわれは、先ず、教祖の出生、身分、生い立ち、生活形態などの客観的情况について考察し、ついで、教祖の信心の全過程において問題となつてゐる事柄を挙げて、その種類、性質を検討して来た。そうして、その両者を通して、教祖の信心の性格なり、特質なりを、大略ながら見て来たのであるが、教祖の信心という立場から見れば、前者は、その客観的条件ともいふべきものであり、後者は、その材料としての意味をもつものといえよう。そこで、次に、これらの諸条件のもとに、これらの諸問題を材料として、教祖の信心が、どのようにして成立していったか、また、如何ような展開をなしているか、という点について、概観してゆくこととする。

先ず、その信心の成立についてであるが、そもそも、教祖の信心は、いつ頃からはじまつたと見るべきであろうか。当時の世間一般の信心の考え方からすれば、既に幼少の頃からであつたと見ることも、できる。すなわち、まだおきなかつた教祖は、とかく病弱であつたので、父は、その健康をいぬるために、いつも教祖を背負うて、氏神をはじめ、附近の宮、寺に、詣でていたと伝えられる。また、十二才で、川手家に養子となつた折、「私は、神、仏に参りとうござりますから、休日には、こころよう、まいらせていただきとうござります」と申し出たと記されている。そうして、当時の世間一般がさうであつたように、いわゆる諸神諸仏を一樣に拝み、また、日柄方位、曆神の祟り障りをも信じた。十七才で、大峯参りや伊勢参宮もすれば、三十三才の年には四国八十八箇所の巡拝もした。ことに、三十七才の年、住宅を改築したときには、特に心を用いて、年廻り、方角を見てもらい、心をこめて忠実にこれを守つており、四十二才の年の始めには、厄晴れ祈念のために、村の氏神をはじめ、備後鞆の祇園宮、備中の吉備津宮、備前西大寺の観音院な

どもも参拝している。

しかし、このあたりまでの教祖の信心は、衆に比して、特に実意丁寧であったとはいえ、その内容においては、いまだ世俗一般の信仰と、何らえらぶところは、なかったようである。それが進展して、教祖独自の信心が成立するにいたる転機となったのは、四十二才の年の大患に際しての体験であったと考えられる。この折のことは、教祖自身の覚書にも、一生の感懐をこめて、記されているのであつて、教祖にとつて、それほど、重大な意義をもつものであつた。

それは、四十二才の四月のことである。教祖の身を案じて、集つて病氣平癒の祈禱をしていた親戚たちの一人に、石鎚神の神憑りがあつて、このたびの大病は、三十七才の折の住宅改築にあたつて、豹尾、金神に無礼をしている障りである、ということであつた。これに対して、一座の中にいた妻の父は、即座に

「当家において、金神様おさわりはない、方角をみて建てた」

と抗弁した。これを聞いて教祖は、〃岳父は何たる御無礼なことを申されるであろうか〃とおどろき入つて、病床から、「ただいま氏子の申したのは、なんにも知らずに申したのでござります。……方角をみ、日柄をあらためていただきまして、何月何日と申して、建てさせてもらいましたが、もとのせまい家を、大家につかまつりましたので、どの御方角へ、どのような御無礼をつかまつておりますことやら、凡夫で、あいわかりませぬ。御方角をみて、それですんだ、とは思ひませぬ。以後、御無礼のところは、ひらにおことわり申し上げます」

と、まことを打ち出して、ひたすらに詫びたのであつた。この教祖の心ねが、「いまいうた氏子の心得ちがい。その方はよし、行き届きおる」として、いたく神意にかない、病氣の平癒と生涯の安心とを、約束する神のことばがあつて、果してその通りに、おかげをうけたのであつた。ここに、いままで崇る神、障る神とせられていたものが、はじめて、人間の苦難を助け、人生にめぐみをさずける神として、体認され、全く新しい信境が、開けるにいたつたのである。

いま、教祖のこの体験過程の中に見られるところのものを、ときほぐしてみるならば、おおよそ、次のように考えることができようか。

- 1、かねて教祖は、極めて誠実に方角、日柄をみてもらい、これを守るにも、実意丁寧で漏るところはなかった。岳父が、即座に「方角をみて建てた」と断言したのも、それを、知りすぎるほど知っていたからである。
- 2、一般に、方角、日柄をみて、これに従うのは、神の障りを恐れ、これをさけるための方便であり、祟りをまぬがれるための、神へのいいわけであった。さればこそ、岳父は、「当家において、金神のおさわりはない」筈と抗弁したのである。しかるに、教祖においては、それは、わが身を守るために人間が考え出した方便や、神へのいいわけの行為ではない。人間たるものの当然守るべき神の道であり、神信心であった。そのところが、岳父は、教祖から見ると、「何も知らぬ」のであり、神から見れば、「心得ちがい」なのである。
- 3、されば、如何にとがめられようとも、抗弁やいいわけをすべきいいわけはない。ただ、ひたすらに、おわびするのみである。
- 4、ましてや、省みれば、わが身は、どこにどのような無礼を犯しておるやらも得わからぬ凡夫である。心及ばず、力足らぬ人間の身である。そのような人間のすること、たとえ、如何に心のかぎり、力のかぎりを尽したからとて、どうして、「これですんだ」と思えようか。
- 5、このような、人間凡夫の自覚に立つとき、人はともすれば、「だから、これ以上できようはない」と、自己を弁護しようとしたり、「どうせ、いくら努めても、及ばぬことは及ばぬのだ」と見切りをつけたりしがちである。ところが、教祖は、「だからこそ」「これですんだとは思」えず、ひたすら不行届きを詫びるとともに、「以後、御無礼のところ」なきよう、根かぎりの努力をちかい、ねがうのであった。同じ人間凡夫の自覚でも、前者と後者ととは、全くその方向を異にする。

6、教祖の、以上のようなところが、神によって、「その方はよし、行き届きおる」とされたところであり、そこから、神のめぐみが、教祖の身に受け得られることになって、非力有限な人間の身では如何ともしがたい大患も、平癒を見るにいたった。そうして、このような、実意で行き届いた神信心をはげめば、生涯安穩のおかげがうけられるということをして、証得することができたのであった。

7、かくして、教祖は、自分の実意丁寧神信心という生き方について、はじめて神のおかげを身に証得し、将来への明るい期待と確信とがもたれるにいたった。すなわち、自己の在り方に、神の裏付けを体得したのである。

大略、右のようなことになると思われる。そしてなお、特に注意さるべきことは、

第一に、この体験は、普通にいう無意識的な神がかりや、突如として与えられた天啓というようなものでなく、教祖においては、明瞭に自覚されているものであり、また、その内容が、それまでの出来事や思惟、行動と脈絡をもち、過去の生活事実にもとづいている、という点である。過去一切の出来事を基底として、その上に成り立った、新しい信境である。教祖においては、過去一切の事実を、決して過ぎ去れるものでなく、積み重ねられて現在をなし、将来をはらんでいるものである。

第二、従って、この体験は、その内容においても、現われ方においても、具体的な生活事実と実践とに即したものであって、瞑想、或は一時の精神的昂奮状態から生れたものではない、ということである。教祖は現実の具体的な物事に即して、その信心を行じ、証得しているのである。

第三に、この体験において体認された神は、突然現われた新しい神ではなく、かねて崇めていた神仏の一つである金神であること、しかもその性格が、全く新しいものとなって現れていること、である。そうしてまた、そのような神性の変容顕現は、教祖の、人間凡夫の自覚に立つ実意丁寧神信心の実践にともなうて、起っているということである。その意味において、教祖は、その信心によって、「神を現わし」たといつてよいであろうし、また逆に、神は、教祖を助

けることによつて、新しい神性を現じ得た、ともいひ得ようか。

さて、かくしてはじめて開けた教祖の新しい信境は、爾來、とみに進展していった。すなわち、教祖は、この体験によつて証得されたところの、右に述べた如き方式によつて、妻の出産、家族の病難など現実の問題に即して、実意丁寧神信心を實踐し、そこに、非力有限な人間凡夫が、神のおかげをうけて、しあわせに立ち行くことができるということ、ひとつひとつ體現してゆき、その証果を積み重ねていった。そうしてそれは、病氣のみならず、次第に、家業である農事万端をはじめ、前節に述べたような、人間生活のあらゆる事柄、全部面に及びひろがつていった。かようにして、ついに生活全体が信心になり、神徳によつて裏うちされた、神と一枚の生き方を、現じたのである。そのような生き方がつねにできていることは、すなわち、その人においてつねに神が現わされ、神がそこに生れていることであるとして、教祖は、これを「生神」といつたが、教祖自身、神より、その信境の進展段階に應じて、逐次それぞれに神号を授けられ、ついに「生神金光大神」にいたつた。

なお、教祖の信徳進展につれて、次第に教えを乞う者ができて来て、教祖は、その願いを聞いて神に取次ぎ、神のおかげをうけて生きる道を、人に教導するようになった。人と神との両方に対してのこのようなはたらきは、「取次」と呼ばれるが、教祖は、四十六才の十月、神のたのみによつて、家業を廢して、以後、専ら取次に従うた。

また、かような教祖の信心展開に一段一段即応して、神も、次第に、その眞の神性が顕現されていつて、はじめ、いわゆる金神とされていたのが、ついに、天地の守りの神、われわれ人間の本体の親神たる天地金乃神として、体認され、顕現せられることになった。すなわち、教祖の信心展開と神性の顕現とが、相関作用をなしつつ、進展しているのである。

(この稿終り)

(教学研究所所長)

信心の基本的構造

—安政五年（六年）の教祖を中心として—

内 田 守 昌

信心とは何であろうか。宗教を信ずるといふことは、いかなることであろうか。

この問いは、長い人類の歴史の中で、いたましまでの深刻な現実問題を人間が荷いながら問いつづけてきた。そして、その問いかけは、つねに神を生命的な内容として、人間の在り方の方向を指示してきた宗教に対してであったことも、また事実であった。しかもこの問いは、いちど問われ、そしていちど答えられたという過去の事実のみによって、最後の終止符と決定とをみるべき問題の性質ではないことである。というのは、宗教の生命とする神とか道というものは、あるいみで永遠絶対のものであり、またそれなくして信心も成立しえない。しかし、同時に宗教が現実の人間に対して、その在り方を指示する一面を本質的内容としてもっていることを反省すれば、おのずとその理由は明らかであろう。

すなわち、現実の問題をもつてそれがつねに問われているということである。もし、この歴史的現実ということを経験に於て、宗教なり信仰が語られるとするならば、それは単なる観念的なものがそこにあるというに過ぎない。しかも、その現実とは、その時代、そのときの現実であり、厳密な方をもつてすれば、その生の瞬間々に現成しているもの。それはまた現実には生きる人間個々の主体性において問われるべき性質をも必然的にもっている。その現実において「信心とは」と問うているのである。

そのいみにおいて現実という言葉の、われわれにおける具体的な意味は「現代」という状況である。従つて、この現代的状況の的確なる認識、把握において「信心とは」との問いが発せられねばならない。少くとも現代を眞実に生きるという自覚に立つ人間であるかぎりには、けだし当然のことであろう。その状況認識から眼をそらして、かかる問いを発するならば、いうまでもなく、そこに答えとしてあるものは過去の現実において具示された信心、それを観念的に受けとるに止るであろうし、あるいは他の人々において既に証得せられた信心概念を盲目という形で受けとる以外にない。従つてこれこそ私がつて、わが人生の解釈として採り、かつわが人生の指導原理として仰ぎうる信心となりえないことは言をまたない。あるいみの自己疎外がそこにあるといつてもいい。

いまここに、これらの問題をつつむ言葉として、「私は—人間は—どうありたいのか」ということで考えておきたい。ここでいう私とは、過去を荷い、未来に向う姿において現代という状況におかれている私であり、存在なのである。そのいみでは現代に生きている私なのであるが、その私に「どうありたいのか」という問いの言葉が迫つてくると、単に現代に生きていくという在り方だけでは、もはや解決のつかない問題の性質に変わってくる。ここでは現代を超えた立場が要求され、その立場において、はじめてその問いが問いとしての意味をもち、解決の方向を指示しうる。このことは後に再びふれざるをえないので、ここでは問題の提起という形で止めておきたい。

この現代という状況を問題にしていくいみで、それも一般的にいって現代人の状況を認識するいみで、エーリヒ・フロ

△ Erich Fromm の言葉を引用して、現代のそれを意識の底に沈めておきたいと思うのである。彼は現代を解釈してこう語っている。『十九世紀の問題は「神が死んだ」ということであつたが、二十世紀の問題は「人間が死んだ」ということである。十九世紀にあつては、非人間性とは残虐性という意味であつたが、二十世紀にあつては、非人間性とは精神分裂病的自己疎外という意味である』、この「自己疎外」をめぐつて彼の批判は、反省的に宗教に対する現代人の態度を表明する『われわれは、希望に満ちた信仰復活の時代を生きていると言われることさえある。しかし、これほど真実から遠い話はない。確かに、われわれは純粹の宗教的伝統に属するシンボルを用いはずが、それを疎外された人間の意図に役立つ方式に変えている。宗教は自分の成功能力を増すための自助自立の方策になつている。神はビジネスの相棒になつている』（「現代思想」―現代における人間の条件―）という彼の発言は、現代人の精神的状況を直截にえぐりだしたものであろう。そして、さきの彼の言葉につづく現代人の未来への方向、そこにもたらされるものは『過去における危険は、人間が奴隷になることであつた。将来における危険は、人間がロボットになることだ』と結ぶ。

ここで、極めて明らかに浮んでくることは、「私はどうありたいのか」の問いに対して、私はロボットになりたくないという実存的な認識からもでてくる答え、つまり「私は私でありたい」ということである。勿論、それは「疎外された人間」のまま、それが保持され、そのような「私」に満足せんとする欲求の方向ではない。まして近代的人間の在り方を否定し、その新しい在り方として、単純に十九世紀において既に死んだという「神」、中世的な神信仰への復帰を叫ぶとしたならば、それはアナクロニズムの極端なる表現でしかありえない。それは『実存主義にいわせれば、こうだ。かりに神が存在するにしたらとところで、別にどうということはない』というサルトルの発言によつても軽く一蹴される。もはや、そのような神に、また信仰の世界に「私は私でありたい」願いを打ちだしている現代の人間ではあるまい。とどまることも帰ることもできないのである。

二

ここに、類型的に二つの人間像をあげうる。一つは自己の欲望を充足せしめるための信仰、フロムの言葉でいえば神を『ビジネスの相棒』と考える人間。カント流の「他人を決して手段として扱わず、目的として扱え」というア・プリオリな道徳律とは、まるつきり逆なポーズをとる人間である。他の一は現代の科学的唯物論的方向を否定し、人間をあらえて過去の歴史に存したような「奴隸」の位置にすえ、そこに精神的安定を意図する人間。主観的観念的な人間といつてもいい。

では、現代の宗教はこの二つの人間像に対して、いかなる解釈をし、どのような在り方で対応しているであろうか。現代科学の目まぐるしいばかりの爆発的な進歩、そこにもたらされた人間生活上の色彩ゆたかな、しかも重量感をもつた変化は、すでに人間の主動性が科学に移行され、人間の全面的な問題解決がそこにあると思ひこみ、宗教の現代における領域の狭小を嘆いた宗教人もあつた。また、エマソンの比喩的な言葉をかりるならば「物がサドルに坐つて、人間を乗り廻す」までに徹底してくるメカニズムの現象に接しては、宗教それ自体の存在も危ぶまれるという想定のもとに、この現代への適応に憂身をやつす宗教教団もあつた。その焦燥のあまり、その信仰的生命をまやかしたミス・インタールプリテーション、誤つた現代への適応をやり、一見、外観的には華麗な宗教活動が活潑化し、精緻周到な教義―実は現実への安易な妥協という糊塗的手段になるものだが―に甘んじ、その快感に酔う。かく信仰の本質を見失つた宗教にわが人生を托することはできないし、前記の「私は私でありたい」という願ひに根本的な解決の方向をあたえてくれる期待は乏しいといわざるをえない。未来性のない宗教といつても差支えないであろう。

また、こうした現代の社会状況の煩累と、科学との対立関係において、信仰のユニークな領域を説き、宗教と科学の

平行関係の主張にとどまるものもある。さらに、その関係にとどまるをよしとせず、科学的物質文明の結果せる人間の機械化、人間の商品化という人間喪失、すなわち非人間化という現代の問題点をとらえ、一切の科学を拒否して人類よ自然に帰れ、現実を捨てて教祖に帰れなどという弱音―当事者は強気なのだが―を吐く。電灯をやめてカンテラに、汽車をぶちこわして東海道を歩けというにひとしい。そのいみで考えられた信仰は、教祖に帰るということにしても、それは歴史的現実の複雑さを避ける単なる待避境の模索であつたり、あるいは歴史の主體的創造者とならないような人間、隠者の生活をせよということになる。わが国の中世における、その時代環境にあつては、隠者ということも、あるいみで現実的社会的意義をもち、その生活及び信仰はそのまま社会的実践だといえた。また、彼ら隠者の自由精神も社会的な意味を十二分に吸いこんだものであつた。しかし、われわれ二十世紀という現代にあつては、中世隠者の信仰はまったくその積極的意義を失い、こんにちの世界史的段階において過去のものとなつたことは動かすことのできない事実である。そこでこの宗教もまた、未来への門をひらくものではない。逃避的信仰といつてもいい。過去に沈潜する。

こうした現実に対する問題解決の思考形態は、宗教ならばその宗教的セクション―この場合人間の精神的領域のみをあずかるのが宗教と考える―という唯一のセクションですべての解決を期そうとする。かかる思考は歴史的にみて、すべて、失敗を運命づけられている。そこで再びフロムの言葉をかりるならば、『同時的変化という原則を生活の全領域に適用』するという方向が改めてみつめ考えられねばならぬであろう。

では、眞実に、教祖に帰るといふこと、それが現代において生命のある言葉となる信仰とはどういふ信仰内容を指すのであろうか。そしてその信仰の基本的構造とはどのようなものであるべきであらうか。この二つの問いをひっさげて金光教祖のあゆんだ世界、信心生活を叩いてみたいのである。が、その前にいまま少しく教祖に帰る、眞実に帰るとはどいうことなのであるか。ここに一応の結論として述べておきたい。これはこれまでの記述で大体の推測は可能となつたと思える。つまり、教祖に帰るとは、現実(現代)を性急な否定という形で受けとるのではなくして、まずその現実に

立つ、素直に現実を全部的に受けとめ、それをもって教祖に帰ることを意味する。一般的な言い方をもってすれば、現代を荷った「私」をもって教祖と対決をする。それは現代人がその理性に眼をつぶらずに教祖に帰っていくことを意味する。そこにひらかれてくるような道、その道は形式の上では過去に帰ってひらかれたもの、従って過去の道という一面の断定はあるかも知れない。だが、その道は現代というもの、「私」を切りはなして全く別の世界でひらかれ、生れた道ではない。そのいみでは過去を超えている。教祖に帰るとは、真実ないみで教祖を超えるという表現も許されねばならない。そうでなければ「帰る」という根本的な現実的意義はないといわざるをえない。もちろん、その場合現代をも超えていく道でなければならぬ。なぜならば、さきの現実を正面から受けとる、現代を荷うといつても、その現代がそのまま肯定され、認めらるべき価値があるというのではなくて、あくまでも事実認識の範囲をでないものである。あえて肯定というならば、それは本質的に違ったダイメンション（次元）において、すなわち、道において肯定された現代ということになる。そこにおいてこそ真実の価値をもった現代が未来に向って展開する。従って、教祖に帰るといふ過去への方向は、実は未来への方向と質的には同一の意味内容に立つものといわねばならない。

三

信心とは何であろうかという前記冒頭にかかげた問いから、信心と現代との関係、その問題を「私は（人間は）どうになりたいのか」という問いにしぼって、「私は私でありたい」なる欲求によってそれに答えた。そしてこの欲求をめぐって、こんにちの宗教者の思考態度をかえりみながら、二つの問い、現代において生命ある信仰とはどういう信仰なのか、そしてその信仰の基本的構造はどのようなものかという問題を抽出した。いま、ここに、この二つの問いをもって、金光教の信心、教祖の信心生活、そこに展開している世界を究明してみたいのである。

金光教は取次の宗教である。生神金光大神取次の道が歴史的現実の中で展開する、その取次を中核として成立してきた宗教であり、信心であると概念規定をしておきたい。

この生神金光大神という神号は、教祖が晩年にいたって最後の段階として受けたものであるが、このこと自体が、本教においてある重要な意味を、すでに表現している。それは教祖において生神金光大神にいたるまでの信心の形成過程が、歴史的具體性をもってあるということである。もしこの信心過程が没却されて、単純に、教祖は生神金光大神なりという命題を受取るころには、教祖あるいは赤沢文治なる歴史的的存在者の別称、または人格化した尊称の意味を一步もでない。そこでは生神金光大神が具體的につかまれていない。観る人、語る人の主觀的な妄想が自由に、放任という形で濶歩する。そこに現成する信心も、単なる主觀的な觀念としての信心、それは現実の人間生活とは別の世界のこゝとして語られ易い傾向をもつてくる。

そこで生神金光大神ということ、単に神号とのみ考えるのではなくて、その形成過程の聖なる豊かな内容とそこから展開する取次という生きた機能面において、われわれの了解が深められねばならない。そのためにこそ本教において「教祖伝」が求められもし、本教信仰の中で占める教祖伝の意義もあるといわざるをえない。

教祖は「生神」について、自己一身に証得せられしところを、つぎのごとく自覚し参りきたる人に理解をあたえる。

〔「金光大神」P・310～311〕

『わたくしのことを人が神、神といいますが、おかしいではありませんか。わたくしがなんの神であろうぞ。わたくしは何も知らぬ、土をほる百姓であります』

ここに示される無知無学の百姓という自覚表現は、まさに人間である、眞実の人間としてその生に徹するところから発せられた自然なる言葉である。しかし、その生き方を指さして人は神という。それは客觀的にみて、神ともいわざるをえないほどの聖なる人格が、そこに現われていることの証左であろう。だが、ここにいう神は、従来の信心概念に濃

厚に染色された神であつて、正確に言えば、教祖を目しての人々の言意は、神そのものではないが「神のごとき人」、つまりこれまでの神観念を具象せる人という意味である。そこに教祖は『わたくしがなんの神であろう』との言葉が、謙虚という意味を超えて淡々と語りつけられる。教祖の語る神は、それらとは異つた意味において説かれる。教祖のあつた日の理解は、『信心して神になれい』（同上P・337）とも、『信心して神になることを教え』ると（同上P・339）、人間が神となることを明言した。さきの御理解につづく言葉は、そこを表現する。

『東京あたりから、官員方が沢山みえまして、人が神になるというが違ひはない。人が神になるのじやといわれます。あの鴨居にはつてある名刺を御覧なさい。沢山はつてあります』

教祖を身近に接し、その理解の内容にふれては、人が神になることを承服せざるをえなかつたに違ひない。しかも、その神なり人間が、さらに極言され、われわれをつぎの理解にみちびく。

『これへ、おいでなされるおかたが、神様であります（参る人をさして神といわれたり）。あなたがたが神様の御子でありましようが。生神ということは、ここに神が生まれるということであります。私がおかげの受けはじめてであります。あなた方もその通りにおかげが受けられます』

ここで教祖は、端的に人間が神だといいきられる。その神とは人間が信心によつて神に転成したことを指してのことであるが、それは人間でなくなつた、人間否定の意味が決定的に浮ぶのではない。むしろ、人間であることの眞実なる境地を指摘して、神といわれていると思われ。『まことの信心あるものは、神なり』（P・346）『いきとるときに、神になりおかずして、死んで、神になれるか』（P・363）といった教祖の教えを反省して、そこに味得される意味も、信心によつて眞実の人間になる、神となることであつた。この道でいう神が、単なる観念的に描かれた神とか、幻想的存在としての神ではないということである。『ここに神が生れる』ということは、人間の現実生活を基盤とし、エレメントとして、そこに生れてくる神、いわば、人間であり神であるという二重的性格をもつた有機的存在、それがまさに

「生神」であり、生神金光大神であると了解できるのではないか。それはまた、かかる存在意義をもつ生神において、天地金乃神の全内容が歴史的現実世界において具現されてくるのであるから、その生神である人間を、端的に、「神」というに、なんらばはばかるところはない。この生神金光大神の内容及び機能の生れてくる必然性を明らかにすることが、すなわち、この論文の主題である本教信心の基本的構造を把握することにもなると思われる。以下、教祖の具体的事実にもとづきながら問題にしていきたい。

四

教祖生涯の前半生を眺めた場合、そこにはふるき慣習法ともいべき日柄方位によって、規制された生活が一貫してみられる。一言にしていえば、それは素朴粗笨なる金神信仰であった。この信仰は、人間が定められた日柄方位を遵守するという行為形式である。この形式を自己の生活指針となすことによって金神が祟らず、従ってそこに人間の幸福が期待されるという信仰形式である。いわば、互恵的な神との取引形式に終始するものといつてさしつかえない。

このふるき神の契約をその歴史的背景にもった教祖の信心生活は、そこを出発点とし、ひたすらなるこの契約の遵守という方向を辿つたのである。それは人間が自己の生活の安定と繁栄を真摯に願ひ、そして深重に考え実践せんとするならば、必ず、誰もがこの契約の履行を避けてとおることを許さない現実的状况であった。教祖もこの現実に生きる人間であつた。

天保七年(一八三六)教祖が戸主という社会的場における責任をもつことによつて、金神に対する契約を果すべき責任をも直接的具体的に荷うことになつたのである。その発端的現象は、結婚において既にあつたことの記述が残されている。つづいて教祖の経済生活の充実によつて、便所、風呂場(天保八年)からはじまる住宅の増築、そして天保十四年(一八四三)

の門納屋の建築のことが記述されている。そのいずれに關しても方位家の言を守り、ことに門納屋の場合には、その柱木を二重に購入してまで、定められた日限の厳守に徹底していった教祖であった。(P・46~48)方位に実意をこめる、それは形式的セクシヨンへの傾倒にすぎないものかもしれない。だが、それは前年の長男龜太郎の死という人間的不幸が、この方位的金神と結びついて教祖の不安の意識を主体的に深め、この全生命的なまでの打こみ方になつていったと思われる。さらに嘉永三年(一八五〇)の住宅改築の現実的状況は、さきの龜太郎の死にかわる、長女ちせの死をかかえているという共通の意味があつた。(P・50~59)この改築の問題をめぐつて、金神は教祖にとって主体的な実意をつくす対象として決定的となつたのである。改築にあたつて、まず教祖は庄屋小野四右衛門によつて方位の認定を願ひ、その保証のもとに準備をととのえてしまった。ところが、たまたま年賀のため浅尾の役所におもむいたとき、そこに在勤していた四右衛門の父、光右衛門の改めての調べにより、普請禁止の宣告が下されたのである。そこで教祖は『なにとか、おくりあわせ』をとの申出をし、光右衛門はこの申出を受け、『それならば、三月十四日、辰巳の方に小屋がけをいたして、假わか移たま転たましており、八月三日、下家をとりのけ、四日地形、六日棟上、二十八日移わか転たまということにすれば、よし』(P・52)との具体的な指示が与えられた。この指示された日程にもとづく教祖の実践態度は、実に徹底ということが、これをもつていわずして他に求めうべくもないものであつた。しかるに、その間の次男楨右衛門の死、そして飼牛の死という二つの不幸にみまわれた教祖であつたのである。だが、いささかもそこに金神に対する疑念の影はなく、むしろ自己一身の不行届という一線に自覚をおき、「おもいわけ」なる決断によつてこの二者の死を積極的にこえている。方位的金神に問題性をみるのではなくて、苛酷なまでに自己への批判をつよめていく教祖である。キリスト教的な表現をとれば、金神によつて「義とせられる」そこに視標をたてる教祖にあつては、それはむしろ当然の自己分析であつたかもしれない。また、そこまでのものであつたがゆえに、限られた指示日程の中で工事の落成をみたともいえる。

しかし、かくまでにひたむきな、しかも実意にみちた教祖の金神信仰も、このままでは終らなかつた。いな、結果的に

いえば、終るはずもなかつたのである。それは教祖の四十二才（一八五五）の大患を、ひとつのきわだった契機として、その後展開する信心の世界を凝視することによつて、われわれの了解を容易にする。（P・62～66）

この大患にであつた教祖は、まず『ころ実正、神仏へ身まかせ』という自己の計らいをすてた態度を持し、受けるべきものは素直に受ける冷静なる眼をひらいていた。これと対照的な態度は、身内のもの言で現われてくる。それは前年に生れた宇之丞を問題にしての発言である。『宇之丞をそだてにやよかつたにのう』、これは当時の俗説である「四十二の二歳子は親を食う」という問題意識からくる言葉である。このとき神は『建築、移転につき、豹尾、金神に無礼いたしおる』との、きびしい断定を下したのである。その無礼の一言は、人々の了解せる契約、そして教祖の実意な履行態度をみているものにとつては、到底、肯きえないことであつたであらう。古川八百蔵が『当家において金神様おさわりはない、方角をみて建つた』といった反論も、むしろ自然なものといえよう。しかし、その反論もむなしかつた。『そんなら、方角をみて建つたら、この家は滅亡になつても、亭主は死んでも大事ないか』の意想外の一言は、もはやそれに抗するなんらの術をもなくしてしまつたのである。

というのは、従来、日柄方位をみることに、そしてそれを遵守することが、この金神との契約履行、また金神に対する対し方のすべてを意味してきたのである。それが神の側において破られてくることによつて、新たな状況が現出した。かかる状況の中にあつても、教祖の態度は金神否定の方向にむかわず、なおかつ自己への批判追究をふかくし、きびしくしていくのである。そこが八百蔵の金神に対する言を耳にしての、『なんたことを、いわれるじやろうか』の思いとなり、『どの御方角へ、どのような御無礼をつかまっておりますことやら、凡夫であいわかりませぬ。御方角をみてそれですんでおるなどは、私は、毛頭思うておりませぬ。以後、御無礼のところは、ひらに、おことわりを申し上げます』（P・64）という詫びの表現となつているのである。それは、このうえ金神に対し、どのような対し方もなくなつた無為の姿といつてもいい。自己の経験の中で、自主的に獲得された金神に対するいく組かの反射回路をもつてしても、この新

しい状況を生きる力とも方法ともならなくなった。ここに教祖における無我の境地が必然的にひらけてきたと思われる。

五

無我は、およそ宗教と名のつくあらゆる体験の世界においてみられるものではある。だが、それだけに一般の信仰的通念で簡単に処理されることは危険である。教祖におけるこの無我ということをもって、何を理解するかが、実は問題である。

病氣回復の後、教祖の神仏に対する規則的な「月の三日の神参り」は、現象的には平凡な在り方を示しているものかもしれない。しかし、そこからの信心の拡充には、無我の段階に立っているだけに素晴らしいものがあつた。いわゆる神のお知らせどおりという積極的受動性、裏をかえせば神の積極的能動性によって、すべての日常的問題の処理がなされる。だが、一面教祖の意識の底に残るかつての「金神に無礼」の一語は、安政五年（一八五八）十二月にいたるまで、ついにその意味するところの解明は許されなかつた。しかし意識的自覚的な解明はなかつたにしても、自覚に先行する事実上の動きは、すでに新たに自覚さるべき道を荷つたものであり、その道の具現をともないつつ安政五年十二月の神伝にいたつておることを見落してはならない。（P・68、86）この教祖の動きの中で無我の理解をダイナミックにとらえる必要があるし、さらに安政五年の神伝内容との有機的関連において考えるべき問題でもある。

この安政五年の神伝は、（P・67）教祖が文治大明神という新たな信仰段階に達したときに受けたものだけに、その意義は深い。この神伝の前半において、川手家の先祖に關することが語られ、つづく後半の言葉は教祖自身の過去のことであつた。この先祖にまつわる『金神に無礼』の一件が、教祖のこの段階における信心にとって何を意味し、また、その局面をどう打開するものであつたであろうか。そこにあげられている事自体は、教祖の直接経験的世界の事象ではな

く、そのいみでは事実であつたかどうかの詮索も許されない。ただ指摘された事実にはすぎないが、教祖にとつてもその真偽は問題外のことであつたであらう。

この先祖に関する神伝を全面的に受けとることによつて、教祖自身の過去の経験的世界の事實に、ふかく「金神に無礼」の一針がつきささり、かつての大患のときの『金神に無礼あり』の一語が、あらためて反省的によびおこされ、それが述懐というモノローグ形式でも語られている。この述懐の末尾をくくる『ざんねん至極と始終おもいくらし』の一句は、教祖のそれまでの関心の焦点がいつも「金神に無礼」のうえに結ばれていたことの端的な表現である。なにゆえに「金神に」であつて、他の神々へではなかつたのであろうか。「に」という確定的な指摘、それは金神に対する無礼以外のなにものでもない。無礼は、まさに「金神に」であつた。しかるに、かの安政二年の神の『そんなら、方角みて建つたら』との言意は、方角をみて建てたことに問題をみてゐるのではないことを示唆する。矛盾である。無礼の原因が他にあるといふのである。しかし、他にあるとはいへ、金神以外のなものをも指摘してゐるのではない。すれば、その場合、なにをその言葉は意味せんとしたのであろうか。金神という神を神として敬することが、日柄方位の的確なる把握とその実践という以外にない意識の世界では、おそらく解釈の下しようのない無礼の意味であつたであらう。教祖の心中、まことに『残念至極』というほかあるまい。かかる精神的状況における一般的、常識的な思考は、方角をみて建て、そこに招来されたことが「七墓をつく」というまでの人間不幸であれば、直ちに、意識的にも日柄方位の否定こそ残された唯一の道と考えることは、自然なことになるかもしれない。結果的には、教祖もそうでなかつたとはいへない。

だが、教祖の生き方、考え方、そして信心はかく単純なる図式的論理の打返しに安んずるところからのものではなかつた。

教祖にとつて日柄方位の否定は、同時に金神の否定に直接つながる。たとえ、その意味が不明であつても、またいかにわが身の最後の危機がそこに迫らうとも、自らの積極的な決断において方位の否定的立場に、わが身をおくことはでき

えない教祖であつた。さればといつて、これまでの在り方の肯定にもとどまりえない。ただただ神の『金神に無礼』の指示を、そこにある状況を全部的に受けとるほかはない。それが、そのときの『凡夫であいわかりませぬ』『御方角をみて、それですんでおるなどは、私は、毛頭思うておりませぬ』という詫びの言葉に現われている。否定というならば、その否定のくさびは日柄方位に向つてではなくて、むしろそれを遵守し実践する自己に打こまるべきと思念する教祖であつた。しかし、いまはその否定肯定の客観的規準となるべき「方位」すら失つてゐる。ここに新たなもとづくべきものが求められる。もし、求めえられないとすれば、その問題性の解明はなく、眞実に生きることが不可能となる。そこがこの安政五年十二月の神伝に至つて、その問題性の全貌にふれえたといふべきであろう。

すなわち、かえりみれば日柄方位に問題性をみる、ふるき金神信仰の世界では、人々は、いな教祖はこの方位の遵守を、いかに実意であつたとはいへ、おのれの力において充すことによつて、神のたたりを避け、自らの幸を築かんとする自利的方向であつた。その道は仏教的な用語をもつていへば、自力の色彩のこゆく介入したものであつた。教祖はかく過去の問題性の明らかになつたことを、『天地金乃神さまへの御無礼をしらず、難渋いたし。このたび、天地金乃神さまおしらせくだされ、ありがたし』(P・87) うちにこみあげくる生の歎喜の情を、この述懐は記しとどめてゐる。——ここにひとつの疑問を生ずるかもしれない。というのは、いまだ神名が「金神」であるに拘わらず、ここに突如として天地金乃神という神名をもつて、その叙述がなされてゐることである。もちろん、この述懐が、明治七年より書きはじめられた「御覚書」中の記載事項の一つであつてみれば、そのころの教祖の信心段階からの表現ではあろう。

—明治六年に神名の確定をみてゐる—

しかし、なぜ安政五年のこの神伝の内容をとらえて『天地金乃神への御無礼』といい、『天地金乃神のおしらせ』といわねばならなかつたのであろうか。そこに、そういわざるをえないものが客観的(道)にあつたとみるべきである。それはこれまでの金神信仰の世界では問題にならなかつたことが、核心的な問題になつてきたということ。つまり金神

に關する本當に根源的ラディカルな問題性の発見、そして自我―それはふるき金神信仰を荷つた自己―の超脱といった方向においてひらかれた世界は、もはや質的には天地金乃神にふかくつながるものであり、金神という名のもとには包みきれない本質的内容が具備充実されていたからであると思われる。

六

ここに明らかなことは、自我の超脱という方位的金神をこえた無我ということであつた。その無我の段階において神は、さらに『秋中、行をせい』との指示を教祖にあたえ、そこに新たな状況が現出したのである。それは現実の倫理問題であつた。このときの「はだしの行」をめぐつて、神の指示と、妻の『ざまがわるい』という反論との二者択一を迫る立場に立たざるをえなくなつた。現実の家庭生活（社会生活）という場を放置しないかぎりは当然おこつてくる問題である。この場合教祖が、その現実を意識的行動的に否定していたならば、おそらく教祖の無我の意義は、この一点によつて全く消去されるといつても決して過言ではない。神と教祖個人における神伝をもつての絶対的關係、信心はそれで成立しているかもしれないが、少くとも現実の場において成立してくる信心というには、あまりにも孤独性のおおい強いものとなる。教祖はそこに隠棲しなかつた。

この「行」に先立つ神の論しは、その実践の場を指定している。『この方で金神が、おしえする』（P・84）「この方で」とは教祖のいま立っている生活の場である。その場の行によつて明らかになつた問題が人間關係であつた。その問題を、無我という積極的受動性によつて受けとめ、両者を生かす方向を生みだしたのである。それは、神のお知らせという線に形式的に偏向して人間を否定するのではなく、人間の願ひ（目的）に即して神否定の傾向におちいるといつた価値判断をなしたのでない。まして自己目的的なものであろうはずもない。『外見ざまがわるけりや、あとから、わらん

ずをもつてきてくれ』という言葉、そして実践にふくまれる意味を味うべきであろう。むきだしの自我をかかえての実践であれば、両者のいずれかを否定、もしくは肯定する性急な態度を必然的に要求する。

ここに無我の在り方、生き方が、現実の倫理問題のなかで実現した。そのことは教祖の無我が、単なる観念的逃避的な孤立性を意味するものでなく、神と人間両者の内容を全部的絶対的に自己に吸収し、その両者の「たちゆく」方向を生みだしたという、そこに教祖の無我の現実的意義をみなければならぬ。その境地、段階の意味内容が「文治大明神」なる神号によつて表現を可能にしたと思われる。その境地において発せられる言葉が教えとなり、その実践が道となる。ここに教祖における信心の基本的構造を示唆するものがある。

七

この文治大明神の信心内容のなかに含まれる示唆の重大性を、もはや何びとも看過してはならないであろう。なぜならば、この信心内容は、後年の立教神伝中の言葉によつて表現すれば、『死んだとおもつて、欲をはなして』という事実をふくみ、『取次たすけ』の機能が現実の家族問題のなかで具体化され、『神もたすかり、氏子もたちゆく』道の現実というダイナミックスが、生々しい実感で語られているからである。さらに、ここにいたれば金神と教祖とのかかわりあいも、『氏子あつての神神あつての氏子』の生命的有機的な関係にゆきつくべき必然性を荷つてのことであつたことを、われわれの反省のなかに浮ばせう。

この関係につねに立つ文治大明神の信心の質的量的な拡充展開にしたがつて、その神号も金子大明神（安政六年六月）、金光大明神（安政六年十一月）、金光大権現（元治元年十月）、ついに明治元年、生神金光大神という最後の神号に到達した。この神号の各段階を一貫してみられるものは、神、人間、そして取次の三点に焦点を結ばしめざるをえない。だが、

この神も人間も『氏子あつての神神あつての氏子』の關係において、はじめて眞実の神であり人間となるのであるから、この關係を本質的内容とし現実に具象化する取次に、さらにその焦点がしぼられるべきであろう。

神はつぎの言葉によつて、金光大神の位置及びその取次の意義を明らかにした。―『氏子は、おかげをうけて、遠路のところをまいってくるが、この方金光大神あつて、天地金乃神のおかげをうけるようになった。金乃神は、何千年このかた悪神・邪神といわれてきたが、この方金光大神があつて、神は世に出たのである』(P・36)―人間は金光大神において天地金乃神をみ、自己存在の意義を實感的に受けとりえたし、神はこの金光大神によつて世に出る、全面的に人間とふかく本質的にふれあい、結びつくことが可能となつた。その事實は、つまり金光大神の取次において助け・助かること、その道がひらかれてくる場が成立してきたことをいみする。そういう場(この方)の教祖は、神からいへば歴史的現実に生きる人間であり、人間には神のおかげを全的に現わす神として迫ってくる。まさに『ここに神が生れる』その神である。およそ機能のともなわない存在は無意味であり、存在のない機能もない。神が存在するということも、取次の機能においてその存在の意味をもち、眞実に存在する。取次またしかりであろう。しかも取次が眞実の人間の危機的場に成立することを本質とするならば、神が神としてあるところ必然的に、そういう人間をこれまた本質内容としてゐることを承知すべきである。人間も同じ筋合において、人間が人間となるといわざるをえない。

かかる金光大神取次の内容が、文治大明神のこの段階において萌芽とおぼしきいくつかの事例をあげうるであろう。そのひとつとして、きわだつた事象をあげるならば、二女くらの病気の件(P・96~100)を指摘しておきたい。

教祖は愛見くらの病氣につき、願いをこめたとき神は、『すておいて農業にだよ』『死んだらままよと思つて、心配せずと農業家業に出精いたせ』と諭した。田圃より帰つた教祖に、養母のつげるくらの容態には心みだすものがあつた。教祖は祈つた。しかし教祖の心にひびく神の言葉は『心配なし』の断言につきる。だが、つづく妻の『おくらは死んだ』の聲は悲痛な緊張をもたらし、教祖の神の言をもつての論しも、妻がそれを承知するにはあまりにも事態は急變してい

た。『なんの死んだものに、心配なしもないものじゃ』『はよう、御祈念たのみます』とまでに、たたみこんでくる妻の言、その意中をそのままにうけて、また祈りをつくす教祖である。そこで神の指示をうけ、その場における適切な処置をなし、さらにひとときの祈念をして床についた。しばしふかき感慨に沈みつゝ教祖は『これで死んでもおかげじゃ』と思ひさだめるのであった。

しかし、そのとき再び妻の『もういけません。いまのうちに死にみやげに、ま一度祈念してお願ひください』の切なる願ひをうけて、教祖は祈る。四度目である。しかし神の言意はかわらない。『ほどのう験をやる』の一語に結びおわる神であつた。これほどまでに一貫して神の安心確定の言を受けつつも、教祖の心に去来するものは、世間の風評、そして入費もいらなかつたという現実的効果で思ひわけせんとする態度。さらには、万一の場合は、くらの遺骸を素麵箱に入れ、夜のうちに竹藪に葬ることにまで人心をはしらす教祖でもあつた。

かくまでに人間的な心情を吐露する教祖、だが、だからこそ妻の心を心のままに汲みとりえたし、妻もまた、この場合のたえきれないまでの悲痛な情を、そのままのむきだしの表現で教祖にぶつかり、願ひこむことができた。そして教祖はその願ひごとに一心の祈りを、また、いくたびかささげた。

ここにこの道の取次、信心を身につけてゆくための大事なひとつの呼吸が語られている。

八

明治五年七月の神の論しは、『ねがう氏子のところでたのめい、と申してきかせい。わがところにおかげはあり』と、端的に取次の機能、本質をつく。(P. 303) 同時に、この道の願ひが、『氏子身上のこと何なりとも、実意をもって願え』なる自由があたえられていることを浮ばせる言葉でもある。取次は、かく神に向うとき全人間的な悩み、現実の危

機に立つ人間そのものであり、人間に向つた取次は、神の全内容を具現するもの、それは神としてある。

取次という言葉は、常識の世界の解釈にしたがえば、取次をする者の独善的な判断は許されていない。主観をこころした無我であることが、もつとも望ましい。だからこの道の取次にも無我の在り方が条件として考えられもし、求められるのだとの性急な結論をつけてはならない。そのような取次であれば、機械的に右から左、左から右への移行を確実にしさえすればよい。ロボットである。

しかるに、この道でいう取次とは、そのような無生命な在り方に終始するのではないのである。教祖のある日の理解は『これからのう、他^{ひた}がいたあいうて来たら、わがいたあときの心をもつて、たのうでやれ』(P・381)との素朴な表現で、この取次の機微にふれる。自己のいたみの体験をもつて、他の人のいたみを感じるとともに、さらに、それが祈りになることを強調せられている。しかし、この場合、問題をいたみの感受性、あるいはその感応度に止めるならば、量的ないたみの軽重深淺を自己体験のそれにおいて計るといふ主観的制約は免れえないであろう。その制約は相対的な人間である以上、避けられないことかもしれない。また、あるいみで避けてはならないことであるが、そこに止ることもできない。この段階において無我とはいうものの、やはり相対的な自己否定の意味が強くなるだけであつて、あるいは常識のないみの同情とか、憐憫という、どこかに安易な自己肯定の甘さが匂っている。そこを教祖は『たのうでやれ』という「祈り」、神への方向にむかうとき真に自他の助かりが成就することを確信されていた。祈りの世界には、もはや自他のいたみの比較計量はなく、絶対的に受けとられたいたみが、神に直面している。それは又、人間が神に向うとき、そのような受けとり方が成就してくるといつてもよい。『ねがう氏子のころ』そのものがそこに現成する。それがこの道の「取次」である。そこでは、いたみが質的転換をなしている。それを教祖は「神」といつた、そして「人間」といつた。そこにおいてこそ神は真実の神としてここに生れてくるからである。それは神が神となる可能性ができたというのではなくして、取次が人間的内容を絶対的に含んだとき、それが「神」だというのである。その関係に

において具現していく道が『氏子あつての神神あつての氏子、あいよかけよで立行く』道である。本教の信心はこの取次を中核とする。さきに記したくらの病気をめぐって、そこに展開した教祖と妻とせとの生き生きとした一連の動き、そしてデアローグ(対話)は、まさにこの取次の基本的構造を具備したものであった。

九

ここに、いま冒頭に記述した現代の問題に、教祖のこの信心の基本構造から、どのような解釈をあたえ、方向を指示すべきであろうか。そしてそれが現代において真に生命あるものであるためには、いかなる適応をすべきであろうかといった点を反省的に一応結論づけてみたい。

現代は、いうまでもなく近代的な人間中心的思想に対し批判的立場―虚無主義・実存主義―を持して、近代否定の線を強調する。しかし、その否定は近代を否定して、中世の神中心を肯定せんとするものでないことは前記のごとくである。いわば、現代は、近代にとどまることも許さないし、中世にも帰れない状況である。その歴史的状況に生きんとして現代人の求めているものは、結論的ない方をすれば、人間を超え、神をも超えるという方向において真に肯定さるべき道を求めているといえるのではないか。ひるがえって、本教の信心から、これら現代人の求める方向にどのような意味を発見し、対応していくべきであろうか。教祖はその信心(取次)の基本的構造において、『氏子あつての神神あつての氏子、あいよかけよで立行く』と、極めて、明らかに、神と考え、人間とせらるべき関係を示されている。『氏子あつての神』は観念的な幻想によつて描かれた神を超克し、「神あつての氏子」は安易な人間の理想主義を根柢において超克している。同時に、現代において、前者は近代の傾向性であり、人間本位の思想に安住せんとする弊害をとめない、後者は、中世への逆転という危険性をはらむものであることを承知しておかねばならない。だが、かかる平列的な説明

分析で、教祖の自覚内容、さらに厳密ないい方をすれば、生神金光大神取次の真意を解釈しえたと思ひこむことの間違ひを知らねばならない。

教祖は『氏子あつての神神あつての氏子』ということとで神を語り、人間をみつめていたのである。「氏子あつての神」で神概念を規定し、人間は「神あつての氏子」によって人間のそれを説き明かしているのではない。あくまでも「神」と「氏子」の「あいよかけよ」の関係という基底から、中世を、そして近代をみ、さらに、そこから現代という現実を超えて、そこに『たちゆく』道を生みだすのである。ここまでの理解に立つて、はじめて教祖の信心内容にふれうることになると思われる。でなければ、中世を「氏子あつての神」なる立場で批判をなし、近代を「神あつての氏子」でそれをなすといった思想的批判にとどまり、現実における実践の方向は、現代人にあたえられない。

しかも、この「氏子あつての神神あつての氏子、あいよかけよで立行く」道は、歴史的現実の世界において、取次という機能に具体化されきたったものである。単なる観念的操作、抽象論理の図式的世界の出来事ではなかつたことを反省すれば、その自覚形成の必然性も肯けることではある。ここに現代人の生きる実践的方向が決定されねばならないし、この方向においてこそ、人間が人間となり、神が神となる真実の生き方が確立される。

(おわり) (教学研究員)

小野家の家相方位学説

青 木 茂

は し が き

金光教祖の信仰発展の経過を考える上に見のがしてならないものに、陰陽五行説と、それに関連する家相方位、金神思想がある。教祖もまた時代の人である。それらの思想的背景から遁れることはできなかつた。その前半生が、そうした時代思想に縛りつけられて、全くぬきさしならぬ状態にあつたことは、いろいろな文献が示すとおりである。ところが、教祖はそれを超克した。もちろん、科学的合理的思想的推理の結果ではない。成長発展する信仰の過程においてである。

わたしがここで扱おうとするのは、教祖の信仰発展の過程においての金神思想の超克ではない。それは別の機会にゆずるとして、教祖の学問的師匠であつた小野家の家相方位、鬼門金神思想についての考察である。小野家では光右衛門、

四右衛門、慎一郎の三代にわたって、方位方角説を遵法し、大谷村周辺地方における権威ある本山格であった。公私各層の広きにわたって、家相方位、運勢判断の鑑定と決裁をしてきた。光右衛門は教祖の手習師匠であった。四右衛門は教祖と同年輩で、同じ時代の空気を吸うてきた男である。しかも光右衛門、四右衛門ともに、代々村政を掌握する庄屋である。地理的には木綿崎山を一つ隔てた津の谷と、大谷との僅かな距離である。小野家の方位方角、鬼門金神説を明らかにすることは、当時においてのこの種の思想を明らかにすることもある。

このような社会的基盤のなかにあつて、前時代的迷妄を信仰によつて超克し、不安と混乱に低迷する庶民にたいし、希望と光明を与えたのが、教祖の教えであつた。僅かに木綿山一つを隔てた空間に、こうした明暗二つの世界が併存していたということは、いろいろとも思わせるに充分である。

一、岡山県下における家相方位伝承

陰陽五行説その他については「金光大神」がその概要を紹介しているとおり、「古代中国の世界観から発し、農耕や天文学の発達につれて発展し、中国哲学の根底をなしたもので」、さらにそれが方位説を生み、その方位説に基づいて「住居の吉凶を判断し、さらに発展して方位の吉凶が固定しているものと、年月によつて吉凶が循環するものとの二つの考えが生れた。我国では奈良時代に伝来して以来、国民生活の上に大きな影響を与え、京都に都を移すにあつても、或は、鎌倉、室町、江戸時代に至るまで、時の支配者は常にこの思想のとりことなつてゐる。個人の住居も必然に、この判断規準に従うため、わが国特有な奇怪きわまる家相説をつくりあげた。」（日野壽一・日本社会民俗辞典）家相説はひいて金神遊行の忌みから遁れようとすることに連なり、家相方位と金神説は二者一体的な俗信となつた。そこでこの金神からのがれるために、「巫女などに方角をみて貰い、金神よけの方法を教えてもらう」（大藤時彦・日本社会民俗辞典）

ために、それを占う専門職業家が現われるようになった。修験道、シャーマンとしての巫女などはそれであるが、これらは何れも「前時代的な理論に立脚し、古い信仰に根ざす禁忌観や、前科学的な経験上の知識が、それに内容を与えてきたとみられるが」（竹内利美・世界百科大辞典）原子力時代の今日にいたっても、なお多くの俗信遵法者の群れが根強く残存している。「近年の迷信調査（一九四七―五〇）の結果をみても、家相の吉凶を一応信じておるものが四六・五％、鬼門除けを実施しておるものが六六％もある」（前掲・竹内利美）に至っては、永い俗信的伝統の根が、いかに強固なものであるかに驚かざるを得ない。

これらの俗信を岡山県地方の例にとってみると、筆者の狭い視野の範囲についてみても、今なお次のようなけんけん服膺例がある。これは小都市、あるいは農村全般にわたる氷山の一角である。

「家を新築する場合には、金神様に参り（岡山県角山村）、後、予定の場所にしめ縄を張り、中央に祭壇を設けて酒、するめ、塩水を供える。祈禱の後塩水を屋敷にふりまいて、土地を清める。大工の棟梁によつてチヨウナハジメが済めば、材料が整備され、吉日を選んでタテマエ（棟上げ）が行われる。この時、組やカブウチが手伝をするが、仕事の前に金神様を拝み、酒、するめを食べる。棟を上げるのは満潮が吉。干潮は凶。大黒柱が建つと之におき、縄十尋、主人の草履片方、伊勢大神の御剣先を結びつける。建前の日として三りんぼうは忌まれる。家ができ上ると、神主を招いて家がためをし、家移りをするが、新築の際金神の廻っている方に家を建てることを、タテコミ金神というて不幸が訪れるものとして警戒する。

屋敷内の祭神としては、普通床の間に皇太神を祀り、安護神には祇園様のお札を、ニワノクチや縁側の戸袋に貼り、又大黒柱や天床裏に屋船大神のお札を祀る。竈の神として台処にオドクウ様が祀られる。家敷の植樹については『辰巳（家の東南）せんだ、戌亥（西北）のえのき』といわれて好まれ、ヒイラギ、南天なども縁起のよいものとされている。

又、木の性質や語呂の関係から、ユウカリ、クスノキ、ソテツ、イチジク、ビワ、南庭の菊などが忌まれている。」（瀬

筆者はまだ金光町附近におけるこの種の詳細な調査を行っていないが、昭和三十一年六月金光町字占見で採取した聞きとり書によると

家相については言う人もあるし、言わない人もあるが、たと言わない人にしても、三りんぼや、やぶる、仏滅などには建てないのが普通である。年令層についてみると、若いものはだいたいにおいて言わないが、年寄りに言う率が多い。家相をやかましくいう人は、まず家相見に見てもらって、方角をきめる。大工は、きめられた方角どおりにやることになる。しかし大工は、だいたい二軒や三軒は同時に受け合っておるものだから、大安の日に柱だてをやるとなると、受け合ったぶんを全部同じ日にやるわけにはゆかず、というて、仕度はできているのに日が悪いので着手ができない、というようなことで、困ることがしばしばある。昨今の傾向では、あまりむずかしくない家の場合は、暦の三段をみただけでやる、といった程度である。

むずかしいとなると切りがないので、これらの連中のために、どこの村でもそれで飯を食う専門の家相見が、一人や二人はおるものである。金光でも□□にやっておる。だいたいそれらの家相見は、どの人も考え方は共通で、昔からの伝統を守っているが、金光町字福永の××という人は、聊か様子がちがう。××は代々家相見をやってきた家であるが、当主は東京の方で勉強してきたというので、いささか異説を立てている。

昔から嫌う方角は、未申と丑寅である。それは地相とも関係があるわけで、だいたい、家屋敷でもその方角だけは、切りとつたりする。方角のよいのは辰巳向きであるが、「申酉便所に戌亥倉」は、好ましい方角の代名詞になっている。地相としては、戌亥に山があるのを、よいとする。というような話である。

二、光右衛門の家相方位説とその基盤

原子力時代という昭和の三十年代に、なおこの程度の前近代的停滞性を温存しているのであるから、徳川時代の末期におけるこの地方の家相方位説が、いかに強い暴威と圧力とをもって民衆に臨んでいたかということは、思いなかに過ぎるものがある。小野光右衛門はこの時代における浅尾藩下唯一の学識者であった。特に天文、曆術、和算にかけては、他の追従を許さぬものがあつた。光右衛門の嗣子四右衛門録するところの「小野啓鑿翁行状」は記している。

「文化十四年三月江戸に赴き、天文博士渋川君の門に入り、其役者因州侯家臣山本文之進時憲と天文曆術を討論、其学大いに進み（中畧）天保二年三月井手陣屋焼失のとき普請役を命ぜられ、且つ方鑿、宅相精撰すべしとの副命あり。算計分別捷徑なる事、家老角田君感悦の余り、金帛を以て、一日兩度の褒賞あり。（中畧）翁、相宅、方鑿、卜筮、韻鏡学、禪理、俳諧等に通じ、最も曆象、算数に精し。曾て土御門殿其名を聞き、之を招かしむ。我公之事を以て辞すれ共、きき給はず、再び藩邸に告て慕ふ。依て至て問に對う。土御門公寵遇、礼服及び佳品若干を賜う。（中畧）著すところ、啓廸算法五卷、方鑿捷徑書、神道方位考、西洋算法、春秋日食法、日食弁曆術秘伝書、新法曆詳解（下畧）」

光右衛門の家相、方位学説の根底をなすものは、和算を基礎においた天文、曆数であつたようである。筆者はその方面の知識が全くないので、その間のつながりを理論的に考証できないのは遺憾であるが、彼の著作、或は原稿としてのこされているものによってみると、それが現代科学によって如何に批判されるかは論外として、彼は彼なりの計算の上で、或は天文学的判断の上で、方位、或は家相を割り出し、理論づけをしているようである。この点は専門学者の示教を得たいと思うし、教団としても、余事ながら明らかにする方法を講じてもらいたいと思う。

以上わたくしは「小野啓鑿翁行状」によつて、家相方位に関する部分を一瞥したのであるが、さらにいささかその細

部にわたって筆をすすめ、光右衛門学説の内容を詳らかにしておきたい。

天文曆数にかんする光右衛門の師匠は、渋川景佑である。景佑は天明七年の生れ、光右衛門よりは二年後輩である。景佑は文化二年二十一才のとき、伊能忠敬に従って北海道の測量に同行、文化五年天文方渋川正陽の養嗣となり、同六年天文方となった。光右衛門がその弟子となったのは、同十四年である。天保十二年幕府は景佑にたいして改曆のことを命じたので、翌十三年京都の安部晴親の校閲をへて後、陰陽頭安部晴雄に進献した。これがすなわち天保壬寅元曆と称するものである。景佑は当時天文学者として知られていた麻田剛立の高弟、高橋至時の次男であるから、学者一族の出である。光右衛門が直接指導をうけたといわれる山本文之進は、景佑の下僚である。文之進は因幡鳥取の藩士山本儀右衛門の養子であるが、寛政十二年江戸藩邸詰めの雇となり、かねて数学、天文、曆学にくわしかったので、曆作御用手伝として浅草天文台に擢用された。(鈴木敬信「曆と迷信」・能田忠亮(曆)) 光右衛門が文之進に啓発されるころ多かつたというのは、そのような事情からであつた。後、時を経て、光右衛門が京都土御門家の寵遇を得たというのも、景佑、文之進などの推挽によるものであろう。土御門家は京都御所の陰陽頭、神道陰陽道流の本宗である。光右衛門著わすところの「神道方位考」も、この神道思想を天文、曆道に表現したものととして注目されるべきであらう。

陰陽道は古くは令制の官庁である陰陽寮によつて統轄されたもので、陰陽五行の説に基き、日月、支干の運行を考え、相生相剋の理を量り、吉凶を定めたものである。天文、曆道、漏刻などもこの役所に属するものであつた。光右衛門が、陰陽寮安倍晴明の流れをくむ渋川景佑の弟子となつたことは、すなわち土御門神道の信奉者となつたことを意味する。その学統を方位の上に理論づけたものが「神道方位考」であることも、また疑いないことであらう。金光教本部所蔵の小野家文書のなかに、「神道方位考」(上、下)一冊、ならびにその草稿とおもわれる「方道宅相全書、草稿」一冊は、それらの所説を究明する上に貴重な資料といわなければならぬ。この二冊は何れも稿本のままで、いまだ刊本となつたものを見る機会がないから、おそろく刊本とし世に問うたものではあるまい。甚だしく虫に喰われて判読にた

えないのと、わたしに専門的知識がないので正しい判断はできないが、単なる常識的な見解のもとに、拾い読みをすることが許されるならば、大要はつぎのようなものである。まず巻頭に自序があり、さらに本文の発端十数行によつて、あらまし同書著述の根本的態度をうかがうことができる。

まず自序においては「たいらげくやすらげき御代の恩沢四つの海に溢れ、足曳の山の奥、文しらぬ賤の男までも、家造し嫁娶首途くさぐさのことに、其方向の神を迎え、殺を避けることにはなりぬ。宜なるかな、吾、皇国は二神の大御神、陰陽五行の神を生み給いしことながら、此生尅制化によりて神妙不測の幸あり。また禍もある事ゆえ、百事にこれを回避せんばあるべからざるものなり。しかはあれど中つ頃より異国来舶の書はびこり、方位のよしあしを判ち教える人々、神国正統の道を以て示さざるゆえに、幸いを受くること薄く、方殺によりてくるしみ、或は家産を破り疾病を発し、甚しきに至つては身を傷るもあり。そはかしこき御国振りの廢りたるゆえと思ひ、歎息して、こたび古事記を考えて、大御神のあたえ給うままた、方道のよしあしをしるして、その災をまぬかれしめんと欲す。」と記して、神道の正しい解釈により、正しい方道、宅相を展開したいと、その抱負を明らかにし、さらに古事記の本文を各所に引用して「国中の中心としての御柱は、伊邪那岐、伊邪那美の命にして、八方を治しめし、皇国の宅相方位を備え給う。かくの如く此大神は高天原にいまして、萬の国を照し給うゆえに、異国にても至貴至尊の太陽と崇め、御神の照覽給う処は、百事諸殺は消除して萬の福ひ雲の如く至つて、土蔵納屋すべて建物塀垣など、彼是和合して嫁娶するなどに用いて最大吉なり」(意識、抄述)という論法で筆をすすめ、さらに太陽、太陰の運行表と、その曆学的計算表を刻明に記しているが、遺憾ながらわたしは、これらの所説と計数を理解する能力をもたない。

しかし唯一ついえることは、古事記にたいする妄信的な態度への批判である。その時代としては止むを得なかつたことであろうし、また土御門派神道に所属するものとして、あるいはまた当然のことであつたかも知れないが、それらの思想を根底とした上に組み立てられた彼の著述に、どれだけの科学的うらづけができるか。思いなかばに過ぎるものが

あろう。なおここで一言記しておきたいことは、光右衛門と土御門派神道（陰陽道流）についてである。光右衛門の天文、曆数に関する記録は、かなり数多を残している。学士院所蔵の図書目録は、何れも刊本、あるいは草稿のようであるが、なお、虫に蝕まれたまま綴じ目が破れてばらばらになった草稿様のものが、かなり関係書類のなかに埋もれている。しかし他方、神道思想家としての光右衛門については、全く未開拓といひ。ただわずかに前掲の「神道方位考」のみが唯一の資料である。この方向にたいする研究は、新しい分野として残されたものである。光右衛門への土御門派神道の影響。さらに加えて、その思想的肥料が教祖にたいして、何らかの影響と示唆を与えているか、いないか。わたしの皮相的な受取りかたでは、全く片鱗的な影響も考えられないようではあるが、この疑問は、このまま捨てておきたくないものである。

なお小野家が、この地方においてもついていた家相方位鑑定の本山的位置も、この土御門家との繋がりによるものであることは申すまでもない。

つぎに天文、曆学、家相方位は、三位一体的な関係をもつもののである。これらの根底をなすものは和算による実証である。日月星辰の運行を明らかにした天体の移動は、すべて和算によつて割りだされている。そこで光右衛門が和算家として名をなしていたことは、すなわち天文、曆学者としての位置を示すものである。いささか筆が傍系にそれる嫌いなしとしないが、この地方における彼の和算家としての位置を紹介しておこう。教学研究所々蔵の小野家文書によつてその子弟を拾つてみる。生国がはつきりしないものも多少あるが備前、備中の国と思われるものに

藤田助次郎、平田実蔵、久保津武、山崎弥三郎、由良作蔵、川手勝左衛門、大森勘解由、谷原喜三郎、松浦保九郎、松尾与左衛門、三宅久太郎、三島舒太郎、中原健蔵、佐々井広右衛門、吉田宗左衛門

の名が見え、米子藩中では渡瀬不醒、松山では渡辺茂平などがある。これらは何れも師弟の神文書を奉呈した人たちであるが、小野家文書から探索し得なかつたもので、備中倉敷の内藤真矩という人物が、理学博士林鶴一著になる「和算

「研究集録」に記されてある。これらの和算家が、何れも家相方位の鑑定をやったかどうかといふことは、軽々に論ぜられないが、前掲備前、備中のところで紹介した藤田助次郎の家相方位その他の資料が、小野家資料のなかに点在するところによつてみると、他の諸弟子も大同小異の形をとつたものではあるまいか、という推定ができる。ここでは藤田助次郎の在り方を、一つの例証として附記しておく。

前記林博士も「和算研究集録」に彼を紹介して「小野光右衛門の門下である。助三郎、或は助次郎といい、秀齋と号した。備中吉備中惣社の人で、著書数篇がある。師の石碑を立たんとして三島毅に文を頼んだが、秀齋が死んだので碑遂に立たず。(筆者註、この碑文は小野家に遺っている。或は数学研究所にあるかも知れぬ。) 秀齋は安政元年「解術秘書」を、同二年「秘術算集」を作る。又明治三年師の直接指導によつて「算法水術詳解」を著す。水術とは金銀の比重をはかるものである」と記している。この文では家相方位に関係したことに触れてはいないが、小野家資料のなかに大谷村塚村邸の平面方位図がある。記して「塚村氏四囲大樓図、以一寸三分為一間測量之、維時慶応四年戊辰春仲天」「司天家御直門小野以正直伝藤田秀齋謹」とあるが、この時はすでに光右衛門歿して、四右衛門の時代である。小野以正(光右衛門)直伝とあるによつてみると、四右衛門に敬意を表し、併せて検閲を経たものであろうことが考えられる。

そのほかに秀齋版刻の印刷物二種がある。共に大きさは美濃紙四分一枚大のもので、一枚(甲)は首標に「造命極訣、主命真凶殺(則命破寸土無光)之表」と記し、本文には

夫命破と寸土光無に当る年月日時とともに大凶なり。故に修造作事婚姻旅立、其外万事に忌む。又此日時に葬しきすれば跡二三人死亡に及ぶ事必せり。各ためしてその凶殺をしるべし。如斯の真の凶殺ありといへども、皆しる事あたはず、故に諸人の愁を救はんとして今小紙に載せて、これを刻す。

と記して、次に十千十二支による円形三段の表を描いている。最後に「司天台御直門、備中惣社藤田秀齋」と発行責任者名を記し、さらに同一紙片に「本命的殺一枚摺(年月の的殺および七殺支破を早操りにして載せる)」。主命吉神一

枚摺（年月の吉神方位および毎月主命の吉日□□^{虫喰}）と記しているところからみると、前記「造命極訣、主命真凶殺之表」のほかにも、二枚の方位に関する著作があるらしい。

なおついでに記しておく、今一枚「五穀男女撰録」という一枚摺りの摺りものがある。これは稲、大麦、小麦、大豆、里芋、綿、大根、小豆などの男女の差別図が載せてあり、「女穂を植えれば莫大の益あり」（葉園亭藤田秀齋）と農業指導にまでも進出しておる。わたしは植物学の知識がないので何とも評のしようがないが、どうも科学的根拠のないインチキものらしい。

次に光右衛門の書いた家相方位について述べる。小野家文書をいろいろ探してみたが、光右衛門の著になる吉凶、家相、方位に関する著述は、前記「神道方位考」のほかにはただ一つ「下元乙己歳吉凶方」という版刻本一冊しか見あたらない。「神道方位考」は前にものべたが、神道と暦学、方位を主とした学問的著述の形をとっているのに反して、「下元乙己歳吉凶方」は一般大衆を相手にした具体的応用篇的な形をとっている。もともと「乙己」は「乙巳」の誤りだと思いが、「乙巳」の年は周囲前後の事情から推して弘化二年のことらしい。しかしこの「下元乙己歳吉凶方」の序文と凡例と、大同小異の印刷物が、ほかに一冊（半紙三枚綴り、木刻）ある。記述された文字には若干の異同はあるが、これには「吉凶方序」と頭書がしてある。これによって推察すると、「下元乙己歳吉凶方」は、たまたま弘化二年のものが残っていたので、ほかの年々にも、この「自序」と「凡例」を原則的なものとして、刊行されたものではあるまいかという疑問である。光右衛門のこの地方における地位として、弘化二年だけのものを作製して、そのほかの年には全然手をつけなかったということも、いささか不自然だからである。

「下元乙己歳吉凶方（全）」は半紙版木刻表紙ともに十枚で、「自序」「凡例」が二枚半、あとは正月から十二月までの方位運勢などを記している。「凡例」は専門的用語で記してあるので、わたしには全然理解しがたいので、いささか煩にわたって恐縮であるが、次に「自序」の文章を紹介しておこう。これによって、方位家としての光右衛門の思想

のあらましが判断できるかと思うからである。

吉凶方自序

一近世方道大ニ行レ、撰択家毎年造宮嫁娶旅遊等ノ事ヲ述テ世ニ公ニシ、庶人ヲシテ吉ヲ迎ヘ凶ヲ避ルノ方ヲ知ラシム、然レトモ其書也、唯夕地盤循環ノ神殺ノミヲ主張シテ、七政運行ヲ載セズ、夫レ天道モ太陽ニ非サレバ四時氣候ノ節ナク、地道モ太陽ニ非サレバ万物生成ノ機ナシ、其ノ尊シテ吉ナルコト知ベン、太陰ハ之ニ亜グ、五星ノ如キハ一偏ノ至吉ニ非ズト雖モ、実ニ生殺ノ柄ヲ握ル者ナリ。是ヲ措テソレ何ヲカ拳ンヤ、其七星ノ七政タル所見ベシ。故郭景純ガ云ク、天光下臨地德上載藏神合朔神迎鬼避ト、且ツ其撰スル所ノ神殺モ、悉ク年首ニ本ツキ、一ツモ歳首ニ本ツク者ヲ見ス、是レ其ノ由ル所ヲ知ラズシテ歳年混同スルナリ。故ニ禍福相反スル事多シ、蓋歳首ハ建子ノ月陽氣初生ノ地ヲサス、即チ太陽ノ起ル所ナリ。年首ハ建寅ノ月陽氣相長ノ地ヲサス、即チ太陽ノ出ル所ナリ。猶一日ノウチ暁子ト晨卯トノ如シ。其一日ノ始、晨卯ニ由ラスシテ暁子ニ本ツクヲ見テ知ルベシ。余コ、ニ見ル所有りテ、休暇ノ日毎ニ古書ヲ閱メ其理ヲ察シ、古曆ヲ用テ其象ヲ考、其神殺ノ由ル所ヲ弁シ、竟ニ小冊子ヲ著ス。因テ自ラ吉凶方ト目ツケ、或人ノ需メニ応ズ。庶幾クハ吉凶迎避ノ一助ナランカ。然レトモ余ノ不敏ヲ以テ、先覺ノスル所ヲ是非ス、其罪固ヨリ逃ル所ナシ。況ヤ其尤ニ倣フ者ヲヤ。其得失取捨ノ如キハ世人ノ公評ヲマツト云爾。

司天家直門

啓鑿亭

これを要約すると、「近世行われている方道は、地上平面の方角だけを主張して、日、月、五星（水、火、金、木、土）のつかさどる七政の運行をかえりみない。そこで自分は太陽、太陰、五星の全宇宙と、地盤循環の説とを抱擁して新しくここに吉凶の所説を唱えるのである」ということにあるらしい。光右衛門がここに新しくとりあげたものは、彼の天文、曆学を基盤にして、立体的宇宙的方道の主張をやったものと考えられる。光右衛門のこの主張が、果して彼がいうが如くの新説であつたか、或は、すでに他の先輩において主唱ずみのものであつたか、それは知らない。しかし彼

の意気や壮とすべく、備中地方における一つの拠点的位置を知る資料にはなるであろう。

なお本書の出版部数がどの程度であったか、全く知る由もないのであるが、前述「自序、凡例」の三枚綴りの余白に、売渡し部数と想像される簡単な記述がしてあるので、念のために書いてみると「倉敷渡三百四冊、喜市渡五十冊、塩屋渡四十冊。」外に意味不明の数字が百四十四冊あるので、六百冊ばかり刷ったことは想像される。その配布方法は、倉敷、或は他の書店によったものであろう。

三、小野家の家相方位鑑定とその実際

光右衛門の家相方位説が、現実世界にどのように表現されたか。以下その具体的な面をたずねてみよう。資料として残されたものは、「当家（小野家）年譜並に近世系図」「御役所（浅尾）御普請に付御用相勤候記録」の二件だけである。なお光右衛門のものではないが、その流れを汲む四右衛門、慎一郎の手になる「家相方位施行人名録」なるものがある。以上三件について紹介してみよう。

「当家年譜並に近世系図」は、四右衛門の筆になる小野家の年譜で、年を追いつながら一家のできごとが記してある。そのなかで家相方位関係のものだけを抜いてみる。これによって小野家個人の私宅普請に、家相方位説が如何に具現されているかということがわかる。

寛政八年 今年坤宮（ひつじさる）へ新に座敷建立、方殺也。但しの殺坤宮子孫可恐忌。

文化十四年三月 川付出入に付、東都へ行、公事の余暇司天台渋谷川君役者山本文之進時憲を師とし御当曆改伝、冬
帰在。

慶応二年三月 裏庭之新井を掘る。旧井坤宮有之。方位不宜故改鑿也。

明治三年冬 薪屋建。

明治四年夏 長屋裏壁新築。

明治十一年三月 西土蔵を取崩す。家相に差支、且毀損旁なり。

明治十二年四月 新薪屋裏通り、墓地南通り、屋敷坤の方故、西土蔵の跡土壁とも築造。

このなかで、慶応二年以降は四右衛門の世代であることは申すまでもない。小野家文書のなかには出てこないが、教祖の御覚書によれば、嘉永二年以降、四右衛門に家相方位をみて貰われたことが記されている。光右衛門が亡くなったのは安政五年であるから、それまでの間の方位診断には、光右衛門自身が関係していたであろうことも想像される。教祖の家相方位診断のことは、後に項を改めて書きたいからここでは省いておく。

小野邸の家相方位に関する今一つの資料として、四右衛門の筆になるものと推定される一枚の平面図がある。製作年代が書いてないので、いつ頃のものかはつきりしないが、屋敷全体の見取図で、測量の間数などが記されており、しかも主屋の建物を中心として、養志軒、土蔵、長屋、下男部屋、供部屋、木納屋、牛屋、灰屋などの方位が、朱筆で書きこまれている。おそらく明治以前のものであろう。

「御役所御普請に付御用相勤候記録」、この記録表紙の脇肩には「天保三年壬辰三月、小野光右衛門」とあり、半紙三十五枚綴りの一冊ものである。本文は日記体に記録されているが、表紙の首題のとおり「天保二年辛卯歳十一月廿一日戌中刻、御吟味所より出火、御役所下会所同小使部屋、外に納屋壹カ所焼失」したのでお呼出しになり、翌三年「三月十日、角田様被御着御機嫌伺申上候処、同十一日於御役所御頭役様方より被召出候而、御役所焼失已前之御建物、不残分間絵図面相調、並新御役所御家相相考、御殿其外下会所等に至迄夫々取調、分間絵図面相奉差上候様被仰付、同日より掛り四月十九日新古御絵図奉差上」だったのであるが、さらに新築を機会に「米三百石入候」土蔵を新築することになり、「梁式間、桁四間、高式間」の設計書を提出した。

これによると御役所御殿の立坪が六拾四坪、敷地総坪数が七百六拾六歩。入札の結果井尻野喜代八が拾八貫七百五拾匁で請負と決定した。用材は藩内の村々から献上させることになっているが、この献木村にもそれぞれ方位を選ぶ必要があるらしく、光右衛門は各村々の方位を報告しており、さらにこれらの村々の献木を伐採するのにも、日時と時刻を指定し、地鎮祭はもとより斬始めにいたるまで、日柄方位を詳細に規定している。

以上のことは何れも、当時における建築と日柄方位の關係を物語るものではあるが、城中の附属建物を建築するに際し、光右衛門の背負わされた方位家としての位置を知る材料でもある。

なおこれに関する光右衛門の設計として、浅尾「御役所皆出来図絵」と書かれた方位並に平面配置図一枚がある。同図面の余白に「地面広狭方向等に因て、新図絵之通難相成所々、相法に随い地利之便利を考え、時々伺上候而、造営相整候後正図江戸表え壹枚差上候」(下書)との註が書かれている。

次に四右衛門の上申書。小野家文書のなかに、署名、首題ともに書かれていない一見反古様の巻紙がある。筆蹟は四右衛門のものともみて誤りがなく、その内容をみると、浅尾藩庁築造にあたり、その方位選択については、小野家は下命を得るに至らなかつたけれども、念のために阪本道博、太田鳴鳳に徴せしめられたき旨を書いたものであるが、「彼が(註、阪本、太田を指す)著述を閲するに七政運行推歩の術、啓鑑以正が如く究明せし趣は見えざれども」と但書をつけて、彼等二人が、なお光右衛門に及ばざるの意を現わしている。この資料もまた年代は明らかでないが、藩庁築造の方位について、宅相方位を専門とする小野家として黙視し得なかつた立場を示す材料である。左記は草稿であるが、冒頭に「十月朔日原山様え差上候」と別筆で書いてあるから、正式文書として提出されたものであることに間違いはない。この資料は草稿である關係から、文意もつくしがたく、ところどころに書きこみもしてある。文中()のなかにある文字は、別行書きこみのものと受取つていただきたい。(句読点は編者の挿入による)

十月朔日原山様え差上候

茲ニ（井手ノ）官庁ヲ浅尾山ニ移シ、村落散居ノ諸家ヲ此陣内ニ入レ、臺殿堅固ノ構ヲナサント上命アリト雖モ、急速ニ事ヲ成シテハ民力ヲ勞センコトヲ憐ミ、年長ク造營セントノ思召ニテ、其人ヲ撰ンデ其事々品々ヲ預カラシム。予人撰ニ洩ル、トイヘトモ、同ク是戴恩ノ小吏何ソゾ大業ノ場ニ至ツテ□思ヲツ、マンヤ。（中略）幸ニ当秋ハ近来ノ豊熟米価モ安料ニシテ、民心穩ナル時節ナレバ、下農夫モ何ソ夫力ヲ厭ワシ。良農夫土恩ヲ報復スルモ農稔ヲ以テスルトキハ、心ニ快クシテ荒饉年二十倍ス。国民モ何ソ藩邸ノヨク成事ヲ憎マンヤ。此ノ時ヲ以テ事ヲ行時ハ、所謂文王ノ靈臺民ト与ニスト云事ニチカ、ランヤ。扱テ城郭藩邸トモ往昔ヨリ伝来ノ法制故実アリテ備具スルトイエトモ、宅相ニヲイテハ其法真密ナラス。方今文運隆盛ニシテ尤宅相方鑒ノ道大ニ開ケ、前途ニ卓越スル時世ナレハ、何卒地相及官舎倉廩諸士君ノ屋宇ニ至迄、其主々々命宅家相方道ニ能叶テ、堅固盛榮ニシテ封内ノ静謐ヲ祈ン事ヲ希フ。夫構ハ宅舎大門ノ備ヲ專一ニシテ、文武ノ双庫糧倉厩等はニ亜ク、地割ノ中央本宅ノ中針ヨリ艮坤ノ出張同方ニ諸臣家相相重リ、堀溜水井水大木並突出ノ山丘等ハ不宜、全体宅舎ハ凹ナル地ヲ福貴永昌トス、（中央）突出ノ地ハ必樹木ヲ植ユヘシ。屋宇ノ大門暨許多之建物トモ、当君侯ノ命宅ト尋常ノ宅相トヲ能ク引合セ至善吉ニ随イ、又土地ヲ闢ノ吉節礎堅柱上棟移徙等、日時ノ撰扱最大切ナルヘシ。日撰精密ナラスシテ犯神殺時ハ、家相ノ慶福不至、先ニ方位ノ殺伐ヲ受ル事速ナリ。諸士君ノ旧舎ヲ新地ニ運転造立スル時ハ、宅主ノ吉凶相包ナリ、君侯ノ資財ヲモツテ相當時ハ、其人ノ方位ニ不抱、然時ハ廿四山ノ方向ヲ正見シ移徙ノ吉辰而已ヲ極ヘシ、是レ當主夫婦及嫡嗣庶子ノ生命ヲ檢シ、吉辰佳辰ヲ以テシ、（都テ宅相ト日撰共ニ最上吉ヲ重ヌレハ、方徳漸々ニ循惠シテ）長久繁昌シ、追年孝子忠臣出ツヘシ。之ニ反スル時ハ不忠不義ノ人生シ、災害並至ルコト必セリ。恐慎ヘシ、サテ今般ノ一挙ハ封内ニテモ領國已来ノ大業、諸士君モ君侯ニ身命ヲ任ト云ナカラ、一人ニ取リテハ転居本宅換ト云ハ実ニ人世ノ規矩ニ抱ル大珍事ナレハ揚欽シ輕忽ニスヘカラス。依テハ博学研究ノ人ニツイテ專訂正スヘシ、當時撰扱家京撰及諸州ニ紛々然トシテ多ト雖モ、未熟輕忽ニシテ倚頼スヘキ人ヲ聞カス、然レトモ武州比企阪本道博、

淡州（須本より一里西安坂村）阪元太田鳴鳳ノ二子ハ近世ノ諸家ニ超越ス、尤彼カ著述ヲ閲スルニ七政運行推歩ノ術、啓鑑以正カ如ク究明セシ趣ハ見ヘサレトモ、宅相方鑑一遍ノ穿鑿ニツイテハ最足レリトス、サレバ君侯ハサラナリ、各々ノ君達彼ニヨツテ辨詰考究スル時ハ、誤謬少ク幸多シカラント云。（原文のまま）

最後に「家相方位施考人名録」。これは上記のとおり、小野家にたいして家相方位の鑑定をうけにきたものの人名記録である。半紙版一〇七枚一綴りのもので、時代は明治十一年十月から大正八年で終っている。筆蹟は四右衛門の息慎一郎の手になっている。これによってみると、小野家では大正中期まで家相方位人生運行のことに携わり、地方の庶民はまた運勢方角に捉われ、人生行路の規準をこの一点にしぼっていることを物語るもので、前掲「岡山県下における家相方位伝承」と併せ読むならば、いかにこれら荒唐無稽の伝承が、綿々として庶民生活の奥深く根をはっているかということが判るであろう。

以下この人名録によって、取扱件数、願事内訳、年令別、村落別等を分析してみよう。先ず取扱件数は次表のとおりで

年次	件数
明治11	12
12	33
13	32
14	25
15	35
16	35
17	0
18	8
19	17
20	12
21	13
22	9
23	12
24	2
25	13
26	9
27	0
28	26
29	0
30	0
31	0
32	4
33	11
34	13
35	0
36	4
37	10
38	18
39	6
40	13
41	30
42	8
43	8
44	3
大正1	2
2	3
3	4
4	5
5	6
6	7
7	8
8	
計	439

合計四三九件である。この表でみるとおり、全体においては年を新しくするに伴って、件数は減っている。これは全く時代の動きの然らしめるところで、新世代に移ってゆくほど、世人の関心が薄くなりつつある証拠である。しかしこの表を細かくみてゆくと、大体四つの段階を示していることに気がつく。すなわち、初期の段階においては大きく、その次がややたるみ、その次にまたやや盛りかえし、そして最後になるにつれて影を薄くした野線を描いている。この野線

の変化には、起こるべくして起つた理由のあることは確かであろうが、ここでは簡単に結論を求めめることを、遠慮しておきたい。

次に願事の内訳は、その殆んどが家屋にかんする方位の鑑定である。縁談に関するものが三一件、それも相性と縁組みの方角とである。あとの四〇八件は家相に關したものである。もちろん新築、増築、移転等いろいろあるが、それも主家だけには限らない。井戸、竈屋、納屋に至るまで種々雑多である。試みに筆数で目につくものを拾ってみると

本家、新屋、納屋、雑部屋、長屋、土塀、路次門、雪隠、石垣、土蔵、釣屋、井戸、厠、竈屋、牛屋、大門、庇、湯殿、隠居、醬油蔵、灰屋、炭屋其他

などである。次に年令別で見ると、最高が七〇才、最低が二〇才で、平均年令は一応四六才という数字がでるが、大体の年令層で見ると三〇才台から四〇才台が多く、この年令層にこうした伝統的保守的思想が強いというのも、時代差と、農村の後進性とをものがるものといえよう。次に願主を居住村落別にみると、やはり大谷村が断然多く三三一件と、其他が五八件、不明が五〇件である。其他五八件のなかには、小原、屋守、八重、別所、爪崎、唐船、黒崎、占見、下竹、須恵などの近村が多く、なかに井手、惣社など旧蒔田藩関係の地名も目にふれる。これらは何れも明治初年以降のものであるし、光右衛門からいえば三代も下ることであるから、方位家相鑑定家としての小野家の地位も、時代を下るにつれて、しだいに衰えをみせつつあつたものと考えられる。

四、教祖と小野家

以上のべてきたような社会的環境であるから、教祖の前半生が、家相方位、鬼門金神思想にとりつかれていたことは申すまでもない。伝記にあらわれている最初の記事は、天保七年の結婚のときから始まる。新嫁とせの輿入れが十二月

十三日。この日は壬戌・納という日にあたり、新嫁の家から方角を立てると、新聳文治の家は西北にあたる。道順からいうと北向きである。この年の金神の方角では、西北に豹尾金神が、北に金神が立ち塞っていた。そこで新嫁輿入れの一行はこれを避けるために、廻り道をしなければならなかった。

次は翌八年の風呂場と便所の増築であった。「御覚書」には「卯ノ方角え四尺ニ壹間半ふるばニ長つば立天保八丁三月二日日がら改大工同所安吉」とあるのを、「金光大神」は意識して「天保八年三月二日、大工河手安吉にたのんで、住宅の東側に、風呂場と便所とをかねて、四尺に九尺のものをたてた。この日は、己卯・建という日柄であったが、この年、東方には、金神が、めぐりとどまっているのであった。」と記している。同年の暦（教学研究所蔵、天保八年の暦、伊勢屋文之助開板）によると、この年の金神は「寅、卯、戌、亥」の方角にあり、さらに「卯」の方角には「さいは（歳破）」が重なっている。「歳破」というのは陰陽道の八將軍の一つで、水神である。これは毎年居所をかえるが、その方角に向いては、船の初乗り又は移転を忌むということになっている。前記同年の暦の開扉頁にも「さいは（歳破）卯の方に向かいてわたまし、（転居或は新築など、所により多少語意の異なることがある）せず、ふね（船）のりはじめず」とあるから、原則的には東（卯）の方角は転宅を忌む日になっている。「転宅」とこの度の場合の増築には多少意味の違ったところもあるが、家に関するてんにおいては同じであるから、「日柄改め」をして、三月二日の「つちのと（己）う（卯）」の日の「たつ（建）」を選んだものであろう。

越えて天保十四年、巳午の方角に門納屋を建てるについても、方位家について日時方角の吉凶をみてもらっているが、方位家の姓名は不詳である。その指示によって暮もおし迫った十二月十八日に新始め、いよいよ工事にとりかかったのが翌弘化元年の正月八日、しかもその二十六日には工事を終らねばならぬというのが、卦による結論であった。ついで嘉永二年の暮、須惠の丸山に売家がたので買うこととし、方角をみてもらったのが庄屋の小野四右衛門であった。四右衛門のみたてでは方角はよしと出たが、念のためにみてもらった光右衛門の卦では凶と出た。これは全く意外なこと

であった。光右衛門の説によると「当年は成年、文治も戊の生れで三十七才、年まわりになる」。そこでさらに調べなおした結果、「三月十四日に辰巳の方に小屋がけをし、一たん移転をしておいて、八月三日に下家を取りのけ、四日に地形、六日に棟上げ、二十八日に移転」、ということになったので、教祖は指図どおりに行動をすすめた。

ところが家の造作の途中に、いろいろな厄介ごとが起きたのは、衆知のとおりである。子供三人が天然痘を患い、楳右衛門はそのために死んでしまった。その上さらに飼牛が死ぬるといふかさねがさねの不幸がつづくので、教祖は改めて金神に頼み、光右衛門の指図どおりの日程で工事を終った。

このあたりの教祖の動きは、当時の家相方位、金神思想を真正面から受けとって、畏れかしこみ、けんけん服膺している。光右衛門の指図は金科玉条である。ところがその後安政二年の大病をさかいに、教祖の心境に変化があらわれた。金神にたいする受けとりかたが変ってきた。これは教祖の信仰内容の変化によるもので、外界からの客観事情の変化とは無関係である。安政二年から後の教祖のこの心境変化は、教祖の信仰成長史の上から、重要な一時期を画するものであることはいうまでもない。しかしわたしは、ここではそれに触れることを避けねばならない。本稿は小野家の方位、家相、金神思想の研究を主題にしているからである。

安政二年までの教祖の金神にたいする態度は、当時における一般庶民のそれと、全く異つたものではない。庶民にとつても貴族にとつても、金神は暴君であつた。まさに封建的な専制君主であつた。この専制暴君の目をのがれるために、あらゆる手段が弄せられた。家相方位の鑑定がその消極的対策であり、北歐、シベリヤ系シャーマニズムの産んだ巫子、稲荷さげ、狐おろしがそれである。当今流でいうならば、自然科学系統に属する学問畑の小野家が、このような非科学的な時流のなかによめいて、地方本山格の態度に終止したことは、当時としては、むしろ当然のことではあろうが、いろいろと学問的な示唆を与える材料の一つである。

五、結 び

すでに与えられた紙数も超過したようであるから、このあたりで一応結びをつけておきたい。前述のとおり、本稿では小野家の方位金神思想の究明に重点をおいた。これは教祖の信仰成長史を究明するための基礎的段階として、当然試みておかねばならぬ踏み石である。さらに附記しておきたいことは、小野家学説の矛盾が、まだ未発達の段階にあった自然科学と、独善的な旧神道思想との複合形態に停滞固執していたことに由来する。たとえば天文学者としての四右衛門は、当時としては珍奇といわれる天体観測用の「象限儀」をもっている。これは今、金光教教学研究所に保管されている。そしてまた光右衛門の時代、すでに早くから西洋科学も移入され、地動説さえわが国内で唱道されていた。さきに書いた渋川景佑の父高橋至時の師麻田剛立は、天文観測に望遠鏡、反射鏡を使っているし、また剛立の盟友中井竹山は「暦の事」のなかに、「暦に於て肝要なるは、月の大小、干支のわりつけ、二十四気の配分、日月蝕の時刻や土用の入、八十八夜、二百十日などの日取にあつて、その外はみな一切無用、特に中段下段の暦註にして、世間に害をなす妄誕と思われるようなものは、悉く去つて官暦を浄潔の暦に改良すべし」（能田忠亮・「暦」）と説くものなどあつて、新しい科学の夜明けの訪れを予告しているのに、なお旧態依然、慣行墨守にとらわれていることなど、いろいろ問題を含んでいるが、それ以上に筆を進めることを、ここでは遠慮しておくことを併せ記して、稿を終りたい。

（教学研究所囑託）

教義史に関する一管見

小野敏夫

一、教義史の概念

一般に教義史という概念が成立つものかどうか、疑わしい。教義は一定不変のものでなければならぬと考えられるところから、教義が一定不変のものとして確立されると、これに違反するものは、異端と排せられ、異安心と斥けられる。さもなければ、教義が一定不変という性格を保持することができなくなるからである。こういう場合、教義の成立史を見ることはできるが、教義そのものの変遷ということは考えられない。ここでは、教義史という概念の成立する余地はないと思われる。

ところが本教では、教義史という概念が成り立つのではないかと思われる。

教祖が、「世間になんぼうも難儀な氏子あり、取次ぎ助けてやってくれ。」という神の頼みを受けて、人を助けるよ

うになられたところから、本教が始まっているが、それには、初めに教祖が助かっておられ、それがそのまま人を助けることになっていったという事実が先行しておることを看逃してはならない。

この人間が助かるという事実が初めにあるのは、生活が先にあったということである。宗教の専門家が教義を研究して一派を編み出したというのでもなく、突然神懸りがあつて真理が啓示されたというのでもない。教祖は、その生きておられた時代と社会の中で、その特殊な環境の中を生き抜かれたところに、人間が助かるという事実を体験されている。その生活が特殊であるというのは、教祖という特定の人について見るからであるが、誰でも、人間が現実に生きている姿は、皆特殊である。従つて教祖は、人間として現実に生きられ、現実に人間が助かる事実を体験されたということになる。この場合、神観や人間観が確立したから、助かるという事実が体験されたのでなく、逆に助かるという事実が展開して行くところに、神観も人間観も次第に説明して行つたと見なければならぬ。

それで、教祖においては、神も、初めは庶民信仰の対象であつた諸神諸仏であるが、それが次第に金神に集中し、それが後に金乃神、天地乃神と変り、明治六年になつて天地金乃神と決定している。

人間の姿も、教祖が初め一身上に次々と起つてくる問題と真剣に取組まれたところに次第に明確となり、四十五才の時に述懐しておられるように、「神仏、願いても叶わず、致し方なし。残念至極と始終思い暮らし」という結果となっているが、「天地金乃神様への御無礼を知らず、難渋いたし。このたび天地金乃神様、御知らせ下され、有難し。」と仰つていらっしゃるように、難儀の底から助かれ、その助かられたところから、人間の難儀の姿も明確に説明されている。この人間の姿は、さらに、人を取次ぎ助けるようになられて、願ひ出る人の問題と一々真剣に取組まれることによつて、いよいよ広く深く解明されて行つたと見られる。例えば、彦介の養母に対して、「見限りた女」と嘆いておられるのも、そこまでに難儀な人間の姿のあることが解明されたということと見られる。しかもなお、取次ぎ助けるようになられた後の教祖には、難儀がなくなつたのでなく、反つて生活の大転換に伴つて色々な問題が起り、また奥様や御子様との間

に次々と新らしい事が生まれてき、更らに人を取次ぎ助けることそのものの中にも、お上の許しを受けるとか、宮を建てるとか、参つてくる人の世話をするとかいう問題も相次いで現われ、一層複雑深刻な人間の難儀が展開して行つたといふことに注目しなければならぬ。

それで、教祖が助かられたといふのも、問題や難儀がなくなつてしまつたといふのでなく、どのような問題や難儀が起つても、それを解かし、そこを立行くことができるようになったといふことである。謂わば、人間の助かる根本の方式を身に付けられたといふことである。従つて、個々の難儀に会われても、それと一々取組んで、その根本方式に基いてその問題を解かして行かれたのであり、人を助けるといふのも、その人の問題と一々取組んで、その根本方式に基いて個々に問題を解かして行かれたのであると見なければならぬ。「おかげはわが心にあり」と教えられるのも、単にわが思いやわが力でおかげを受けよと云われるのではなく、「生神金光大神、天地金乃神、」と一心に願う心になれ、云い換えれば、取次を頂く心になれといふ意味であつて、この取次こそ人間の助かる根本の方式である。この取次で人間が助かるという根本の方式は一貫していても、現実に生きた人間が助かるのは、個々に助かる他はない。一人一人が別であり、一々の問題が皆新らしい。一人一人に就いて、一々の問題に取組んで、それを根本の方式に基いて解かして行かれたので、願ひ出た人が次々に助かつて行つたものと見られる。この根本の方式は、一切に一貫するといふ点では数学の公理や定理に似たところがあるが、数学の公理や定理のように、それさえ分れば、後は一人一人が自分でそれに基けば問題は解けるといふようなものではない。何人も原動力をそこから受けねば、現実には助からない。取次は原理であつて原動力である。それで何人も、どんな問題でも、取次を頂かねば、現実に助からない。従つて、取次の働きが、一対一の形の結界取次を根源の形態としており、「願う氏子におかげを授け、理解申して聞かせ」ることになつてゐるのも、そこからのことと思われる。

それで人間の助かるといふ事実も、一々新らしい。教祖自身も、自分が助かり、人が助かることの一々に驚き、感じ

入つておられ、一々の問題や難儀が助かる度に、親神の神徳に打たれ、感激されていたものと思われる。それは同時に、「かように氏子が助かり、神が助かることになり。どうして、こういうことができたじやろうかと思ひ。思うて神仏悲うなつたのぞ」とあるように、神も驚き、感銘されていたものと見られる。謂わば、新天地が次々と開けて行つたのであつて、教祖の神号が次々と進まれたのも、この人間の助かりが次第に広く深く進んで行つたことを示すものと思われる。

こう見てくると、初めに神観や人間観や救済観が確立して取次の働きが始まつたのでなく、現実の人間が助かるという事実が初めにあり、それが持続し、展開し、進展したところに、神観や人間観や救済観が次第に開顕し説明して行つたと見なければならぬ。

教祖の帰幽後、取次の神業は御子孫によつて不断に進められて、今日に至つているので、その間に、どれだけ多くの人が救い助けられてきているか分らない。その長い年月ほど、わが国家、社会が、世界が、激しい大変化を重ねてきた時期はない。それだけ、その中に生きていた人間の出会つた問題ほど、きびしいものはない。年代によつて、例えば明治の初年と戦後の十年というように、人間生活の姿を見れば、それは比較にも何にもならぬほどの違つた様相を呈しており、社会断面によつて、例えば有産者と無産者というように、人間生活の内容を見れば、それは全く別種のものであるほどに異なる中味をもっている。それだけ人間の問題は、限りなく多種多様であり、人間の難儀は、極まりなく複雑深刻である。

その問題、その難儀を救い給う神の働きも、一人一人に対して新らしく、一々の問題に対して別であると云える。それだけ人間の助かりも、その人その人で、またその時その時で違つたと見られる。それだけ神観も人間観も救済観も、教祖の時代を越えて、いよいよ展開し、進展していると見なければならぬ。

このことは更らに広く考えれば、人間が生き代り死に代り地上に生存する限り、難儀は、内容を変え様相を異にしつ

つ、生起して停止することはない。神も、天地金乃神と神名は決定されていても、現実人間に現われて、人間を救い助ける働きをなさるので、神の内容は常に展開し進展して行くものである。実に天地金乃神とは、そういう常に展開し進展して行く内容をおもちになっている神として決定された神名と見られる。この神と人間が助かる働き、即ち「神も助かり氏子も立ち行く」働きをするのが取次である以上、取次も常に未完成の完成、完成の未完成であつて、絶えず持続し進展すべきものである。従つて取次の教義は、常に開顕するものであり、不断に進展するものでなければならぬ。或る時期において、それまでに開顕された教義を取りまとめめることは可能でもあり、また段階を劃して次に進展するといふ意義をもつものとして必要でもあるが、それで教義が停止し完成したといふことにはならない。こういう教義は、一定不変といふ性格をもつものでなく、教義史として捉えられるものといふ性格をもつものである。

こういう教義は、布教と密接不可分のものである。「此方が天地金乃神よりおかげを受けておることを、話にして聞かすのぞ」といふ御言葉の「話にして聞か」せるといふことは、取次の働きの「理解申して聞かせ」ることと同一のことと見られる。「理解申して聞かせ」とは、申さば、真に理解し承服できるように話して聞かせるといふ意味と見られるが、その話の内容は、教祖がおかげを受けておられることである。おかげを受けて助かつておることを説明するところが、人を承服させるものであり、承服する人が助かることになる。おかげを説明するものが教であるから、教は承服する者におかげとなるという特質をもっている。このことは、教義は布教によつて開顕し、布教は教義を原理とするものであるから、教義が布教と離れば空虚であり、布教が教義と離れば無意味であるといふことになる。

この「話にして聞かせ」といふことは、それが一対一の形で行われるだけに、現実の人を助けるには、最も直接的、具体的で、最も効果的であるといふことができる。一対一の形で話す場合には、人間と人間が全面的に向き合うので、生命が最もよく通じ合うものである。相手の顔色や気分で、相手の言外の気分、内容、事情などを見取り聞取ることができただけに、こちらにも、それに応じて行届いた納得できる話をするだけでなく、こちらからも、言外の確

信や感銘を相手に与えることができるか、取次の働きとして行われる場合には、そこに深い祈念がこもり、親神の働きが動くので、「話で助かる」ということになる。空虚な信心話でなく、おかげの話であり、おかげになる話である。

一対一の形の話は、そういうように個々の人に対し、隨機随縁で、極めて直接的、感動的なものであるという長所が見られるが、他面、瞬間的、消滅的であるという短所があることを見落してはならない。聞く人が聞き落し、聞き違え、取り違えるということがあり、時間が経つと、忘れたり、他の話と混雑するということも起る。

このことは、教祖が「話にして聞かせ」られることを、聞く人がどのように聞き、どのように受け取り、どのようにおかげにしたかということに、大きい関係をもっている。氏子がどのように願ひ、その願ひに対して教祖がどのような話をされ、それを氏子がどのようなおかげにしたかということが、ありのままに伝えられれば、取次で人が助かることの内容が明確に分る筈であるが、そこまでのことは、今日でも明確にしにくいところがある。佐藤範雄師に「取り違えた信心」という話があることを思うと、話の聞き方は実に大切である。これは、何時までも、取次を頂く者の大切な心得となるものであろうが、教義を研究する上にも、大きい問題となるものである。

今日に伝えられている教祖の御言葉は、この「話にして聞かせ」られた御言葉であるが、それはごく少数の人によって伝えられたものであり、その一人一人も、承った話のほんの一部しか伝えていないものと思われる。二十四年間の取次に、どれほど多くの話ができただのか、今日に伝えられぬものの中にどれほど重大なものがあるのか、それは惜しまれても、今日としてはどうともすることができない。しかもなお今日に伝えられている教祖の御言葉は、承った人が後で覚えておることを書き留めたり、話したりしたものであるから、自然にその人物の云い振りなり、考え方が入りこんでいることは、止むを得ないと思われる。またどのような聞き落しや取り違えがあるかは、分らない。なおその人しか感じられない感銘を、窺い知ることはできない。そう思うと、今日に伝えられている教祖の御言葉を、どう受け取り、ど

う見るかということは、実に重大な問題である。今日のわれわれなりに軽い心で受け取れば、大変な取り違えになることがある。これは、実に恐ろしいことである。それを恐れながら、しかもなお、その御言葉が氏子のどのような願いに對して示されたのか、教祖の信心のどこから出ているのかを、虚心に行届いて見て行かなければ、真意を受け取ることができない。余りに自由な解釈は、偏見に陥り、謬見を生む恐れがある。これは個人の信心でも十分戒めなければならぬが、特に教義を研究する上では絶対に必要な戒心事である。

今日では御伝記「金光大神」が公刊されているので、教祖の「おかげを受け」られたことが分るところから、教祖の信心に基けて御言葉を理解することができるようになったとは云えるが、単なる知識として理解したのでは、真意は覗えない。虚心に教祖の信心を頂く心、即ち取次を頂く心で受け取らなければならぬ。元々、教祖の御言葉は、取次の「話」である。「此方がおかげを受けておることを話にして聞かせると仰るのも、単に体験を語って聞かせるといふ意味ではない。神のおかげ即ち神の心を話して聞かせるといふ点に重点があつて、それを、此方が事実おかげを受けたことであるという確信確証をもって話して聞かせるといふことになると思われぬ。それはまた、「神が物を云うて聞かせる」ことでもある。取次の教祖をもって、神が、願う氏子に物を云うて聞かせられることでもある。「理解申して聞かせ」とは、この面から云われることであつて、教祖の御言葉は、取次の教祖を通して聞かせて下さる神の御言葉でもある。従つて、教祖の御言葉は、取次の御言葉と受ければ、その真意を承服しておかげを受けることになるが、取次と離れた御言葉として受ければ、字句に捕われて真意が見えなくなつてしまふ。

さらに御言葉の受け方には、御言葉は皆、氏子の特殊な願いに對して語られた話であるといふことを承知してかかることが大切である。御言葉の中には、そのままが、誰にでも、何時でも、通用するものもあるが、中には、願い出た氏子の特殊な個人事情に限られた御言葉であるから、その体験のない人には感銘が薄いといふこともある。併し特殊であればあるだけに具体的、直接的であるから、同じ体験をもつ人には、極めて感銘的である。これまでは体験がなかつた

が、同じ体験又は同じような体験をすると、前に感銘が薄いと思えた御言葉が極めて感銘的になるということもある。要するに、御言葉は信仰体験、信心生活で頂くものであつて、単なる知脳で受けるものではないということが分る。

ところが特殊は特殊に終るのでなく、特殊が普遍であるということを見逃してはならない。それは、人間がそういう特質をもっているからである。人間は、一人一人皆特殊である。同一の人は二人とない。併し誰でも人間であるということに、変りはない。特殊であつて普遍であるのが人間である。人間が現実に生きる姿は必ず特殊である。特殊な条件、特殊な事情をもつて生きているから、その点だけを見れば、特殊であるが、人間として真実に生きる姿は、どんなに条件や事情が違つても、万人に響くものであつて、普遍である。同じ時代と社会の中に生きているということは普遍であるとも云えるが、時代も社会も転換すれば特殊になる。前の時代感覚では、新時代は理解できぬところがある。日本の社会感覚では、アメリカの社会は理解できぬところがある。しかもなお時代を超え社会を異にして、人間として相通ずるものがある。従つて特殊を体認できるから普遍が理解でき、普遍を理解するから特殊が体認できる。特殊な人間が真実に助かつたということが万人に通じ、時代と社会を越えて生きる。人間全体に通じるものは、特殊な人間の真実に助かつたということである。教祖が徳川末期から明治初年にかけて特殊な条件や事情をもつて生きられた特定の人であるという点では、他の何人とも違つているが、人間として真実に生き、人間として真実に助かられたということは、永遠に人間全体に生きて行くものである。

本教の教義即ち取次の教は、そういう性格をもつものと思われる。それだけに教義を展開する鍵は、人間の特殊性にあると見られる。

假りに人間は現実の生活では助からないものと見、現実の生活は一切虚假であり夢幻であると観じて、来世の特別世界に安住する他に人間の助かる道はないと云えるならば、その時は、人間が静止しているから、神の働きも永遠不変となるであろう。こういう信仰の教義は一定不変となるに違いない。併し現実の人間が助かるというのは、特殊な事情が

解け、あらゆる変化の中で救われるということではなければならない。従つてその特殊なる事情や事情の変化に生活の重点が置かれ、それを助かりたいと願うことになる。その事情が違い変化が起れば、生活の重点も移動し、人間の願いも移動する。この人間の願いに対する取次の様相も、その重点が移動する。それで教義も、この人間の特殊性から変遷するものと思われる。

人間は皆、時代と社会の中で生きている。その時代と社会は、或いは急激に或いは徐々に、或いは全面的に或いは一面的に、或いは永続的に或いは一時的に、刻々と変転して停まることがない。この基盤に依りて、人間の生活事情も変転して止まることがない。その上に個人の雑多な複合した特殊事情が加わってくる。そういう特殊な姿で、凡ての人間は生きている。そういう難儀から出発して、取次を頂いて助かるのであるから、取次をどう頂くか、取次のおかげをどう実現するかということ、人間の助かり方に違いが出てくる。教義が変遷し進展する動因は、この人間の特殊性にあると思われる。教義史を研究するには、この人間の特殊性に分け入つて見るのが大切である。

二、教義の意味

ところで教義とはどういうことを指すのであるかということが、問題になる。教義とは、御教の意義と云うこともできるが、一言にすれば、この道の信心とはどういうものであるかということが、十分に、良く分るように表わされたものであると云うことができるであらう。

十分に分るといふ点で、信心内容の一部だけが示されればよいということにならない。全部が全部とは云えないまでも、大体その信心の全体が見通せるだけの内容は揃つて出ていなければならない。少くとも、どんな神を拜むのか、その拜む人間はどういう正体のもものと見るか、その人間がどうして助かるのか、どうなったのが助かったということにな

るのか、その助かるためにどういふ信心の仕方をするのか、どういふ修行をするのかといふ内容が備っていないければ、教義とは云えない。

次に良く分るといふ点で、どれほど感銘的であつても、断片的、一面的であつたのでは、そのことだけは良く分るとしても、その信心がどんなものであるか良く分らぬといふことになる。それで、どうしても組織的、体系的に表わされているといふことが必要となる。

そういう内容を持ち、そういう表現方法を取つていゝものならば、それが極めて感銘的に、申せば常識的に表現されているものでも、厳密な学的確実性をもつて表現されているものでも、それは教義と云えるであろう。

この教義といふものは、「表現されている」といふことが、不可欠の要件になると思われる。教祖にしても、假りに何らの表現もなさらず、自己の一心内のこととして終られたとしたならば、教祖がなくなれると共に、その信心は消滅して、人類に何らの影響も残さなかつたであろう。また假りに、あれだけの信心はおのずから教祖の言動に現われ、家族や近隣の人に何らかの影響を及ぼしたとしても、自身が人に伝えるといふことをなさらなかつたならば、それもやがては消滅したであろう。教祖が安政六年の夏までに死んでおられたとしたら、この假定にやや近いことになつていたかも知れない。併し事實は、神の頼みによつて人を取次ぎ助けることになられたので、「話にして聞かせる」といふことをなされ、神のお知らせによつて「天地書附」を書いて人に渡しておられ、また「御覚書」を書き綴つて、御一生の信心の跡を後世に残しておられ、さらに教団組織に必要な「信条」を残すために、神誠、神訓の教条を書き留めさせておられる。この「話す」と「書く」とは、「此方がおかげを受けておること」即ち教祖の信心内容を表現されたことである。教祖以外の道の信心を篤く受けておる人でも、話すなり、書くなり、又はその他の方法で、信心を表現したものでなければ、教義とはならない。

次に教義と云うからには、「人々に何らかの影響を及ぼすもの」でなければならぬ。「人々に」といふのは、正確

に云えば、教団に影響をもつということでは、無意味である。教義という以上、それは教団というものを背景にもち、その教団の中で何らかの働きをもっているということを経るものである。

「何らかの影響」というのは、その信心の特質によつて、それぞれ違つてくるものと思われる。その特質から見ても、祈禱教団、修行教団、儀式教団など見られるような教団では、教義は軽いものと見られたり、看板扱ひされることもあり得る。併し教祖の信心は取次の道であるから、「話で助かる道」とも云われ、「道理に合う信心」を勧めておられ、「理解申して聞かせる」ことを承服すれば助かる道である以上、教義は本教の信心の本質を成すものである。教義が信心の本質である以上、教義はどこまでも純粹性を要求するものである。従つて教義は教団の生命であり、教団の盛衰は教義の純不純によると云うことができる。教義が純粹に昂揚されて、それが布教にも教政教務にも教育にも潑刺と發揮される時は、教団が真実の働きを進めている時であり、教義が混濁して低迷する時には、教団が真実の働きを進めているとは云えない。本来そうであるとは云つても、国家の制約を受けたり、教団内部に事情があつたりして、教団の信心が時によつては祈念、修行、儀式、教務などに重点を置き過ぎるようになる、その時には教義が軽くなり、時にやや装飾視されたり、無用視されたりする傾向が起ることもある。教義そのものがどう見られるかということとは、その時の教団がどういう状態にあるかということから起つてくることである。教団史のそこまでのことの関連を見て行くのが、教義史の問題ではあるが、教義は、本教教団の本質であり生命であるという重大な位置にあつて、それだけの大きい影響を及ぼすものであると見られる。

三、教義の開顯

本教の教義は、安政六年、教祖が神の頼みを受けて人を取次ぎ助けるようになられたところから、開顯している。その前から教祖は人を助ける働きをなさっていたが、取次という明確な自覚をもって人を助けるようになられたのは安政六年からであるから、教義もそこから開顯していると見なければならぬ。取次の働きが始まったというのは、人が助かるようになったということである。人が助かれば、それは、どういう願いに対してどういう働きを受けたか、それはどう助かったか、その結果その人の信心がどうなったかということを見ることのできる筈である。その人がこの道の信心をどう見ているかということを知ることができれば、それがどんなに単純で、一面的であるとしても、それは原初的な教義の開顯と見ることが出来る。その人がさらに続いて取次を受け、信心内容をいよいよ深く進めて行くのを知ることができれば、それは原初的な教義の展開と云うことができるであろう。さらに次第に多くの人に取次の働きが伝わり、それぞれの信心が段々と広く深く進んで行くのを知ることができれば、それは原初的な教義を次第に全面的に体系的に見ることが出来るであろう。従って教義は取次と共に開顯し、取次と共に展開し進展すると云うことができる。

その取次の当初において開顯された教義がどういふものであつたかということは、なかなか捉え得ないところがある。その当時の教祖の信心内容がどうであつたかということは、各面から見ても、幾らか窺えるようであるが、それがそのまま教義であるとは云えない。さればと云つて、その当時の取次ぎ助けられた人々が、この道の信心をどんなものと考えていたかということを知ることが出来ない。

教祖の取次を頂いた人が教祖からどのような教を受けたかということを、明治四十三年にできた教典編纂委員会で調査蒐集したものが、「教典編纂委員会資料」として教団に保存されているが、それは現在未発表である。尤も、その中から撰定されたのが「御理解」百節であり、他の一部は御伝記「金光大神」に採録されている。この「資料」を十分に

研究して、年代順にその内容を調べてみれば、教祖の取次において、どのような教ができていたか、またその教がどう展開して行ったかということを知ることができると思われる。併しながら、それとて、承ったその人その人が自分の心内に留めていることであつて、みんなに発表されたり知られたものではないから、その当時の教祖の許に参つてゐる人々に支配的な教であつたかどうか判定することは、困難である。こう見ると、立教当初に開顕された教義、即ちこの道の信心がどういふものと見られていたかということを知ることが極めて困難である。

ところが御伝記「金光大神」によれば、立教の安政六年より元治元年正月朔日の神伝を受けられるまでの五年、正確に云えば四年二ヶ月の間の、教祖広前の状況を、一種の流行神として世間から眺められ、何時とはなしに各地からの参詣者に「金神参り」の称も起り、その間に藤井駒次郎夫妻、齋藤重右衛門、高橋富枝、松本与次右衛門などの諸師が信心するようになり、立教四年後の文久三年からは各地に講社ができるようになったと記している。

ところが文久三年に齋藤重右衛門が入獄したので、「今に大谷へも追手がつく」と取沙汰が乱れとび、地方の人心を刺戟したので、まだ信念の定まらなかつた者は皆とび散つて、真に信心している者だけが残され、それが他日の道の根となり力となつた。教祖はこれを「神のさびかえ」とされたと述べている。

このように世間の目に立ち、官憲の注目を引くようになったので、元治元年に、「二間四面の宮を建つてくれ。」という神伝が下つたと見られる。それは、「御上が叶う」ことを要件と示されていることからみても、教団組織の公認の運びをせよという神伝と窺うことができる。

この立教当初の数年間に、大谷村を中心として、次第に遠方に拡がり、各地からの参詣者が相次いで、一種のはやり神のように世間から眺められているのは、何によつてであらうか。これを明確にするには十分に資料を調査して精細に研究しなければならぬが、御伝記「金光大神」に基いて考察すれば、それは教祖の神徳であつたと見ることができないだらうか。

参ってくる人の願いは、病気の願いが多かったのではないか。教祖自身、四十二才の時に九死一生の病気を助かられ、おくら様の病気のおかげを受け、また「此方よりはしかの手本を出し」というおかげを受けておられることなどは、世間の目をひくことであり、医療方法の未発達な当時では病気の願いが神仏にかける願いの大きいものの一であったから、病気の願いをもって参ってくる者が多く、それが不思議に助かるというので、神徳が高いという噂が拡まつて行つたと見るのは、あながち不当とは云えないであろう。

なお、例えば、大阪住吉の和田安兵衛が初めて教祖の広前に参つた時、いきなり、「遠方から参つたのう。住吉という、余程あるのう。」と声をかけられて、「実に驚入候」と記しているように、教祖の神徳に驚き打たれるような事実が限りなくあつたものと思われる。

こういう目立つた、驚くべき事実は、人を深く感動させるものであるから、「病気が不思議に治る。」「霊験があらたかだ。」という声は一般の人心を惹きつけ易い。それで人々が詰めかけるように参つてきたものと思われる。それではやり神のように見られたのである。また、そういう参り方をしている人々は、この道の信心も、病氣治しの信心とか、金神よけの信心とか、どこにもあるはやり神の信心という位にしか見ていなかったかも知れぬ。教祖も「肥かたぎ金神」と云う者もあれば、「生神」と拜む者もあると仰っている点から見れば、どんなにも見られておられたと見なければならぬ。これは何時の世でも、何処でも、初信者にはよく見られる姿であつて、そういう人は、不思議なことだけに気が向いて、信心をする気にはなかなかなりにくいところがある。それで何か一つ変つたことが起れば、今迄沢山参つていた者が一変にとび散つてしまうようになり易い。

教祖の広前において、「神のさびかえ」が起つたのも、大体こういう事情であつたと思われる。併しその中であつて真の信心を受けていた者は、これに動揺することなく、いよいよ信心を進めて行つたと見られる。

この際、問題になるのは、教祖の神徳ということである。教祖の教に、「神信心してみかげのあるを、不思議とはい

うまじきものぞ。」、「信心してみかげのなき時は、これぞ不思議なることぞ」とあるように、神のおかげを不思議と
 いうのは人心で計るからであつて、わが智慧、力に及ばぬことを不思議呼ばわりして、これを特に物珍しがり、信心の
 目的もこれに集中して、わが智慧、力に及ばぬ不思議なことだけ身に受ければよいというような信心振りになり易い。
 本当の信心では、信心して受けるおかげは、一切が神の働きであり神の恵であると喜び畏むのであつて、不思議と云え
 ば、日常のこと万事、どんな些細なことも神の徳でないものはないから、特別のことだけ不思議がることはない。不思
 議がるというのは、人間判断で神の働きをあれこれと評価するものであつて、僭越でもあり冒瀆でもある。人間判断を
 捨てて、一切に神の働きを見、神の恵、神の心を受け切つて行くことを進めて行く他はない。信心して、神の働きが現
 われぬというようなことが万一にもあるとすれば、それこそ、不思議なことである。極言されているのも、神徳
 だけをめあてにするのでなく、信心せよ、信心すれば必ず神徳は受けられると、信心を勧めておられることに注意しな
 ければならない。

ただ多くの人は、神徳に触れると感動が深いだけに、特定のことだけを不思議がり物珍らしがつて、それだけに心を
 引かれ、それだけを身に受けることを願うようになり、自分判断で一切を押しまくる生活態度を依然として固執して放
 そうとしないものである。そこを、神徳に触れて、人間判断で万事を押しまくってきた生活の夢が破れ、無限の神徳の
 中に生かされていることに目覚め、神徳を受けて生き抜こうとするようになることは、信心の上の大きい問題である。

例えば、初代白神新一郎師が、茶碗、井類の破れ物を集めて置いて、これを御神酒で継いで頂くよう祈念していると、
 「焼継屋というて、これを家業に渡世している者がある。それを、手元で継げば、焼継屋の家業がなくなる。継ぎ代は
 僅かな事である。それより千金出しても、命は継げまいが。諸人の命を継ぐ分別をせよ。」という意味の神の知らせを
 頂き、「恐入り奉り、誠に有難く感涙せり」と記している。察するに、これは、神徳を体認体得しようと祈念したのに
 対して、神徳は茶碗、井類の破れ物を継ぐようなことに限られるのではない、それより人の命を継ぎ、人を助ける分別

をせよと、無限に広い神徳に目を注ぐように教えられているものであろう。こうしたことは、布教者にも、信奉者にも、大きい信心問題である。

こう見ると、立教当初の状態は、只数年だけのことでなく、本教の将来に残る大きい信心問題であると見なければならぬ。

次に出社が各地にできたということは、教義史の上では、非常に重要な意義をもっている。それは個々に信心しているだけならば、どれほど尊い教を教祖に受けていても、また自分がどれほど優れた信心をしていても、それはその人の死と共に消滅してしまふであろう。ところが教祖に受けた信心を人に伝えて、教祖と同じように人を助けるようになる、この道の信心はどういうものであるかということ、それが隨機隨縁の話であり、願いに對する話であつても、人を承服させるように伝えなければならぬ。しかも同一の取次者が多数の参拝者に教を伝え、参拝者は同じ出社で持続的に取次を頂くことになるので、そこでは、この道の信心はこういうものであるということが、あらゆる面から説明されて行くことになる。そうして初期の教義が次第に開顯されて行つたと見ることが出来る。

もともと出社は、教祖の取次を受けて助かつた人が、その喜びを包み切れずに人に信心を勧めたり、受けたおかげが目立つところから難儀な人が願ひ出てきたりするので、教祖に受けたままの話を伝え、教祖の通り神に祈ると、その人が助かり、それが元で次々と人が参つてくることになり、自然に家業もできなくなつて、専ら人を取次ぎ助けることになつたとか、教祖の取次で助かつた人々が相寄つて、互いに信心を語り、共に信心を礪き合つたりしている間に、自然に一人の講元が定まり、その人が取次ぎ助けるようになったとか、色々な経過で色々な姿にできたであろうが、その取次ぎ助ける働きをする人は、教祖とは別にその働きをするのでなく、教祖の働きを教祖に代つてする手代りという姿であつた。しかも当初は、自然な経過で、その居宅が広前となるといふものが多かつたと思われる。ところが後には、違つた経過で、他郷に出て取次ぎ助けるようになつた。この他郷布教の嚆矢をなすのは、恐らく初代白神新一郎師で

あつたと思われる。

この出社は、教祖の広前が後に大本社と呼ばれるのに対して、その出社であり、そこで取次ぎ助ける働きをする人は教祖の手代りである。このように道の信心は、生きた人から人へ伝えられ、その信心内容は、現実に人が助かるということであつた。これは、書物や行法や儀式で道が伝わっているのとは、大いに趣を異にしている。

この出社では、教祖に受けた信心を人に伝えて人を助けるといふ働きができており、それで初期の教義が開顕して行つたと見られるが、それは教祖の広前において見られるように、信心を受けた人が、その信心を自分の一心内のこととして終つたならば、その信心は後に伝わらないけれど、皆が皆そうではなくて、後から来る者へ、そのまた後から来る者へと、信心は生きて伝えられて行つた。それで当初の出社が今日の教会の濫觴となつていているものが多く、当初の信心が生きて今日に伝えられている。このように、教祖の信心を直接に受けた一人の人の人を中心として、その同じ人の教導に生きる人々の団結が一定地域内で強固にでき、それが持続して行つたといふことは、道の信心の伝わって行く最も強い力であつたと見られる。ただその当初の出社で、この道の信心はこういうものであると伝えられて行つたことは確かであるが、その内容を知ることが困難である。これは直信諸師の伝記が明らかになり、当初の出社の布教史が明確になれば、当時の信心内容も幾らか分り、初期の教義の開顕を大体に知ることができると思われる。

そういう事情の中で、初代白神新一郎師が、明治四年の晩秋に、「御道案内」を執筆していることは、割目すべきことである。これは教義書ではない。題名の示す通り、またその序文に「小子、近来御道に志し、御蔭を蒙らんと欲して、日夜神心の真似せし処に、忝くも日増しにその験しあり。新参未熟の小子申すは、御道の兄達には憚りありと雖も、余り有難さに黙止し難く、三つの宝の余りある御蔭を知らぬ貴賤の御氏子と、共に戴かんと誘わんがために、御道案内と表題し、不知不才の小子、文々句々、前後、混乱たりと雖も、かねて見聞する処、思い出の儘、そのあらましを、ほぼ書き記すのみ」とあるように、布教文書である。この道の信心を知らぬ人に、この道の信心を勧める文書であるが、そ

れにはどうしてもこの道の信心はこういうものであるということが述べられていなければならぬ。この書には、教祖観、神観、人間観、救済観などが述べられているので、その点で教義書と云うこともできる。本教最初の文献であつて、明確な意図をもつて書かれた布教文書であると共に教義書でもあると云うことができる。

これは岡山在住時代に書き始められ、その後も筆書して、これを人に与えているが、その部数は決して多くはない。併し大阪に布教した後も、この道の信心を人に伝える根本の信念は、この書に書き記されたものと本質的に変るものではないと思われ、その信念が大阪の地で広く永く伝えられ、道の流れを成している点で、この書は本教において重要な意義をもつものと見なければならぬ。

(教学研究所囑託)

彙報

—昭和二九、一一、一—昭和三二、一二、三一—

序—研究所開設以来の経過……………	七八
金光大神御覽書の研究……………	八三
御伝記「金光大神」の研究……………	八三
教学方法論の研究……………	八四
教団自覚運動に関する研究……………	八六
信心生活記録並に布教活動記録の蒐集……………	八九
研究所總會……………	九〇
研究生の養成……………	九四
「とりつき」誌の編集……………	九七
金光教概説書の編纂……………	九八

序——研究所開設以来の経過

設置

昭和二十九年四月一日、現行教規が制定施行せられるに及んで、教団の機構は全面的に改められた。この教規において、教学研究所の設置及びその大綱が定められ、研究所に関する教規の事項が施行せられる同年十一月一日をもって、その開設をみることとなつたのである。すなわち、従来、教師育成機関に併置せられてい

た金光教學院研究部と、教祖伝記の編纂のことがとりすめられてきた金光教教祖伝記奉修所とにおいて、それぞれにすめられてきた研究乃至資料等が、ここに引継がれることになって、本教の教学の研究のより本格的、より総合的展開がなされるために、独立機関としての組織をみたのである。

機構

研究所の発足にあたって、従来の学院研究部における教学研究の機構及びすめ方が考慮検討せられた結果、独立の研究機関である以上は、最少限度の必備の機構として、左の如く教令（二九第八号）において定められた。

第一部 教史及び伝記に関する事項

第二部 教義に関する事項

第三部 布教及び教制に関する事項

第四部 文化及び諸宗教に関する事項

なお、第四部において教外の研究や問題が取扱われることとせられたのは、本教教学の方法論についての研究をすすめることの必要にもとづくものである。従って第四部は、教学方法論に関する事項をも取扱うこととなった。

経過

○昭和二十九年年度

研究所発足の当初において、まず問題となったのは、職員の研究にあたる根本態度として「教学とはどういうことなのか」「教学と信心との関係がどうなるのか」という点が明らかにされることであった。そこでこの課題について、各部の合同研究会という形で、教内外のこの種の問題を取扱った論文等が、テキストとして用いられつつ検討がすすめられ、昭和三十年三月末までに十五回の研究会がもたれた。

この間、「金光大神」別冊の刊行について、その原稿の整理、校正の依頼を受け、十二月より二月まで、このことにあたることとなった。

次に、教団の機関である研究所として、とりすすめねばならぬ研究の課題及び方法について、かねてより本教教学の確立に心を寄せられたる先輩諸氏の意見を徴するため、昭和三十年一月十九日、第一回の運営懇談会がもたれた。この会合において、

(イ) 教団自覚運動に関する研究

(ロ) 信奉者の信心生活記録の蒐集

の二つが、研究所当面のなすべき重要課題として要望せられた。

次に、研究者の養成というところは、研究所本来の働きの内容であり、且つ当面の急務でもあるところから、教規の定めるところに従い、取敢ず、地方在住の研究生を募集することとなった。そ

の第一回は、旧学院研究部の研究生で、制度の変更のためにその研究を打ち切りたる者の中、引続き研究を希望する者が採用せられた。

このように、新しい研究生の採用によって、それを交えての研究者相互の連繫をはかり、研究上の共励を行うことを主旨として、総会がもたれることとなり、二月二十二日、開所式の意味合いをもこめて、その第一回の催が開かれた。

○昭和三十年度

三十年度の当初において、研究所の研究課題として、

(イ) 教団自覚運動に関する研究 (ロ) 信奉者の信心生活記録の蒐集

(イ) 教祖・金光四神、現教主及び直信先覚諸師についての資料蒐集等が採りあげられた。その実施については、(イ)並びに(ロ)の課題は、第一部を主査とし、(ロ)の事項は第三部を主査として、とりすすめることとなったが、それらはまず研究の基礎資料の蒐集を、徹底して行うとの方針がたてられた。

次に、前年度来、職員の教学研究の素地を培い高めるためにすすめられてきた各部合同の研究会は前記の(イ)・(ロ)の研究及び教学方法論の研究という三つのテーマを定め、一部、三部、四部においてそれぞれに担当し、テキストを選んで研究会を行うこととした。しかしながら、一部と三部担当の研究会は、その研究の性

格、実情等からして、適当なテキストを選び且つテキストを十分に活用するということが、出来難い点があった。そこで下半期においては、教学研究の根本資料である「金光大神御覚書」の公刊に備えての研究及び「金光大神」の研究（これは、金光教概説書編纂第一期における「本教の本源性の探究」と関連してすすめられた）とに、そのテーマを変更し、前者を第一部、後者を第二・三部の担当として、研究会がすすめられることとなった。

次に総会は、六月には、新採用の研究生をも含めて、御伝記「金光大神」を主題とする講演、研究発表、共同討議が行われ、十二月は、教外の学識者を招聘して、教学と信心との関係についての講演、二月は、研究所職員並びに研究生の一年間の研究成果の発表を中心として、教学研究の素地を培い、相互の共励につとめる催とせられ、都合三回の会合がもたれた。

次に、昭和二十九年度末に本部より依頼を受けた「金光教概説書」の編纂については、研究所本来の研究内容とこのこととの関係、研究所の実情と編纂事業のすすめ方等が問題となり、本部当局とも協議が行われ、また教内識者の所見をも徴せられた結果、研究所においてこれを受諾することとなり、九月二日に第一回編纂会が開かれる運びとなつて、編纂の方針・態度及び実施計画が定められて、とりすすめられることとなった。

更に以上の如く、教学研究が具体的、内容的にすすめられていくについて、一は、教団の実態と密接な関係をもち、教学が全教的に理解されていかなければならぬ、一は、研究者自体の信仰体験を、どこまでも深め且つ広めていかなばならぬ、という二点が考えられた。そこで前者の願いをもつて、教学講演会の開催（現在までに二四回）、「とりつぎ」誌の編集（現在までに五回）、地方の教学的会合への出席等が行われ、後者については、職員全体による信心懇談の場として、月一回の会合がもたれることになった。（現在までに一二回）

○昭和三十一年度

三十年度の基本方針として採りあげられた点は、概説書編纂のことが進展するにつれて、研究所の研究や事務の面に亘り、その占める位置が大幅に増大せられたので、かねてよりの研究所本来の研究課題も、概説書編纂への営みを中心とし、それとの関連において、選択されていくこととなった。

従つて、教団自覚運動に関する研究、信奉者の信心生活記録の蒐集、教祖・金光四神君・現教主及び直信先覚諸師についての資料蒐集等の研究も、概説書編纂のための各別審議と関連して、教団資料、信奉者に関する資料、教典編纂委員会資料等にもとづく調査研究の内容として、それぞれにとりすすめられた。その結

果、これらの研究課題が当面している研究段階において、十分な資料蒐集の成果があげ得られなかったが、部分的には、資料相互の位置づけ、整備等が行われることとなった。

次に、各部担当の研究会は、これらの状況の中で、原則的には、毎週予定の通りに開かれつつ、それぞれの内容がすすめられた。すなわち、「金光大神御覚書」の研究は、訓詁註釈を行う基礎的研究としての性質から、その進捗状況は、決して十分とはいえないが、能うかぎりの努力が試みられた。御伝記「金光大神」の研究は、御伝記にみられる本教の本源性という観点から、問題が提起され、それらについて説明せられるという方法ですすめられた。更に、教学方法論の研究は、主として仏教関係の宗学論が取扱われ、それらの内容を取扱った論文・論説等がテキストとして使用されつつ、研究会が行われた。ことに、これは、本教教学の体系・構想を樹立していく素地を培う重要な研究として、困難な事情にも拘らずとりすすめられたのである。

次に、総会は、前年度と同様、三回の会合がもたれたのであるが、三十一年度からは、六月の会合には、新採用の研究生を迎えることとなるので、学問研究の態度・方法についての理解をもつことを主眼とし、教縁につながる学識者を招いて、学究生活と信心との関係についての講演が行われることとなった。十二月は、

教外の学識者による教学論についての講演を中心とする会合が、予定せられていたのであるが、講師の支障のため、職員・研究生によるこの課題についての共同討議が実施された。二月の会合は、教学研究の先達者を迎えての講演並びに研究所関係者の一年間の研究成果の発表が行われた。

なお三十一年度は、はじめて研究所に、二名の実修生が配属せられた。この実習生受入れについては、草創期にある研究所としては、それに対する準備の態勢も整うておらない事情から、容易に態度を決しかねるところがあった。しかしそのことは、概説書編纂の事業が、ようやく繁忙を極める事態となり、且つその事業のもつ教团的意義を認識せしめることも、実修の趣旨から云って、必ずしも不適當ではないとの見解に達することにより、実修生を受入れることとなった。かくして六カ月間、主として概説書編纂、各研究会等の記録の通して、実修が行われた。

○昭和三十一年度（但し昭和三十一年十二月末まで）

三十二年の方針として採りあげられた主なる点は、

- (イ) 教学の意義・課題・分野の究明と研究構想の樹立
- (ロ) 資料の蒐集整理の促進
- (ハ) 研究者の計画的育成の実施
- (ニ) 研究所運営方式の樹立と教団諸機関との連絡の促進

(外) 金光教概説書の編纂

等である。しかも概説書の編纂に主力が注がれつつ、(イ)(ロ)(ハ)の各事項がとりすめられていくこととなった。

教学の意義・課題・分野の究明という問題は、研究所開設以来、とりくまれてきたところであるが、更に研究構想の樹立という目的をもって、一步その進展が願われたのである。しかし概説書編纂のことが、第二期の計画を実施せられることとなり、いよいよ質量共に、研究所の運営に占める位置が増大することになったので、このことが具体的にすすめられる運びに至らず、従前の第四部担当の方法論の研究会においてとりすめられた。

従って、教団自覚運動に関する研究、信奉者の信心生活記録の蒐集、教祖・金光四神君・現教主及び直信先覚諸師についての資料蒐集等の諸研究は、積極的な資料蒐集も、それとしては試みられ得ない実情となり、ただ金光四神君・現教主についての資料が、金光国開氏より得られたという実情である。

次に、「金光大神御覚書」の研究は、原資料のもつ性格や研究方法等から、早急に完結の見通しを立てることは困難である。従って公刊の時期にとらわれることなく、厳密にすすめていく態度をとることが大切であると考えられた。しかし研究会のすすめ方については、主任の外に係を設けて、研究事務を円滑にとり運ぶ

ことが考慮せられた。御伝記「金光大神」の研究は、本教の本源性の探究という観点からの検討が、一応、終了することとなったので、改めて問題事項を設定して、事項毎に「金光大神」の内容に、とりくむこととせられた。また、方法論の研究会は、主として基督教神学に関するテキストが選ばれ、テキスト毎に主査を定めてすすめられてきている。

次に総会は、六月と十二月に、前年度と同様の趣旨によって、二回催され、従来のも二月における分は、公開の研究発表の場として、来る昭和三十三年二月に第一回の教学研究会が開かれる予定で、目下その準備がすすめられている。

次に、三十二年度より、研究者の計画的育成の一環として、新採用の研究生について、六カ月間の実修が行われることとなり、その間、教学研究の基本的態度と基礎的素養の修得を念願として、講話・懇談・実習等の事項が行われた。

「金光大神御覚書」の編纂事業は、五月以降、第二期の計画が実施せられ、事項別に審議がすすめられることとなって、現在に至っている。

金光大神御覚書の研究

目 的

金光大神御覚書は、教祖が明治七年十一月二十三日に「覚、前後とも書出せ」との神命を受け、それにもとづいて、自ら執筆した自叙伝ともいふべきものであって、本教の根本資料である。したがって、その公刊が、かねてより要望せられてきたのである。したがって、それにつけても、先ずこの御覚書が、教学研究の基本的な課題として、あらゆる角度から採りあげられ、つねに取り組まれ、解明せられねばならぬものである。

殊にその文章は、漢字の音訓・万葉假名・変体假名・普通假名などが自在に駆使せられ、方言・訛音などもそのままに用いられ、その上、地方の風俗・習慣など、多分に折り込まれていて、これを読み下すことは容易ではないのである。そこで誰でもが正確に読み得るように、訓註註釈をほどこすことを主目的とする研究が採りあげられ、昭和三十年九月より着手された。

方 法

訓註註釈的研究を中心とし、口語翻譯をその補助手段として、御覚書の原文・解読文・註釈・口語訳文・索引を作成することとなり、古川隼人、金光真整両嘱託の参加を得て、毎週木曜日に研

究会を開き、検討審議がすすめられた。索引の作成は、金光嘱託に委嘱することとし、一応、その原案の完成がなされた。その他の分の作成は、同嘱託を主任として、前述の研究会をもってすすめられ、昭和三十二年末までに、七十五回の研究会によって、御覚書六十一頁までの検討がなされた。

御伝記「金光大神」の研究

目 的

本教においては、生神金光大神の取次が、道の本質、根幹である。そこで教祖、生神金光大神の御ことを知ることを措いて、本教の教義を知ることが出来ない。「金光大神」のまゝ、えがきにあるごとく「金光大神の事蹟が、ある意味で、そのまま教義である」とも云われ得るのである。そこで本教の教義（信心）を明らかにするために、我々は先ず「金光大神」を研究することとなったのである。

かたわら、当所が金光教概説書編纂のことに当ることとなり、その第一期の研究として「道の本源なるもの」を探究することになったので、そのことをも合せ考えて、すすめられることとなったのである。

方 法

原則として毎週月曜日の午後、全職員によって研究会が開かれ、職員の輪番で担当者が定められ、本教の本源性と思われる点を「金光大神」の中から提起しつつ、全員で討議を行うこととせられた。

かくして、昭和三十一年九月十二日から昭和三十二年十一月二十五日までに通じ「金光大神」の内容が検討せられたのであるが、およそ「金光大神」の研究のごときは、ただ一回の研究位で、所期の目的を達し得られるものではないと考えられる。従って、更にこれまでの研究で、特に問題とせられた点を摘出・整理し、それらの問題点相互の関係を明らかにしつつ、現代意識との関連においてみていくこととなった。

とりわけ教祖の御事蹟、御教等は、一見平凡なようであるが、内容は極めて独創的であり、複雑多岐であると考えられるので、その中から一定の筋道・理論、すなわち教義を見出すことは容易なことではない。しかしながら、今日までの審議において、その主要点と思われるものは、(イ)金光教祖の生まれた神(氏子あつての神神あつての氏子、あいよかけよで立行く)(ロ)生神金光大神の取次(い)おかげ(立行く)等であつて、それらの点について或程度の見通しをつけ、おおよその問題点を指摘することが出来得たと思われる。なお第二次の研究においては、それらの問題点にもとづいて、必要に応じては、原典たる「金光大神御覚書」等が参照

されつつ、すすめられることとなった。

教学方法論の研究

目 的

方法論の研究には、本教教学が学として成立する上、また信心上の根本問題ともいふべき事柄が、含まれている。すなわち、研究所発足の当初より、「教学とは何か」という意義の究明、「信心と教学との関係」の問題が提起され、研究者の素地を培う意味で、各部合同の研究会という形で、論議せられてきたのである。しかし、このような問題は、いわば教学研究それ自体に、つねに附帯して究明せられねばならぬ永遠の課題であるから、教学研究機関である当所において、本来的にしかも本格的にとりくまれねばならない問題である。そこで昭和三十一年九月より、第四部の担当として、毎週金曜日に定例の研究会がもたれ、この問題の究明が行われることとなったのである。

方 法

右の研究会がもたれるにあたって、(イ)有力宗教において、現代の問題がどのように把握せられ、どのようにとりくまれていくかを探究し、そのことを通して、間接的ではあるが、現代の問題を理解し、且つその宗教への

理解を深め、教学方法論をも学びとること。

(ロ)非宗教または宗教否定の立場における現代の問題の見方及びその解決の前途についての研究。

(ハ)他教の過去の過去及び現代の在り方を参考としつつ、本教の現段階並びに本教教学のこれまでの歩みについての客観的理
解にもとづいて、本教教学の構想を考究すること。

(ニ)以上の各項に関する資料の蒐集につとめること。

という方針が立てられ、適当なテキストを採りあげ、第四部所属の所員が、それを担当しつつ、研究会がすすめられることとなつた。

経 過

昭和三十一年度においては、(イ)教学の一般的意義及び方法に関するもの、(ロ)現代社会において有力宗教がいかに自らの問題点を自覚し、対決せんとしているかの問題に関するもの、(ハ)現代思想及びそこにみられる人間、社会の理解に関するもの等について、研究が行われた。

昭和三十二年度においては、三十一年度の方針・方法を継承しつつ、他方面に亘ることを避け、原則として、ある意味で最も典型的な教学体系を示していると思われる基督教神学に関するものが採りあげられた。すなわち、年度の前期においては基礎神学的

なもの、後期においては応用神学的なものが、主として現代学者の原典について、テキストが選ばれ、その講読を行いつつ現在に及んでいる。以下、昭和三十年以来の使用テキストをあげることにする。

○昭和三十年

(1)教学の一般的意義及び方法に関するもの

(イ)曾我量深「教学」 (ロ)同「講演」 (ハ)久松真一「教学の在り方」

(2)現代の問題と諸宗教との関係に関するもの

(イ)西谷啓治「仏教の危機と仏教者」 (ロ)上原専祿「歴史的現実と在家仏教」 (ハ)久松真一「現代と宗教」 (ニ)阿部正雄「宗教社会主義の彼方に」 (ホ)武田清子「パウロ・テイリッヒの歴史観」

(3)現代思想乃至問題の理解に関するもの

(イ)西田幾多郎「歴史哲学について」 (ロ)天野貞祐「創造的人間観」 「哲学と人生」 (ハ)三宅剛一「人間存在の問題」 (ニ)ラッセル「水爆と人類との決闘」 (ホ)毛沢東「矛盾論、実践論」 (ヘ)久松真一「学究生活の思ひ出」 (ト)安部大悟「コムニニズムに於ける宗教の位置づけ」 (チ)山内得立「哲学の現勢と将来」 (リ)同「生きることの価値と意味」

○昭和三十一年度

(1) 教学の一般的意義及び方法に関するもの

- (イ) 曾我量深「唯仏一道」(講演) (ロ) 久松真一「信心と教学との関係について」(講演) (ハ) 西谷啓治「宗教学」(放送)

(2) 現代の問題と諸宗教との関係に関するもの

- (イ) 武田清子「右への革命と左への革命」(ロ) 桑田秀延「弁証法神学」(ハ) 同「神の言と教会」(ニ) トウルナイゼン「カルバルトについて」

(3) 現代思想乃至問題の理解に関するもの

- (イ) 小口偉一「新興宗教」(講演) (ロ) 山内得立「ギリシャ精神と東洋」(放送) (ハ) 岸本英夫解説「宗教について」(放送) (ニ) 日本放送協会編「宗教」(ホ) 岸本英夫「人間と宗教」(ハ) 務台理作「社会革命と人間革命」(ト) 中外日報所載「個人崇拜と大衆路線」(イ) 第十六回宗教学会学術大会報告

○昭和三十一年度

- (イ) 北森嘉蔵「救済の論理」(ロ) 阿部行蔵「現代の思想」(ハ) バルト「東と西の間にある教会」(ニ) プルンナー「我等の信仰」(ホ) 久松真一「無」(ハ) 丸山真男「思想の在り方について」(ト) 増谷文雄「仏教とキリスト教の比較研究」(イ) 第十七回宗教学会学術大会シンポジウム「日本人の宗教心の特質について」報告

教団自覚運動に関する研究

目 的

今日の教団態勢を生み出す動因となったものは、これを歴史的に見れば、昭和九・十年事件であると考えられる。

すなわちこの事件は、その規模においては、全教各層各分野を挙げての運動であり、その影響するところは、当時の主務官衙並びに一般社会にまで及んだのであった。

またその事件のもつ意義、性格については、その当時から、各種各様の見方がなされ、それぞれの立場からの表現や受取られ方があったのである。従って、このように錯綜複雑な事件であるから、その意義、本質を、公正的確に把握することは、極めて困難である。

しかしながら、教団の現段階に立って、それを省察するならば、このことよって、本教が、教団的規模において、道本来の在り方に目覚め、そこから近代教団としての内容と体制とを、とり得るに至った画期的事件である。従ってまた、将来当面するであろうところの諸問題に対して、本教がとるべき基本的態度を示すものであると考えられる。この故に、複雑困難な問題ではあるが、今日において、各方面から研究がなされなければならない

し、また教団内外の事情からいっても、それをなし得る段階となつたのである。そこに、当所において、「教団自覚運動に関する研究」として、採りあげられることとなつたのである。

方 法

この研究課題が採りあげられるにあたり、まず昭和九・十年事件を展望台とするその前後の教団の動きを、実証的客観的に明らかにするという史的研究の方法がとられることとなつた。その第一段階として、現存する長老・先輩の体験をはじめ、当時の文献、物品、写真等の資料を蒐集することとなり、次のごとくその方針が立てられた。

(イ)昭和九・十年事件からすでに二十数年を経た今日では、当時の資料も散逸しがちであり、特に当時の体験者の記憶は、薄れゆく一方であるから、それらの資料の蒐集を第一義的にすすめること。

(ロ)資料の蒐集にあたり、まず研究者の史眼、殊にこの事件に関する資料の取扱い方、その研究の態度が、培われなければならないこと。

である。そこで、この研究をすすめる事務は、第一部が担当することとなり、まず(ロ)項の方針にもとづいて、事件当時全教的視野において、且つその中枢部で体験を経た諸氏との会合がもたれ、

事件前後の教団の動きについて概観が行われた。次いでこの会合の中から、問題点が把握され、それらの諸点についての資料の所在、意義、取扱い方等が明らかにせられ、その必要に応じ、全教各層にわたる体験者を中心として資料を蒐集するための会合がもたれるという方法ですすめられた。そしてこれらの会合は、第一部会と称えられることとなつた。

経 過

昭和三十二年末現在までに、十四回の第一部会が行われたが、その概要は次のとおりである。

○第一回（昭和三十年一月十九日）

教団自覚運動に関する研究が、研究課題として採りあげられ、その研究の態度、方法についての協議が行われた。（出席者―佐藤金造、高橋正雄、古川隼人、大淵千仞、竹部寿夫、小野敏夫）

○第二回（昭和三十年二月二・三日）

高橋正雄氏を中心として、教団自覚運動史の概観が行われ、明治四十五年の管長襲職規則の制定当時から昭和九年の国粋新報事件までの教団事情について、懇談が行われた。（出席者―佐藤金造、高橋正雄、和泉乙三、古川隼人、大淵千仞、竹部寿夫、小野敏夫）

○第三回（昭和三十年四月五日）

前回到引きつづいて、昭和三年の大教会所復興造営事業の開始
 当時から、昭和九・十年事件に至る教団事情について、懇談が行
 われた。(出席者―佐藤金造、高橋正雄、古川隼人、大淵千仞、
 竹部寿夫、小野敏夫)

○第四回(昭和三十年四月八日)

昭和九・十年事件当時の信者層の動きについて、その事情を明
 らかにする趣旨の懇談が行われた。(出席者―高橋正雄、古川隼
 人、小笠原清太郎、神谷長市、寺井栄一、大久保宅次)

○第五回(昭和三十年四月二十六日)

昭和九・十年事件に至るまでの教団の動きについて畑徳三郎師
 の動静を中心として懇談が行われた。(出席者―畑一)

○第六回(昭和三十年五月四日)

第三回の内容に引きつづいて、昭和九・十年事件から昭和十六
 年の教規改正当時に至るまでの教団事情について、懇談が行われ
 た。(出席者―佐藤金造、高橋正雄、大淵千仞、竹部寿夫)

○第七回(昭和三十年八月十五日)

昭和九・十年事件における阪井永治内局の事情について、懇談
 が行われた。(出席者―阪井永治、片島幸吉)

○第八回(昭和三十一年一月二十四日)

昭和九・十年事件における青年会の動きについて、懇談が行わ

れた。(出席者―出川武親、内田律爾、小野敏夫、宮本弥太郎、
 長野良助、井上幸雄、佐藤幹二、富川重太郎、高橋豊次郎、佐藤
 正道、淵本一男)

○第九回(昭和三十一年一月二十九日)

昭和九・十年事件における宮本嘉一郎氏の動静について、宮本
 弥太郎氏との懇談が行われた。(出席者―宮本弥太郎)

○第十回(昭和三十一年二月五日)

昭和九・十年事件当時の金光町民の動きについて、懇談が行わ
 れた。(出席者―高橋正雄、古川隼人、山田三郎、西岡又一、定
 金一正、花田留吉、中村高一郎)

○第十一回(昭和三十一年六月十日)

昭和九・十年事件における地方有志教師(関西地方)の動静に
 ついて、田村幸治郎氏との懇談が行われた。(出席者―高橋正雄、
 田村幸治郎)

○第十二回(昭和三十一年七月二十六日)

昭和九・十年事件当時の信者層の動きについて第二次の懇談が
 行われた。(出席者―高橋正雄、古川隼人、小笠原清太郎、小西
 聖夫、堀田正吉、広光卯六、羽根田テイ)

○第十三回(昭和三十一年十二月十七日)

畑徳三郎教監時代の教団事情について、懇談が行われた。(出

席者—高橋正雄、阪井永治、古川隼人、畑齋)

○第十四回(昭和三十二年二月二十五日)

昭和九・十年事件における青年会の動きについて、第二次の懇談が行われた。(出席者—高橋正雄、古川隼人、福嶋輝明、松原龍太郎、古瀬真喜太郎、畑道雄)

なお、これらの会合を通じて、相当の資料・文献が蒐集せられ、目下、その整理がすすめられている。

信心生活記録並に布教活動記録の蒐集

目的

教学が本教自体の自覚的体系的把握をめざすものである以上、それは、つねに本教の生きた信心に立ち、全教と生きた連がりをもって、すすめられていくことが望まれる。従って、教祖の信心を伝承し展開している真信先覚をはじめ一般信奉者の信心生活の記録や、教祖立教以来、進展せられてきた教団活動の記録は教学研究がすすめられる上で、根本資料となるものである。従って、その蒐集整備は教学研究の基礎であるところの重要課題である。従ってこのことは、研究所の開設早々より問題となり、教祖伝記奉修所並びに金光教学院研究部から、それらに関する資料が引つがれるとともに、信奉者の信心生活について資料として

湮滅の恐れが多分にあるものから、逐次蒐集し記録していく方針が立てられ、あらゆる機会を利用して、とりすすめられてきた。それとともに、本部教庁並びに教内諸機関、その他各方面にも協力が願われ、これらの資料に価する記録・文献等が蒐集られて今日に及んでいる。

経過

○金光四神君並びに現教主についての資料蒐集

本教信奉者の信心生活記録の中においても、金光四神君並びに現教主についての資料は、教学研究上はもとより、とくに本教信心の伝承の上からも、また伝記編纂の立場からも、欠くことのできぬ重要な資料である。従って信心生活記録の蒐集は、自ずからここに重点が置かれて、すすめられてきた。

現在までに蒐集られた主なるものは、(イ)教学調査会なり学院研究部なりにおいて、調査蒐集せられ、その後当所に引つがれたもの(ロ)「金光教徒」誌その他教内出版物より抜粋集録されたもの(ハ)金光国開氏を訪問して聴取せられたもの等である。このことは、今後も各方面にわたって継続され、その充全を期することになっている。

○一般信奉者についての資料蒐集

直信先覚をはじめとして、一般信奉者についての資料は、現存の

記録がほとんど経歴にとどまり、生きた信心内容にふれたものが少ないので、この面の記録蒐集は、容易ならぬ努力が要請せられる。現在までは、「とりつぎ」誌編集の内容として、対談形式による諸氏の信心を聴取記録するという方法や、概説書編纂にともなる信奉者の信心生活の研究資料として、蒐集せられるなど、それぞれの機会を把えて、その蒐集につとめられてきた。すなわち、(1)信心についての対談において蒐集せられたもの—高橋正雄・福田美亮、堀尾保治・湯川成一、児玉政行・佐藤一徳、山森文司・日吉績、近藤頼三・見浦徳三郎、福田源三郎・畑一、(2)概説書編纂に伴う信奉者の研究資料として蒐集せられたもの—斎藤重右エ門、初代白神新一郎、片岡次郎四郎、佐藤範雄、近藤藤守、佐藤照、畑徳三郎、高橋茂久平、桂松平、湯川安太郎、松山成三、越智常太郎、高橋正雄その他である。とくに、このために、竹内通教、正木保、鈴木章之の諸氏について信徒の立場における信心生活の資料が蒐められた。

○記録文献の蒐集

直信先覚その他布教功労者の信心生活をうかがい得るもの、一般信奉者が現実に関心生活の内容を察知し得るもの等で、私的に記録され伝えられているもの、あるいは、修徳殿その他教内各種の会合において、語り伝えられているもの等、教学研究上極

めて大切な資料が、各地に埋もれ散在していることが考えられる。これらについては、本部教庁をはじめ各地教務機関を通じて、各種の布教活動記録とともに蒐集されてきたが、未だ十分にその目的が達せられるまでに至らず、全教の熱意ある協力が期待される。

研究所総会

目的

本教教学の総合研究機関として設置せられた当所が、その目的、使命を達成していくためには、研究者相互の有機的な連繋と、研究内容の交流・批判とが、行われなければならない。ことに、教の意義、構想の究明は、教学研究の現段階においては、重要な課題であるが、このことは、総合的な形においてすすめられなければ十全な成果があげ得られない。ここにおいて研究所総会がもたれ、このような目的が遂行されることとなり、併せて研究生の指導育成も行われることとなった。

方法

総会の実施にあたって、次のごとくその方針が立てられた。すなわち、六月・十二月・二月の年三回の会合がもたれることとなり、六月総会は、新採用の研究生を迎えての最初の催でもあり、その研究方針や指導方針が立てられるためにも、学問乃至研究の

意義・態度・方法等についての理解を深めることが必要と考えられるので、教縁につながる学識者を招聘して、その趣旨に関する講演を行うこととされた。十二月総会は、教外の学識者を招聘して、教学方法論に関する講演及び討議が行われ、二月総会は、本教教学の研究に造詣のある教師の講演並びに職員、研究生の研究発表を行うこととせられた。

経 過

○第一回（昭和三十年二月二十二・二十三日）

新たに設けられた教団の研究機関である当所が、どのように進められていくべきか、また教学と信心・教学と教団との関係は、いかにあるべきか、という問題は、開設以来の重要課題の一として、とりくまれてきたところであるが、このことは、研究機関の関係者のみですすめられることでもなければ、すすめてよいものでもない。ひろく全教の作用を受けて、とりくまれねばならないことである。そこで、この問題をかかげ、本部各機関の代表者を招き、開所式の意味をこめて、第一回の総会が開催せられた。

第一日は「研究所に期待するもの」という議題のもとに懇談が行われ、午後は教学研究の先達者である佐藤金造氏を迎えて「教学研究とわが信心生活」という講話が行われた。第二日は、職員・研究生によって各自の抱懐する「教学研究に対する信念あるい

は所見」について発表が行われ、相互に討議せられた。

○第二回（昭和三十年六月二十四・二十七日）

教学の構想・体系が樹立せられるためには、共同研究の方式が求められなければならない。今日までの研究の歴史において、最も欠けるところは、この点であったと考えられる。とくに共同研究の基盤をどこに置くべきか、ということは、それぞれの分野における研究が、具体的にすすめられる上で、重要な課題である。

そこで、本教の依立する根源である教祖の信心の構造を解明することが、この問題に應える所以であるとせられ、御伝記「金光大神」について、講話・討議・研究発表が行われた。

第一日は、職員・研究生による「金光大神」の内容を把えての研究発表、並びに「金光大神の実意について」の共同討議、第二日は、前日同様に、研究発表並びに「立教神伝・あいよかけよ」についての共同討議が行われた。第三日は、「御伝記『金光大神』を拝読して」との題目のもとに、大淵千仞氏の講話が行われ、「金光大神」の拝読の仕方・心構え・態度並びに金光大神の生きられ方の上にもみられる神と人間との内面的関係等について、同氏の所見が述べられた。第四日は、「神も助かり氏子も立行く世界の顕現―生神金光大神取次の道のおかげ―」との題目のもとに、高橋正雄氏の講話が行われ、教祖の信心の進展過程において顕現せら

れてきた世界と、その生成の内容・意義について、同氏の所見が述べられた。なお、両日の午後は、講話の内容をうけて、それぞれに質疑が行われた。

○第三回（昭和三十年十二月四・五日）

教学の意義・課題・分野の究明と研究構想の樹立ということのためには、研究の歴史が浅い本教においては、他宗教の学論研究者や一般の学識者に、多く教を請わなければならない。その願いにもとづいて、花園大学教授久松真一博士を招き、その講演を中心として、この課題にとりくまれることとなった。

第一日は、同博士によって「信心と教学との関係について」の講演が行われ、信心における教学の位置・役割の重要性を、宗教と人間理性の歴史の変遷の上から講述せられた。講演後、講師を中心とする懇談がもたれ、現代の人間像の認識に立った信仰の在り方・すすめ方が問題とせられた。第二日は、前日の講演及び懇談の内容について懇談を行うとともに、研究生の研究方法について協議が行われた。

○第四回（昭和三十一年二月十九日～二十一日）

研究成果の交流・批判を行うことによって、各自の研究内容の確・豊富ならしめるために、職員並びに研究生による研究発表が行われ、各々の研究に共通する課題を設けて討議せられた。研

究発表及び共同討議の題目は、次の通りである。

（第一日）「氏子」と「人間」を繞っての一考察・西中保彦、無理ということについて・富田義男、取次の意義について・内田守昌、実意丁寧神信心について・竹部教雄、取次の段階・高橋博志。共同討議・「取次」。

（第二日）台湾布教史研究・永井一彦、齋藤俊三郎師について・矢野信夫、小野家文書にみる大谷村村民の伊勢参宮と四国遍路について・三矢田守秋、本教史の内容としての教師育成史の構想・橋本真雄、教祖時代の「宮」の御普請について・金光真整、先師雜考・福嶋真喜一、金光教図書文献の分類について・山県二雄。共同討議・「布教及び教師」。

（第三日）廻向・松井雄飛太郎、宗教学的研究の課題・畑愷、財の本質について・藤村真佐伎、自分を信ずることについて・高橋一郎。研究生との懇談。

○第五回（昭和三十一年六月十七・十八日）

教学と一般諸学との関係を明らかにするとともに、広く一般諸学の研究態度・方法についての理解をもつことは、教学研究者の素養を培う上に、大切なことと考えられる。そこで教縁の学識者として、京都大学助教授金沢一雄氏を招じ、生活と学問との関係・科学精神・研究の自由・観察と思索の関係・共同研究の重要性

・文化一般に対する宗教の役割・教団と教学の関係・信心と教学との関係等、多岐にわたっての講演が行われた。更に第二日は、この講演内容を中心として懇談が行われ、これを本教教学の立場より吸収消化することがなされた。

○第六回（昭和三十一年十二月二・三日）

教学と教団という問題について、京都大学教授西谷啓治博士の講演が予定せられていたところ、同氏の差支え（病気）のため俄かに計画が変更され、研究所関係者のみによって、「教学の意義・本質・分野の究明」という課題のもとに、共同討議が行われることとなった。

大淵千仞氏の論文「教学の意義及び問題二、三」（金光教学第一集所載）がテキストとして採りあげられ、同論文の理解検討を通じて問題点の摘出が行われ、それらの問題点について討議せられた。主なる問題点は次の通りである。

(イ) 本教の信仰において、教学—理性—の占める位置及びその作用如何。

(ロ) 宗教学乃至宗教哲学的方法と教学的方法との関係如何。とくに、信仰体験の普遍性を明らかにし、その中にある論理の把握を行う教学的方法如何。

(ハ) 教学の分野における歴史的研究の占める位置如何。

(ニ) 信心（おかげ・助かる）と教学との関係如何。

(ホ) 時代の転換期である現代において、教団と教学との関係。とくに「教祖にかえれ」といわれる意味合い如何。

○第七回（昭和三十三年二月十六日、十八日）

研究所関係者の研究発表と、そのバックボーンとして、教学有識者の教学上の問題についての講演とが行われた。すなわち、第一日は研究発表、第二日は佐藤幹二氏（上智大学教授）による「教学研究上の諸問題について」の講演、第三日は研究発表であった。

(第一日) 本教の修行について・宮尾肇、本教における孝の意義について・清水正芳、あいよかけよで立行く・富田義男、取次の自由性・内田守昌、教祖の教語における慾の二つの意義について・藤村真佐伎、神と人との連続と断絶の次元について・高橋博志、高橋常造師初期の信仰について・森照幸、現代と本教的救済・荻野義一、廻向(一)・松井雄飛太郎、台湾布教史研究(二)・永井一彦。

研究発表後、各発表内容について質疑・検討が行われた。

(第二日) 国文学の専攻である佐藤氏によって、文学の立場におけるその方法論や態度、教学研究の方法論上の問題点、研究所の在り方、研究課題等にも及ぶ内容の講演が行われた。

(第三日) 齋藤俊三郎師について・矢野信夫、高橋正雄師につ

いて―教団の問題に関連して―・高橋一邦、小野家文書の研究―江戸御屋敷奉公について・三矢田守秋、金光教祖出現の時代社会的環境に関する研究―江戸時代の宗教制度とその末期的状況―・橋本真雄、願主歳書覚帳の一考察・竹部教雄、御手代りへのお取立てについて・福嶋真喜一、日柄方位について教祖と小野家・青木茂、宗教と社会―問題の捉え方―・畑愷、百姓時代における教祖の生活態度の一考察・金光真整、

研究発表後、各発表内容について質疑・検討が行われた。

○第八回（昭和三十二年六月七・八日）

前年度の方針をうけて、教縁の学識者である北海道大学教授金沢良雄氏を迎え、その講演を中心とする会合が行われた。

第一日は、同氏によって、その専攻の経済法の立場をふまえての、学問の意味、学問と実用との関係、研究の過程における諸問題、研究と発表との相互関係、研究範囲の問題、法律と宗教との関係等、広範にわたる内容の講演が行われ、講演後、同氏を中心としての懇談がもたれた。第二日は、この講演内容について、本教教学上の問題と関連せしめて、討議が行われた。その討議において採りあげられた問題点は、教学と実践との緊密性、教学における実証性並びに研究方法の柔軟性、資料蒐集整理の態度、研究における自由の問題等であった。

○第九回（昭和三十二年十二月二・三日）

昭和三十一年度に講演が予定されつつも、その実現をみなかった京都大学教授西谷啓治博士を迎えて「教団と教学について」との題目のもとに、公開講演が行われることとなった。すなわち、第一日は、同博士によって、教団を教学するということ・永遠なるものと歴史（時）との関係・宗教的な見方における歴史の意味・宗教的な人間と宗教的な共同体（教団）・道と教団との関係・教団の機能と構造・教団のもつ危機性等の問題を捉えての講演が行われ、講演終了後、講師を中心として、信心と教学との関係についての懇談が開かれた。第二日は、研究所関係者によって、本教教学の立場から、講演の問題点がとらえられ、討議の形において、その消化摂取に努めることとされた。

研究生の養成

目的

教規第四百五十五条によって、当所に研究生が置かれることとなっている。これは、およそ研究機関である以上、研究者を養成することが、当然行われなければならない、という考え方にもとづいているのである。殊に教学の研究ということ、金光教という社会を離れては、ほとんど行われない特殊な性格をもつ学である

から、その研究者が養成・獲得されるには、本教団を措いて他に求められない。このことは、教団の教学研究機関である当所において、直接なされねばならないのである。そこで当所の発足間もない昭和三十年一月より、研究生が採用され、各自において選択された研究題目の研究調査に従いつつ、その間に、教学研究者としての信心の進修、教学研究の基本的態度と基礎的素養の修得が、なされることとなった。かくして養成せられた研究生は、その生涯をかけて、教学研究に直接専従することとなる場合は勿論のことであるが、その他、教団のそれぞれの分野、あらゆる立場において働きがなされていく場合にも、教学的な態度を求めていく人材となることが、願いとされ、目的とされるのである。

方 法

昭和三十・三十一兩年度に採用せられた研究生については、教団一般より公募され、審査の上、採用が行われ、一定の研究費・調査出張費等が支給され、各地に在住しつつ担当所員の指導のもとに研究・調査に従い、研究期間二カ年のうち、一カ年を経て中間報告を、期間終了時には研究論文を、提出することとせられていた。

ところで、このような地方在住のままでの指導育成という方法のみでは、到底、本格的な研究生の養成は期し得られないし、教

規に示された精神からいっても、むしろ変則的な在り方であると、いわれねばならない。しかしそれは、開設間もない当所として、このことにあたる内容的な準備や体制が、未だとこのうておらぬところから、やむなく採られた便宜的・暫定的方法であったのである。

そこで三十二年度からは、今までの方法が一步すすめられ、採用当初の六カ月間を基礎的実修期として、専ら教学研究の基本的態度と基礎的素養の修得にあたらしめることとされた。かくして昭和三十二年五月十五日より十一月十五日まで、その第一回の試みとして実施せられたのである。更にこの実修を終えたのち、地方に在住して、めいめいの研究題目にもとづく研究調査に、従事することとされたのである。

また、研究期間を終了した前研究生についても、その修得された教学的態度や研究業績が、一そう進展拡充せられていくために、延いては、教団の教学的素地が培養せられていく働きとして、前研究生を中心とする教学研究グループの自主的活動の促進が、考慮せられている。

実 修

昭和三十二年度採用の研究生について、前記の目的、方法にもとづいて、実施せられた実修事項は、次のとおりである。

(イ) 講話

○研究所における実修の趣旨、目的、在り方、○教学研究の歴史と研究所設立の意義(以上所長担当)、○研究所各部の研究目的・方法・課題(各部長担当)、○教学の意義・分野・課題(所長担当)、○教学と信心との関係(第二部長担当)、○教学と教団との関係(第四部長担当)、○教学と取次(布教)との関係(第三兼第一部長担当)

(ロ) 演習

○「金光大神」研究会、○方法論研究会、○「金光大神御覚書」の講読、○概説書編纂会レポートの講読(以上所員担当)

(ハ) 実習

○研究会記録の整理、○教学講演会記録の整理、○文献の解題、○「金光大神御覚書」の透写プリントの作成、○図書の種類整理、○文献資料の整理

(ニ) その他

○所長及び所員との自由懇談会、○職員との全体懇談会、○研究題目選定のための懇談会、○文献解題の感想発表を中心とする懇談会、○概説書編纂会レポートについての討議、○信心懇談会等

研究生・研究題目

(昭和三十年度)

○杉田博光(由宇) 山口県東部地区布教史の研究、○松井雄飛太郎(大開) 真宗教義の研究—廻向—、○西中保彦(今津) 氏子あつての神神あつての氏子、○富田義男(引田) あいよかけよ、○永井一彦(宇品) 台湾布教史の研究、○清水正芳(天下茶屋) 金光教の倫理—孝を中心として— (註・杉田博光は中退す。)

(昭和三十一年度)

○森照幸(鶴島) 四国地方布教史の研究—高橋常造師を中心として—、○宮尾肇(山城木津) 修行観、○荻野義一(馬込) 現代と本教的救済、○高橋達雄(高梁) 経営における人間協働の問題(昭和三十年度)

○伊藤茂樹(松本) 近世農民の社会思想—金光教祖における場合—、○八木記念雄(沼垂) 正才神藤井くら師の研究、○杉田恵一(島原) 杉田政治郎の研究、○沢田重信(六甲) 教信徒の生活における諸問題—信奉者の実態把握—、○花田籠元雄(三次町) 宗教的救済と社会的救済—生命の What と How との関係—、○宮田真喜男(鹿野) 現代人の求める宗教—新宗教の特質— (註・八木記念雄・沢田重信・花籠元雄・宮田真喜男は、実修期間終了ののち、研究所助手に転ず。)

「とりつぎ」誌の編集

目 的

教団の機関として設けられた当所において、教学研究の使命が遂行せられていくためには、その全教的基盤が培われ、教団の実態との繋りが緊密化せられねばならない。そこで右の見解に立って、教学についての啓蒙的な作用として、本誌が編集せられることとなった。

方 法

昭和三十年十月より、年二回（四月・十月）刊行されることとなり、編集は当所の編集員において行われ、金光教徒社より発行せられている。

経 過

現在までに五号の刊行をみることとなったが、その内容は次のとおりである。（カッコの数字は号数である）

○教学論文

御伝記「金光大神」について―読み方の問題―・大淵千仞（1）、御伝記「金光大神」について―教祖の信心問題―・大淵千仞（2）、「頼みあい」私考―人事問題の助かりについて―・高橋正雄（3）、「取次」についてのノート・矢代礼紀（4）、信心の体系について

―お任せ・お願いなどの関係―・高橋博志（5）

○教学講演

教学の意義・小野敏夫（1）、庶民信仰の極致―四十五才を中心としての教祖―・竹内長次（2）、救いについて―金光教の助かり―・浅野寛（3）、教祖の生活態度と科学・隅田隆太郎（4）、道の実現―佐藤範雄先生夫妻の信心―・佐藤洋次郎（5）

○対談（信心について）

高橋正雄・福田美亮（1）、堀尾保治・湯川成一（2）、児玉政行・佐藤一徳（3）、山森文司・日吉績（4）近藤頼三・見浦徳三郎（5）

○教学随想

おじいさん・金光鑑太郎（1）、教団のおかげ・内田律爾（2）、鯉のいけづくり・佐藤一夫（3）、歌と思出・佐藤金造（4）、眼・出川真澄（5）

○教語解説（「金光大神のことば」―執筆者）

高橋一郎（1・2）、西村祝善（3・4）、池川聰雄（5）
○巻頭写真・先覚のあゆみ

初代白神新一郎（1）、近藤藤守（2）、斎藤重右衛門（3）、佐藤範雄（4）、二代白神新一郎（5）

金光教概説書の編纂

一、編纂のことを進めるに当たつての態度方針

去る昭和三十年三月十一日附をもつて、教監より当所に金光教概説書編纂方を委嘱せられた。その趣意は、本教の歴史、教祖、教義、教勢の現状など本教のあらゆる部門に亘つてのことを、単なる個人的な見方からではなく、教团的な立場から客観的、組織的、体系的に敘述すること、したがつてこのような内容をもつた本書は、一般の布教文書とは異り、実践的性格を第一義とするものではないが、結果的には、既信の者には一層組織的に信心の進展を促し、求信者には本教を知らしめる入門書ともなり、教外者にも本教の内容を理解せしめるようなものとして、おそくとも昭和三十三年末までに編纂を終るようにとつてのことであつた。

しかし、当所は開設後日なお浅く、いまだ陣容も整わず、研究の基礎確立のために緊急を要する仕事が増積している事情、並びに本教概説書編纂という事柄と当所の使命たる教学研究との性格の相違などの点よりして、俄かにこれを受諾し難いものがあつた。即ちその主な理由は、

(1) 本教概説書の編纂ということは、その内容をなす本教諸般の事項についての研究成果を集めて初めてなし得るところであ

るが、本教においてはいまだそれらの基礎的研究がなされておらず、個人の信念としては確たるものはあつても、それを本教全般に通ずる普遍妥当なものにとりまとめ、且つ客観的表現にまでおぼせ得るに至っていない。

(2) 故に、今直に本書の編纂に着手することは、極めて無理であつて、前記諸般の研究がある程度成果を挙げ得た上でなすべきである。

(3) 今その編纂に着手するとすれば、自然これら諸般にわたる資料から研究を行かねばならず、まことに困難且つ老大な仕事とならざるを得ないのである。一方創立早々の当所としては、かような研究の前段階である教学そのものの意義、課題、分野等の究明、又今後の研究方針の樹立など、先ず研究の基礎を固めるための緊急な仕事がある。

かかる折柄、該書編纂のことを卒爾として受け入れるということは、仕事量としても過大であり、内容的にも收拾し難き混乱を招くおそれがあり、遂には研究所将来の禍根となるものではあるまいか。

(4) 一面又、概説書の編纂ということは、純粋な研究というよりは、明らかになかば、実践的な性質のものであると考えられる。その点純粋に教学研究の機関であるべき当所の性格からみて、

このことを受持つことは果して妥当であろうか。
 ということであった。

しかし乍ら、更に全教的大局から、これらの諸点について種々
 検討を重ねられた結果、

(イ)今や立教百年にもなろうとし、内外の情勢の進展と相まって、
 教内諸般のことが順次教祖本来の道にもとづいて筋立てられ
 るようになってきた。ことに昭和二十四年の立教九十年この
 間教祖御伝記「金光大神」の刊行をみ、新教規が制定実施
 せられてきた。このように我が道本来のあり方が次第に明ら
 かとなり、その自覚も次第に深まってきつつある今日、本教
 の内容を組織的に敘述した概説書を一日も早くもつようにな
 ることが、対内的にも対外的にも必要なことである。

(ロ)当所においてこれが編纂に当るとすれば、前記(1)～(4)の難点
 は到底免れ得ざるところではあるが、それを自覚してその弊
 を最少限度にとどめるよう努めつつ、方法を工夫するならば、
 当所としても必ずしもマイナスの面ばかりでなく、プラスに
 なる点もありうるであろう。

(ハ)到底十全なものは期すべくもないとしても、今日は今日とし
 て可能な程度で暫定的な意味においてでも概説書ができるこ

とは全く無きに優ること万々である。しかも、それが基となっ
 て、将来本格的なものが生み出されることにもなり、又進め
 方によっては教学推進のために役立つことにもなるであろう。
 と考えられるに至った。よって幾多の問題はあるとしても、一応、
 このことに当る意向が定められた。

そこで、さらにこのことに臨む態度方針につき熟議の結果、お
 おむね次のような大綱が定められた。

(a)事実上、量的には編纂のことに主力を注がざるを得ないであ
 ろう。しかし必ずしも単に編纂のみを目的とせず、このこと
 を進めることによって、それをできるだけ本所本来の課題解
 明に資し、かくてその結果教学の全領域にわたる見取図的成
 果をも併せ挙げ得るよう心がけ、常に研究所本来の目的達
 成と内容充実に寄与するよう考慮すること。

(b)今日の段階では、この編纂の仕事は資料の研究から始めねば
 ならぬので、当所職員の外広く全教各方面からも人を求めて
 参与して貰い、取材の広さと内容の公正とを期する。それと
 共に、兼ねてこれらの編纂関係者が教学研究者として育成せ
 られることを念願とすること。

(c)この編纂のためには、当然各般にわたる確実な生きた資料が
 蒐集せられねばならぬが、これらの蒐集がおのずから広く教

学研究資料の整備として役立つよう考慮すること。

(b)この仕事を通して、全教の教学に対する関心を喚起し、本教の教学的基盤の培養に心がけ、全教と当所との繋りの緊密化を図ること。

かくして、昭和三十年四月十六日、とりあえず受諾の旨を回答せられ、その具体的事項については、なおよく教庁と協議を重ね、とりすめることとされた。

二、編纂の経過

その後本部教庁との協議により、一応概説書編纂会の申合せ事項を定め、それに基づいて具体化をはかり、編纂会の構成についての問題を検討して構想を練り、本所職員以外の関係者をも選定委嘱された。

昭和三十年九月二、三両日、その第一回会合が開かれるに至り、編纂会申合せ事項、編纂の構想等について審議検討が行われ、一応昭和三十三年十二月完了を假の目標に全期間を三期に区分し、第一期を本教における本源的なものの探求、第二期を部門別研究、第三期を執筆及び原稿推敲に当ることとなった。

爾来右予定にしたがって事を進め、昭和三十二年四月一応第一期の仕事の打切り、五月より第二期に入っているのであるが、そ

の概況は次の通りである。

第一期

第一回編纂会（昭和三十年九月二・三日）

編纂員を編纂全般に関する評議にあずかる評議員と、実際の調査立案にあたる調査員とにわかち、第一日は調査員のみが会合し、当所が概説書編纂を引き受けるに至った事情の報告と編纂に関する申合せ事項のとりきめを行った後、概説書を刊行せねばならぬ理由及び編纂の構想について審議した。

第二日は評議員も参加して第一日の審議内容についての検討をなし、編纂についての基本的態度、今後の進め方及び予定等について、一応次の通りの決定をみた。

(A)基本的態度

1、概説書が本教を組織的、体系的に把握せられることを目的とするものである以上、まず教祖によって開かれた道の本源的なもの、即ち今日の本教を本教たらしめている根本原理を明かにし、そこから本教全般のことを理解し、叙述するという方法がとられねばならない。そうしてそれは、単なる個人的な信仰体験や教学的素養など私的なものでなく、広く全教的立場において自覚せられたものでなければならぬ。

2、本教の本源のものの究明にあたっては、教祖に関する根本資料がとりあげられなければならないのは云うまでもないが、それとともに、教統の継承者である金光四神、現教主に現われている事実をはじめとして、その他教祖以来の主な信仰の系統や教団の動きに関する資料についても探究されなければならない。

ついで、このようにして求められた本源のものが、教義をはじめ、本教各般の要素に分化し、具現されてきたその次第をみていくと共に、逆に分化発展せる諸要素の本質究明を通して、先に一応とり出された本源のものの真実性を確かめることが大切である。

(B) 概説書の構成

概説書という書物の性格から、常識としてその内容には、教祖、教義、教史、教団、教勢などというようなものが考えられるであろう。しかし、本書編纂の根本態度よりして、このような構成要素を予定してかかることは避けねばならない。むしろ、本書の内容は、本教の本源のものを究明していくところから、それとの必然的な関連において構成されるものでなければならぬ。

(C) 編纂の進め方及び予定

昭和三十三年十二月完了を假目標として、全期間を三期に分ち、第一期を本教の本源のものの究明、第二期を部門別研究、第三期を原稿作製にあて、大体左の如き予定をたてた。

第一期 昭和三十年九月より昭和三十二年三月まで

第二期 昭和三十三年四月より昭和三十三年三月まで

第三期 昭和三十三年四月より全年十二月まで

第一期—本源のものの究明

この期間をさらに第一段階、第二段階にわけける。

第一段階では、御伝記「金光大神」、教統継承者たる金光四神・現教主の内容、本教本来の建前を打ち出していると考えられる現教規の前文・総則などに基いて本源のものを探究する。

第二段階においては、一応第一段階で把握せられた道の本源のものと考えられるものを、教祖に関する根本資料及び教団資料等によって検討確認する。即ち御覚書、教典、教典編纂委員会資料、教団資料、信奉者の信心生活記録等、資料の種類によって、全員を次の四班にわけて研究し、その結果を全体の討議に付する。

A班 御覚書 B班 教典、教典編纂委員会資料等

C班 教団資料 D班 信奉者の信心生活記録

第二期—部門別研究

道の本源的なものが究明せられたところから浮び上ってくる概説書の構成要素によって部門を設定し、各部門毎に本源性がどのように展開しているかを細部に亘って研究する。それとともに逆に、分化発展したそれらの要素の本質究明を通して、先に一応とり出された本源的なものの真実性を確める。

この段階の内容的究明の如何は、執筆の際に大きな影響をもつわけであるから、とくに十分に検討せられなければならない。また、研究の内容が多岐にわたるから、全体討議を繰返し行い、調整をはかることが必要である。

第三期—原稿作成

執筆者グループは、最初から考えるよりも、第二期を進めている間に決められてくるのが自然であると考えられる。また、文体等についても同様である。原稿の推敲は、全員でこれにかかるとは文章の生命をなくするおそれがあるので、表現、スタイルなどは特定の人に任すべきである。但し、内容的な検討、或いは特殊な表現が問題になるような場合には、個々のことについて、全員で検討せられるべきである。

第二回編纂会（昭和三十年十一月二十八・二十九日） 第三回編纂会（昭和三十年十二月十五・十六日）

第一回編纂会において決定をみた編纂の構想にしたがって、

御伝記「金光大神」にもとづき、本教の本源的なものの探究を行った。方法としては、編纂員各自が「金光大神」につき調査研究を進めるとともに、あらかじめ調査員の中から提出された三篇のレポートを手がかりとして、研究討議した。

「金光大神」にみる道の本源的なものを探るについては、教祖の信心生活そのものに沈潜し、その進展展開の跡を追うて探究把握し、それを表現していかねばならぬのであるが、レポートにおいてはその点はまだ十分でなく、全員の審議に当たってもまた、レポートそのものにとられ過ぎた憾みがあった。そこでさらにこの点に留意しつつレポート執筆者と研究所内の調査員によってさらに探究を進めることを申合せ、三十一年一月二十九日より三日間、この会合を行った。

第四回編纂会（昭和三十一年二月九・十一日）

調査員の中から提出せられた五篇のレポートを手がかりとして、金光四神・現教主の内容及び現教規の前文・総則等にもとづいて、それそれに見られる本教の本源的なものと思われるものについて討議した。

第五回編纂会（昭和三十一年三月十八・十九日）

さきに第三回編纂会の申合せによって、レポート提出者と所内調査員によって「金光大神」にみる道の本源的なものの究明を行

ったが、その内容を幹事にとりまとめ、新たにレポートを作成し、それと第四回編纂会に提出せられたレポート及びその審議要旨を手がかりとして、教祖及び教祖以後の展開の中にみられる本教の本源のなものについて、さらに審議を重ねた。

最後に、かねての予定にしたがってこの回をもって第一段階を終り、第二段階に進むべきか否かについて諮ったが、こうした審議を誤りなく進めていくためには、つねに全体を見通し審議の意図するところを明らかにして、問題点を的確にとらえ、研究の現状を確認しつつ段階を追うて進めていくことが大切であるということから、さらにこれまでの審議内容を整理確認した上で決定することとし、次回まで持越すこととなった。

第六回編纂会（昭和三十一年五月二十八・二十九日）

幹事において前回までの審議内容を整理して問題点を集約し、

- 一、実意丁寧神信心
- 一、難儀な氏子
- 一、天地金乃神
- 一、生神金光大神
- 一、取次

の五項にとりまとめ全編纂員の審議にかけ、検討を加えた。その結果、なお、本源のものを探究する今後の方向としては、そ

れ等各項の内容をさらに深く究明していくとともに、各項相互間の内面的関連を明らかにしていくことが必要であるということであった。

しかし、そのことは編纂会の進捗状況から考えて、第一段階のこととして進めるより、むしろ第二段階で原典資料にもとづいて本源のものを探究する間に求められていくのが適当であるとの結論に達した。そこで直ちに第二段階に進むことになり、調査員の班別を行い、各班の調査研究の方針、日程について協議した。

第七回編纂会（昭和三十一年九月六・七日）

第一期第二段階においては、各班はその受持つ資料の性格にもとづいて、それにふさわしい研究方針を樹て、独自にその調査を進める方法をとったが、班別研究を進める間に、次第に資料の限定に伴う欠陥を排除する必要が感ぜられるようになった。そこで時々、各班主任及び所内調査員を構成メンバーとする各班連絡会議をもつこととし、各班が審議の途上に浮び出てくる問題点を提起し合い、ときに研究の方法、態度の相互批判を行い、また資料面における相互理解をはかることとした。

かくして六・七・八と三カ月第二段階の調査研究を進めたのであるが、その進捗状況より考えて、この時期にさらに評議員及び全調査員による全体会議をもち、連絡協議を行い、且つ、研究方

針・内容などの批判をうける必要を感じ、

(1) 第一期第二段階の進め方に関する面

(2) 各班審議内容に関する面

の二方面について、評議員を中心に全員による協議を行った。

第八回編纂会（三十二年三月十三・十四日）

かねて予定していた第二段階終了の期限も迫り、その進捗状況を全体として確認する必要から、各班の審議内容を整理し各班合同の審議にかけ、第二段階全体を省みつつ相互に批判検討し連絡調整をはかった。

第九回編纂会（三十二年四月二十五・二十六日）

第八回編纂会を経た上でさらに、各班においてその審議内容をとりまとめレポートを作成し、評議員を中心に全体からの意見をきくとともに、ここまでとりすすめてきた第一期全般を反省検討し以後のすすめ方について協議した。

その結果、この回をもって、基礎的な第一期全体の審議を一応終了し、引続き概説書の内容をなす諸項目の調査研究を行う第二期に入ることとした。以下第一期第二段階における各班審議の概要をとりまとめ記すと次の通りである。

各班の審議概要

A 班—御覚書にもとづいて

一、審議の根本態度

御覚書は教祖が明治七年十一月二十三日天地金乃神よりうけられた御知らせに基いて御出生以来の事実をありの儘に記されたものであって、ある特定の人を対象としたり或はある特定の目的意図をもって記されたものであるとみることにはできない。かかることから、御覚書そのものの理解の上に特に大切とせられたことは一切の先入見を捨ててこれに向い、御覚書をしてそれ自身を語らしめるといふ態度を失なわないということであった。

かかる態度に基いて御覚書の全体を貫く道の本源的なものを把握しようとする時、次の如き方法をとることが最も適切且有効であると考えられた。即ち、御覚書の全過程をあるが儘にみてその段階々々のもつ特質特徴によって幾つかの展望台を捉える。そして、これらの展望台を中心としてその前後を連関的に理解すると共に、更に全過程からそれらの展望台をかえりみることによつて統一的な理解を得るといふことであつた。

二、展望台の区分並びに審議方法

以上のような根本態度から次の五つの展望台が見出された。

(1) 安政二年四十二歳の御大患

(2) 安政五年十二月二十四日の御神伝

(3) 安政六年十月二十一日の御神伝

(4) 明治元年九月二十四日の御神伝

(5) 明治六年四月十一日の御神伝

かく区分せられた展望台による審議方法は次の如く定められた。

(イ) 四十二歳の展望台より順次一段階毎にすすめる。

(ロ) 審議は各段階毎に主査を定め、主査の提出せる研究報告を

手がかりとして共同討議を行い、主査においてその結果をとりまとめる。

(イ) その際、各自分担の展望台からその時々討議の対象となつてゐる展望台を審議検討することによつてその段階の構造及び本質を明らかにする。

(ニ) 当面の審議に上つた展望台から他の展望台及び全過程をかえりみ、各展望台、全過程の構造・本質を更に明確にする。

(ホ) 第一期第一段階においてとり出された道の本源的なものと考えられる五つの内容につかはずはなれずして審議をすすめ、それらのもの内容及び関係をも明らかにする。

三、審議要旨

以上の如き審議方法によつて安政六年十月二十一日の御神伝を展望台とする段階までを一先ず審議し、その過程を貫く構造を凡そ次の如く了解した。

(一) 御覚書に記されている事柄は人間として生きていく以上誰しも何らかの形で当面せざるを得ない現実生活上の問題である。

(二) 一度当面せられた問題はその場を広げながら後々までも問題となつており、問題に当面する生命自体の内容も順序を逐うて拡大深化している。このことは又神そのものの展開についてもいえる。

(三) 当面せられた問題はどの一つも否定、放棄、回避、妥協されることなく正面から受けとられ生かされている。

(四) 問題に当面せられての一貫した動きとして看取される態度は、(a) その事柄自体の成就することをどこまでも願ひ進める。(b) その願ひの成不成に拘わらず成の場合は成について、不成の場合は不成についてそれをどういふこととして受けとるか、そこからどうしていけばよいか、その道をひたすらに求め続ける。(c) どこどこまでも自身の全体を打ち出して十二分に尽しぬく。

(五) 当面した事柄に処して根に叶う限りの営みをなすことを通して自己の限界を知り、その限界において自己をあらしめ生かしている根源的な働きに気づかしめられる。そして、その働きに基づいていこうとの生き方をひたすらに進めるところから、その働きが自己の中に現われることになり、更にその働きに自己の生き方を基けしめるところから自他の別がなくなり、そこ

から人生全体人間そのものを我がもの我が内容とする生き方が展開する。

かかる理解をふまえて更に後々の段階の審議を重ね、御覚書的全过程を貫く道の本源性として次の如き結論を得た。

(一) 教祖の信心の歩みの全体が天地そのものを生命あらしめる天地金乃神の働きに根ざしているものであること。

(二) 天地金乃神は天地の全存在を生命あらしめると共に、生命の難儀を助けようとする働きである。それは教祖をまっけて始めて実現する。

(三) その教祖はこれを相の面から捉えれば実意丁寧神信心であり、体としては生神金光大神であり、用(はたらき)からみれば取次である。

(四) この体用相の現わしていく世界が「あいよかけよで立行く」おかけの世界である。

(五) かかるおかけの世界は家庭という場に具現し教団という場に展開する。

(六) かかる信心の立場は人間の自然性そのものに深く根ざしたものであるといわなければならぬ。

以上の諸点を端的にいえば、教祖の生き方、道、信心が天地人生の本源性自然性に基づくものであるということ、従って特

に教祖だけのものというようなものでないということこそこの道の重要な本源性といえよう。

B班—教祖教語類にもとづいて

一、審議の根本態度

第一期第二段階におけるB班の課題は、「教典」「教典編纂委員会資料」「御理解拾遺」「尋求教語録」「記念の神語り」「御道案内」「藤守先生講話集」「教祖の御ことども」などよりこの道の本源的なものを究明することであった。

その審議の根本態度を定めるにあたって、先ず問題になったことは、これらの資料のもつ性格についてであった。これらの資料(主として教典編纂委員会資料)は「金光大神御覚書」の如く教祖自身の筆になるものではない。教祖に接した人々の親しく頂いた教を聞き書きにしたもの、又は自ら記録したものである。したがってそれは、必ずしも教祖のお言葉そのままをあらわしているとはいい難く、「受けとられたもの」とみななければならぬものである。すなわち、一々の御教は、個々人に対して、その時その場にに応じて与えられたものであり、また頂く側も各々その個性をもって受けとっているからである。

かかることから教祖の教語をみていくにあたって、特に大切とせられたことは、教を生きた具体的実際につながる言葉と

してみると共に教祖の全信心構造の一環においてとらえねばならぬということであった。さらにまたこれらの資料には、教祖の生神金光大神に進まれた段階での教が非常に多いということも留意すべき点と考えられた。

二、方法

審議の方法としては、これらの与えられた資料はかなり量的に尨大であるので、便宜上班員が各自資料を分担して本源性に ついてのレポートを提出し、それを手がかりとしてその資料の 角度から道の本源性を求めることを中心として、互に見解を述べることとした。そして中心的な資料である「教典編纂委員会 資料」の審議から順次その他の資料に移り、回を重ねるに従って次第にその内容を進展せしめていった。

三、審議要旨

かくて、これらの資料より道の本源的なものとみられる諸事項は、

- (1) 氏子あつての神神あつての氏子（天地金乃神、氏子、難儀）
 - (2) 生神金光大神の取次（あいよかけよで立ち行く）
 - (3) 実意丁寧神信心（御理解を聞く・お伺い・お詫び・お礼・お願・お任せ、おかげ、修行）
- などであった。

すなわち、右の如く、神と人とは「氏子あつての神神あつての氏子」という関係にあり、資料によると、その関係はその時その場に依じておよそ(a)神中心的、(b)人間中心的、(c)あいよかけよ的、(d)神中心的と人間中心的との底にさらに絶対の神中心を認める、という四つの面について言われているようであり、それを教祖は全体的にとらえて「氏子あつての神神あつての氏子」と自覚せられたのであろう。

そしてこの神と氏子との関係の意味を了解し、それにもとづく信心を實踐することは凡夫の氏子にとっては極めて困難なことであり、生神金光大神の取次を頂くことによつて「氏子あつての神神あつての氏子あいよかけよで立ち行く」生活を實踐することができる。このようなこの道の信心の本質、内容をさして実意丁寧神信心といい、それを日常生活のうちに日に日に實踐していくことをこの道の修行というのであると考えられる。

C班—教団資料にもとづいて

一、審議の根本態度

C班においては、その検討資料が教団に関するものであり、量質ともに複雑多岐に亘っているので、まず資料の選定が問題となった。そしてどの資料を中枢的資料とみ、なにを派生的諸資料とみるかによつて、その審議態度もおのずからきまってくる。

るものと考えられた。

そして中枢的資料の選定については、第一段階において浮びあがってきた問題、及び問題とせらるべくして諸種の事情によってとりあげられなかった問題を採取し、それを一応の手がかかり、基点とすることとせられた。

かくてその資料をみていく根本態度については、本教の本源のなるものを原資料について探究する、という第二段階の目的にかんがみ、次の如く決定をみた。

すなわち、教団の歴史的個々の事実をとらえて、それを中心の問題とするのではなく、それら歴史的事実の底に流れている道の本源性をみることに焦点の問題である。そこを的確に把握する意味において個々の事実が問題にされねばならない、ということである。

二、審議方法

以上の諸点の検討の結果、その具体的審議方法をつぎのごとく一応決定した。

- (1) 「信仰回顧六十五年」より問題の諸点を摘出する。
- (2) それと平行して、教制審議会資料を分類し、重要問題を提起していると思われる資料（教団関係）をぬきだす。
- (3) その他「内伝」、教団自覚運動資料の整理、御取次成就信心

生活運動資料の蒐集等を漸次すすめる。

三、審議要旨

教団資料にもとづいて、そこに導きだされた本教の本源的と考えられる諸項目は、次のごとくである。

1 取次

2 人が助かる

3 氏子あつての神神あつての氏子、あいよかけよで立行く
 本教教団を成り立たしめ、教団の動きそのものの生命となっているものは、取次である。取次は「人が助かる」はたらきであつて、その内容は「氏子あつての神神あつての氏子、あいよかけよで立行く」ということである。人は取次のはたらきによって助かるものであり、その助かりは生活の全面にわたり、しかも持続的に助かつていかねばならない必然性をもっている。そこにおのずから取次を中核とする組織体（教団）が生れてきたのである。

かく把握された道の本源性の立場から、さきの第一段階においてあげられた、生神金光大神、天地金乃神、実意丁寧神信心、取次、難儀な氏子という、本源적と思われる諸点の關係について考えてみると生神金光大神の取次において、それらすべては眞実に生きてくるものであり、現実的意義も生れてくる。すな

わち、天地金乃神もこの取次において「世に出た」神である。難儀な氏子も、取次によって難儀の自覚が形成され、天地金乃神のおかげを受けられるようになったのである。実意丁寧神信心も、この取次をまって、この道のものとしての意義が生れてくるのである。かかる諸点のふかい関連性をみていくことによって、教団のこの道における意義も、そこに必然性をもってみることができるといえる。

D班—信奉者の信心生活記録にもとづいて

一、審議の根本態度

D班に課せられた問題は、第一段階に明かにせられた「道の本源的なるもの」として顧みられた諸点が、信奉者の信心生活に於いて、どのように伝承展開せられているかを顧み、その真实性を確かめることにある。尚信心の相続伝承の間に未見の「道の本源的なるもの」の新なるあらわれが存在するか否かをたずねることにある。

審議をすすめるにあたって特に次の点が顧みられた。

- (1) 信奉者その人々によって信心生活の趣きを異にしているから、その研究方法も人に応じて考えられねばならないこと。
- (2) 信心生活の内容を把握し得る記録は皆無に近い、且つその蒐集は容易でないが、能うる限り凡ゆる面より努力蒐集すること。

(3) 私観をまじえず、各人の信心過程をありのままにとらえ、そこに見出される転回段階を展望台としてその前後を見通し、そのよって生ずる因由なり、そこに働くものまたその展開しゆく相をみることを基本として進めてゆくこと。

二、審議方法

研究対象となる信奉者を、立教以来の歩みを省み、教団的位置をもつと考えられる人、生涯道に生き、教祖の信心を身をもって体現していると思われる人を選定し、その信心生活記録を蒐集して研究資料とし、班員がそれぞれ分担究明し問題を共同討議に付しつつレポートを作成、さらに全班員によって検討審議しその成果を総括することとした。

三、審議内容要旨

信奉者各自が営む信心生活の進展過程に、凡そ二つの大きな転回変貌がみられる。一つは、入信からおかげを受けて求道生活へ専念しゆく相であり、今一つは、助けられた感激から人の難に心をよせ人を助ける働きに仕え、やがて取次に従うていく相である。このような信心生活の展開の中に、道の本源的なるものが具現せられていると考えられるところから、次の如き事象を究明していった。

1、難儀に当面した人間が、助かりを求めて生神金光大神を

訪ねて取次を乞い、その人徳神徳にふれて次第にその教に信順しその生神の比れいに帰依していった。

2、おかげをうけ理解を承わり、天地の道理を納得し、おかげのよってきたる所以のもの、即ち親神（天地金乃神）の人間（神の氏子）にかけられている恩愛、大願に承服していった。

3、天地の中に生かされて生きる神の氏子（人間）である自己、従って他に依り他と共に生かされて生きる自己であることを自覚せしめられるとともに、難儀の起因するところを理解し、自己の無智無力従って無礼不行届に気付かしめられ、次第に人間本来の生き方に向わしめられる。

4、取次を受けて参拝、聴教、祈念、修行、実践、（実意丁寧神信心）を通して、信心生活が啓培せられ、神と人とのあいよかけの働きが如実に現れるに至り、やがて「ここに神が生れる」ことになり、所謂生神の生活が展開しゆく。

5、自己の助かりが自己にとどまらず、他人の助かりを招く。そこに人の助かりを願ひ人の助かりに仕えんとする働きを産む。それは、更に「神も助かり氏子も立行く」働きへと進展する。

6、神の願と氏子の願とに直面せしめられて、やがて自己の徳不徳を顧みる暇もなく、それを超えて取次の業に執り立てられ、生神金光大神の御手代りとして御広前に仕えるに至る。

7、本部広前に於いてその取次を受けることによって、御手代りの信念は、いよいよ深まり高められるとともに、出社は、真に生神金光大神の広前となり、本部広前に直結しゆく。

8、御取次に仰がれる大願は、取次をうける信奉者の信境の進展とともに、刻々に展開し無際限である。それは、常に「神も助かり氏子も立行く」ことにかけてられ、しかも切実なる永遠の今（今月今日）の問題である。

9、信心は、神の氏子（人間）形成の真道であり、人の存続する限り、永遠に伝承相続されねばならない。しかも信心の相続、道の伝承は、よりよき場なり人を得ることによって成就しゆく。

10、信心の相続、道の伝承から生れる手続、門流、教風は常に教祖の「此方は人が助かりさえすればよい」ということよって超えしめられねばならない。かくて信奉者は、いよいよ生神金光大神に直結しその弟子として生神の道を辿らしめられる。

第 二 期

かくて第二期の項目別研究に入ったのであるが、第一期より第二期に移るにあたって考慮せられた点は、次の如き事柄であった。すなわち、第一期から第二期へ移るについて、第二期をいかなるものとみるかということである。もしも第二期を第一期の研究

の厳密なる研究成果の基礎の上に立って始めて踏み出すことができるものとするならば、これまで各班の審議ですすめてきたような程度では、なお不充分であることはいうまでもない。とくに第一期の第一段階並びに第二段階における研究の相互関係を明確に見出していかなければ第二期にすすみ得ない。しかしながら第一期ですすめてきた本源性の探究ということは、何もそれを第一期だけで決定的に確立限定されなければならぬというようなものではない。むしろ共同研究をすすめるにあたって共通の基盤に立つという意味をもつものであった。

もともと道の本源性の探究そのものは、いかなる段階においても、本教ある限り永遠に問い続けねばならない課題であって、第二期をすすめていく間においても求め続けられねばならぬものである。そこで第一期としての審議は一応打ち切り、次の段階に移ることとしたのである。

次に第二期の研究方針の大綱、つまり第二期において概説書にもらえるべき内容・事項の研究をすすめていくことについて、どのような分野、項目を立て調査研究するか、ということについては、第一期の審議経過にかんがみ、大体次のように決定せられた。すなわち、一面、第一期で究明された道の本源性からおのずと浮び上ってくるものものと、他面、本教の歴史的現実の中からと

り出されてくるものとを併せ考えることによって、その研究の主題項目を選定していくことが適切であるということであった。

そこで第一期の反省検討を行った結果にもとづいて、調査員全体が第二期においてとりあげられねばならない項目をもち寄り、それら諸項目を主として教祖的立場、教義的立場、或は教史的立場からみるのがふさわしいものという如くにそれぞれ分類し、次の如き大項目にとりまとめられた。すなわち、

(1)教祖 (2)教義 (3)教史 (4)教団 (5)教勢
である。これらに調査員を配して、

一班―教祖 二班―教義 三班―教史及び教勢 四班―教団
の四個班を設け、分担して調査研究に当ることとした。

かくて五月以降、各班とも毎月一回乃至二回の班会議を行い、それぞれその審議方針をたて、時々連絡会議をも開催し、各班相互の連絡調整をはかりつつ研究がすすめられている。第二期各班審議のすすめ方及び今後の見通しは次の通りである。

審議のすすめ方

一班 第一期後半における教祖に関する焦点的問題は、教祖生涯の歴史的事実を、その相互の関係において、一々の事実の意味をとらえ、さらに、全体的に一貫する信心の本源性、道の本源性を明らかにせんとすることにあつた。第二期第一班においては、本

教の内容を教祖という立場から明らかにするという課題から、さらにこの本源的な面を追求していくこととせられたのであるが、その際、現代における教祖伝、或は現実教団における教祖伝の意味の明確化が重要な問題としてとりあげられた。そしてそのためには、現代における教祖伝の内容が、どのような事項をどのような意味において採りあげるべきか、といった教義的解釈を加えながら考究していくことが必要と考えられた。

そこで第一班としては、教祖の生涯―具体的には既刊の「金光大神」の事実内容―を、この道の信心の本質面からの線と、現代の問題意識という線の両面から検討していくこと、換言すれば、教祖伝を教義的にみていくことが審議の方針とせられた。

かくて「金光大神」をいくつかに区分し、主査を定め、主査の提出せる研究報告を手がかりとして、共同討議を行いつつ順次検討がすすめられている。

二班 第二班の課題は主として教義の面から本教の内容を明らかにすることにある。その審議は次のようにとりすすめられている。まず、本教の教義は、教祖生神金光大神の信心生活体験の事実を基盤とするものであるから、その基盤がどのような経過段階を経て展開しているか、その展開を一貫する流れは何か等について考察する。さらにそれを構成している諸要素を組織的理論的

に把握する。すなわち、第一に教祖における具体的な教義的諸事項の考察である。

第二に、立教以来今日までの現実教団の制度或は本教信奉者の實際信心において、教義がどのように展開してきているかをみる。すなわち、現実教団の立場よりみたる教義的諸事項の究明である。第三に、現代に生きるわれわれとして、第一、第二の立場から、本教教義の現代におけるあるべき姿を探究する。すなわち、現代的視角よりみたる教義的諸事項の考察である。

三班 第三班の課題は、本教の内容を歴史的立場からみていくということであるが、その審議に当たってまず問題とせられたことは、本教の歴史をどういう態度でみるかということであった。これは本教教学における永遠の問題であるが、概説書編纂という現実の目的をもつこの際としては、第一期の審議にかんがみ、本教の歴史を貫くものは、生神金光大神取次の実現であるとの見通しをたて、その歴史的過程にみられる道の本源的なるものの展開の容相を客観的・実証的に検討することを根本方針とすることとせられた。その審議に当たっては、まず本教の歴史過程を凡そ教祖時代（金光教会設立まで）、直信先覚時代（昭和九年、十年事件まで）、現代の三時期に区分し、教内事情・一般社会事情・本教と一般社会との関係について、おもなる事象の調査、年表の作成、それをもとにして

各事象の意義内容並に相互の関係を資料にもとづいて審議し、その内容を時代毎にとりまとめてさらに審議検討するとの方途がたてられ、教祖時代より順次時代を追うてすすめられている。

四班 第四班の課題は、教団的諸事項の究明を通して本教の内容を明らかにすることにある。そこで、まず第一期における道の本源性の究明を通して本教教団の内容としてとり出された諸事項を検討整理して、大体これを八つの項目に分類した。即ち、布教、教団の意義・目的・本質、信奉者、教務、教統、教会、教育研究、財がそれである。以上のごとき諸項目の内容を明らかにし得れば、ほぼ所期の目的を達し得るとの見通しにたつて、班員が夫々に分担して研究をすすめることとした。

個別研究をすすめるにあつて、「第一期C班審議経過の概要」を手がかりとして、共通の基盤を求め、教団における今日までの具体的な生きた事実を通して夫々の課題を究明することを根本態度とした。かくしてすすめられる研究内容は、漸次その成果を報告し、それに対して夫々の立場から問題点を提出して相互検討を行い、内容の充実調整をはかると共に、各項目の位置づけ、相互の関係を明らかにすることも併せすすめることとした。

今後の見通し

前述の如く第一期・第二期のことをとりすすめて、目下第二期

の中間にあるのである。その間、かねて予想せられていたことであるが、幾多の困難が次第に具体性をもって露呈せられてきた。その主なる点をあげれば左の如くである。

(1) 本書の編纂は、本教各般の内容を組織的体系的に敘述しようとする初めての本格的な試みであるが、本教の現実が全般として未だその内容を明確な表現にのぼせ得るまでに至っていないところから、どの事項にしても、その本教的意味や位置を客観的に究め捉えることは容易でないこと。

(2) 本書は単なる個人的見方からではなく、広く教団的立場において編纂せられねばならぬ。そのためには、できる限り各種各様の立場からの見解を摂取統合して、普遍妥当性をもつ内容を生み出すことが必要である。そこから、相当数の人々による共同研究をもって事を進められつつあるのであるが、それだけにこれにたずさわる各員が十分に納得し得るような内容を生み出すまでに議を尽すことは、まことに容易でないこと。

(3) 編纂従事者、就中当所常任職員以外の関係者にあつては、諸種の事情から編纂の会合に出席不能のことが多く、自然共同研究の場をもつ機会が極めて少いため、仕事の進捗が妨げられていること。

(4) 編纂が誤りなく進められるためには、広く本教のあらゆる

分野にわたる確実な生きた資料を必要とする。しかるに現在その資料も不十分であり、既存のものも未整理であって、直に研究の用に供し難い実情である。しかもその蒐集整理には多大の日子と労力とを要するのであって、当所今日の人員、能力としてはまことに困難であること。

(5) 絃上の各点とも関連して、質的にも量的にも当所職員の勞力過重の傾向益々増大し、研究機関本来の基礎的研究の面もとかく圧縮せられ勝ちとなり、ために、未だ建設期にある当所の基礎確立も案ぜられるほどであること。

したがって、最底限度の編纂成果を目安とするとしても、その完了期限は相当長期の延伸をまぬがれ難い情勢にあるのである。そこでこれらの実情を如何にみ、今後如何に進められていくべきか、その態度、見通しを明確ならしめるため、三十三年二月六日、評議員を中心に各班主任、所内調査員による会合が行われ、あわせて第二期各班審議のすすめ方についても意見を徴せられた。

その結果、前記のうち、とくに(1)にあげたことから、即ち、本

教の内容を普遍妥当なものにとりまとめ、それを客観的に表現することの困難さについては、それが、本教そのもののもつ内容、性格、構造等からくる必然的な困難性か、或は研究がその段階にまで至り得ていないところからのものか、そのいずれにしても今後研究をすすめていく間にその見究めを明らかにしなければならぬとせられた。

かくて今後の見通しとしては、第二期の意義が直ちに概説書の内容を作り出すことにあるのではなく、本教の内容と考えられる諸事項の審議にあることから、それらの審議を通して、本教の内容・性格・構造等がある程度明らかになり、概説書のもつべき性格なり、構成なりが考え得られる段階に至るまで、第二期のことを極力進めることとし、その期限を困難ではあるが一応六月末までとせられた。その上で改めて概説書の構成・性格を検討し、それにもとづいて執筆の案をたて、できる限りすみやかにこゝとをすすめて、教内の興望にこたえるよう、努めることとなった。

宗教法人「金光教」規則(昭29.6.16施行)

教会規則準則(昭29.8.1施行)

諸願届様式(昭29.12.10制定)

大久保義隆編	金光教第三十五回定期議会議事録(昭29.3.13-17)	昭29.10	議	會
小林義信編	金光教第一回臨時議会議事録(昭29.9.27-28)	昭30.10	議	會
小林義信編	金光教第二回臨時議会議事録(昭30.1.25-28)	昭30.12	議	會
小林義信編	金光教第三回通常議会議事録(昭30.3.16-18)	昭30.12	議	會
小林義信編	金光教第四回臨時議会議事録(昭31.1.17-19)	昭31.3	議	會事務局
小林義信編	金光教第五回通常議会議事録(昭31.3.14-16)	昭31.8	議	會事務局
小林義信編	金光教第六回臨時議会議事録(昭31.6.26-27)	昭31.8	議	會事務局
小林義信編	金光教第七回臨時議会議事録(昭31.9.15-16)	昭31.12	議	會事務局
小林義信編	金光教第八回臨時議会議事録(昭32.1.24-26)	昭32.5	議	會事務局
小林義信編	金光教第九回通常議会議事録(昭32.3.27-30)	昭32.6	議	會事務局
小林義信編	金光教第十回臨時議会議事録(昭32.6.16-17)	昭32.8	議	會事務局
小林義信編	金光教第十一回臨時議会議事録(昭32.8.6-7)	昭32.10	議	會事務局

K 6 儀 式

和泉乙三先生 祭詞集編纂會編	祭詞集	昭31.10	和泉乙三先生 祭詞集編纂會
曾根 衆 造	調饌の心得	昭30.8	曾根 衆 造
福田 美 亮	祝詞祭詞集	昭29.4	教 徒 社

K 7 布 教

金光教学院編	金光教学院沿革史	昭31.3	学 院
--------	----------	-------	-----

K 8 諸学、芸術

石 本 善 平	小さな鏡	昭32.4	教 徒 社
柏原喜久蔵編	鳩の看病	昭29.10	教 徒 社
芳野正人編	六十年の歩み	昭29.11	金 光 学 園

隅田武彦	信は力	昭32.10	教徒社
世古三次郎	道の教へに救はれて	昭32.10	伊勢教会信徒会
高橋一郎	求真雑記	昭32.10	教徒社
高橋博志	教典感話	昭29.10	教徒社
高橋正雄	述 生き道としての宗教	昭29. 9	生の会事務所
高橋正雄	家庭について 一願を中心にして一	昭30. 3	生の会事務所
高橋正雄	家庭の助かりについて 一価値観を中心として一	昭30. 9	生の会事務所
高橋正雄	述 しあわせへの道	復刊 昭31. 3	生の会事務所
高橋正雄	述 邪魔にならぬ人間	復刊 昭31.10	生の会事務所
高橋正雄	述 悩みはとける	復刊 昭32. 3	生の会事務所
高橋正雄	述 道	昭32.10	生の会事務所
多河常樹	悩みに答える	昭32.10	教徒社
竹田敏彦	神が生れる話	昭32. 8	教徒社
戸田善一郎	私の仰がして頂いている神観	昭29. 6	神明教会青年会
中山亀太郎	信の世界 改訂増補版	昭30. 4	教徒社
林博徳	信心生活	昭30.10	教徒社
林博徳	述 本部広前御造宮と信心生活	昭31. 6	福東教会連合会
福田美亮	絶対信の道	昭32. 6	教徒社
福原実編	神徳の中に	昭31.10	神戸市教会連合会
星出繁嗣編	遺教 道の歌	昭30. 5	久賀教会
堀尾保治	神の求め給うもの	昭29. 4	教徒社
松山成三伝記 編纂会編	松山成三教話集	昭31. 5	教徒社
湯川茂編	湯川安太郎信話 第1集	昭31. 4	玉水教会
湯川茂編	湯川安太郎信話 第2集	昭32. 2	あゆみ社
湯川成一述	信心にも苦勞がいる	昭30. 1	東海の光社
湯川成一述	地恩	昭30. 8	備前南部 教会連合会

K 5 組 織

金光教教規 (昭29.4.1施行)

教令及び法人規則細則 (昭29.4.1印刷)

柏原喜久蔵編	信心生活叢書第13集 道のおかげ	昭29. 6	教 徒 社
柏原喜久蔵編	信心生活叢書第14集 生活の喜び	昭30. 4	教 徒 社
柏原喜久蔵編	信心生活叢書第15集 仕合わせへの方向	昭30. 8	教 徒 社
柏原喜久蔵編	信心生活叢書第16集 幸福の発見	昭31. 4	教 徒 社
柏原喜久蔵編	信心生活叢書第17集 神を杖に	昭32. 4	教 徒 社
柏原喜久蔵編	病める人々へ	昭31.10	教 徒 社
高阪正太郎	蔭の舞	昭32.10	伊 勢 教 会
金光教関東 青年教師連盟編	信心生活とおかげ	昭29. 9	関東青年教師連盟
金光教関東 青年教師連盟編	信心生活とおかげ 第2集	昭30.10	関東青年教師連盟
金光教関東青年教師 二十代の会編	信心生活とおかげ 第3集	昭31.10	関東青年教師 二十代の会
金光教中国教務所編	信心生活体験発表 道の教に生かされて 第1集	昭29. 5	中国教務所
金光教中国教務所編	信心生活体験発表 道の教に生かされて 第2集	昭30. 3	中国教務所
金光教中国教務所編	信心生活体験発表 道の教に生かされて 第3集	昭31. 3	中国教務所
金光教中国教務所編	信心生活体験発表 道の教に生かされて 第4集	昭32. 5	中国教務所
金光教東北教区 信徒会連合会編	生かされる喜び	昭31. 8	東北教区 信徒会連合会
金光教東北教区 信徒会連合会編	生かされる喜び 第2集	昭32. 9	東北教区 信徒会連合会
金光教本部教庁編	新しい信仰の書シリーズ(5) 人間の生き方 (大淵千仞執筆)	昭29. 3	教 庁
金光教本部教庁編	新しい信仰の書シリーズ(6) 病気と信心 (片島幸吉執筆)	昭29.10	教 庁
金光教本部教庁編	新しい信仰の書シリーズ(7) 物や金の問題 (熊田秀雄執筆)	昭30. 3	教 庁
金光教本部教庁編	新しい信仰の書シリーズ(8) 親と子 (内田律爾執筆)	昭30.10	教 庁
金光教本部教庁編	新しい信仰の書シリーズ(9) 仕事と信心 (佐藤賀鶴雄執筆)	昭31. 4	教 庁
金光教本部教庁編	新しい信仰の書シリーズ(10) 生の商人 (白石匡執筆)	昭31.10	教 庁
金光教本部教庁編	新しい信仰の書シリーズ(11) 信心のけいこ (福島嘉都子執筆)	昭32. 4	教 庁
金光教本部教庁編	新しい信仰の書シリーズ(12) 信心と社会 (杉本光夫執筆)	昭32.10	教 庁
金光教本部教庁編	朝の教話 第1集	昭32.10	教 庁
金光教本部教庁編	朝の教話 第2集	昭32.12	教 庁
近藤守道編	藤守先生教話集	昭32. 1	難 波 教 会

金光教教学研究所編	とりつぎ 第3集	昭31.10	教	徒	社
金光教教学研究所編	とりつぎ 第4集	昭32. 4	教	徒	社
金光教教学研究所編	とりつぎ 第5集	昭32.10	教	徒	社
金光教本部教庁編	全教一新の歩みと現段階	昭29. 8	教		庁
金光教本部教庁編	教団設立七十年記念式の日	昭30. 6	教		庁
金光教本部教庁編	この一年の歩み	昭30. 8	教		庁
金光教本部教庁編	本部広前御造営のねがい	昭30. 8	教		庁
金光教本部教庁編	一子大神様七十年祭	昭30.12	教		庁
金光教本部教庁編	本部広前御造営と信心生活	昭31. 4	教		庁
金光教本部教庁編	教主御就任をいただいて	昭31. 9	教		庁
金光教本部教庁編	信心生活の確立	昭32. 6	教		庁

K 1 教 義

K 2 金光大神、教祖論、教統

和泉乙三述	金光四神様と東京布教	昭29. 3	東	京	教	会
小野敏夫	金光教祖の生活態度	昭31. 4	教	徒	社	
柏原喜久蔵編	教主金光様 第1集	昭31. 8	教	徒	社	
柏原喜久蔵編	教主金光様 第2集	昭32. 8	教	徒	社	
金光教本部教庁編	道の継承と実現 —金光四神様を仰ぐ—	昭29. 3	教	徒	社	
近藤守道編	教祖の御教	昭32. 1	難	波	教	会

K 3 教 典

金光教平野教会 信徒会編	あまつのりと、おおはらいのことば、はいし、そせんちょうぼ はいし、そせんさんじ	昭32. 8	平	野	教	会	信	徒	会
-----------------	--	--------	---	---	---	---	---	---	---

K.4 説教、教話、感話

浅野雅一	私はなぜ金光教徒になったか	昭30.10	教	徒	社		
和泉乙三述	一粒万倍	昭30.11	白	金	教	会	
小野敏夫	人間の助かる道	昭29.10	奈	良	教	会	
小野敏夫	お道の信心	昭31. 4	東	海	の	光	社
小野正治編	光を受けて	昭30.10	東	海	の	光	社
小野正治編	信心の稽古	昭32. 4	東	海	の	光	社

著(編)者	書名	発行年月	発行所(人)
KO 総 記			
青木 茂	笠岡金光大神	昭30. 4	笠岡教会
故矢代先生頌徳会編	矢代幸次郎先生の片影	昭30. 9	故矢代先生頌徳会
金光教神戸 青年教師会編	金光教神戸布教史の概要	昭29. 6	神戸市教会連合会
金光教三田教会 初代伝記編纂会編	藤むらさきの香	昭31.10	三田教会
金光教本部教庁編	金光教職員録—昭和30年—	昭30. 6	教 庁
金光教本部教庁編	金光教本部広前齋場	昭32. 9	教 庁
金光図書館編	金光図書館蔵点字図書目録	昭30. 8	金光図書館
金光図書館編	金光図書館蔵点字図書目録	昭32. 3	金光図書館
阪井 永治	信心の輪郭 一金光教入門書一	昭29.11	金光教青年発行所
阪井 永治	七十年の跡	昭30.11	東掘教会
佐藤 金造	佐藤照師	昭32. 4	芸備春秋会
白神信太郎編	故金光教大阪教会長 白神新一郎雅高歌日誌	昭31. 8	大阪教会 その1
親愛会 (久留米教会内)編	橘の香り	昭32. 5	親愛会
瀬戸昌治編	金光教入田教会 開道満八十一年祭	昭32. 4	入田教会
竹内 長次	科学と宗教 改訂3版	昭30.10	教 徒 社
竹内 長次	科学と宗教 増補4版	昭31. 4	教 徒 社
谷口 金一	おもかげ	昭31.10	虫明教会
西村直清編	忘れえぬこと	昭30. 6	恵庭教会
長谷川雄次郎	特に有難いもの	昭31. 4	麴町教会
福田 美亮	金光教の信心 改訂14版	昭29. 4	教 徒 社
福田 美亮	抑留生活六年	昭32. 4	サンフランシスコ 教会
牟田満正編	林保太先生	昭29.10	佐賀教会
牟田満正編	西城種吉先生	昭32.10	下関教会
(逐次刊行物)			
金光学院研究部編	金光教学 第14集	昭29. 3	教 徒 社
金光学院研究部編	金光教学 第15集	昭29.10	教 徒 社
金光教教学研究所編	とりつぎ 第1集	昭30.10	教 徒 社
金光教教学研究所編	とりつぎ 第2集	昭31. 4	教 徒 社

教内既刊図書一覧表 (6) (昭29.3.16~32.12.31)

○下記は、元金光教学院研究部編「金光教学」第14集掲載の「教内既刊図書一覧表」(5)以後、昭和32年12月末までに発行せられた教内図書の一覧表である。

○この分類法は、日本十進分類法(NDC)によって、金光教178.7の下を展開した。数字が多くなる関係で、178.7にKを代入し、178.71(金光教教義)はK1というように簡略化した。

K 0 総記 (概説、教団史、辞典・職員録・要覧、一般的な論説、逐次刊行物等を含む)

K 1 教義

K 2 金光大神、教祖論、教統 (金光大神、金光四神、教主を含む)

K 3 教典 (祈念詞、拝詞の類を含む)

K 4 説教、教話、感話 (靈験談を含む)

K 5 組織

K 6 儀式

K 7 布教 (教師育成を含む)

K 8 諸学、芸術

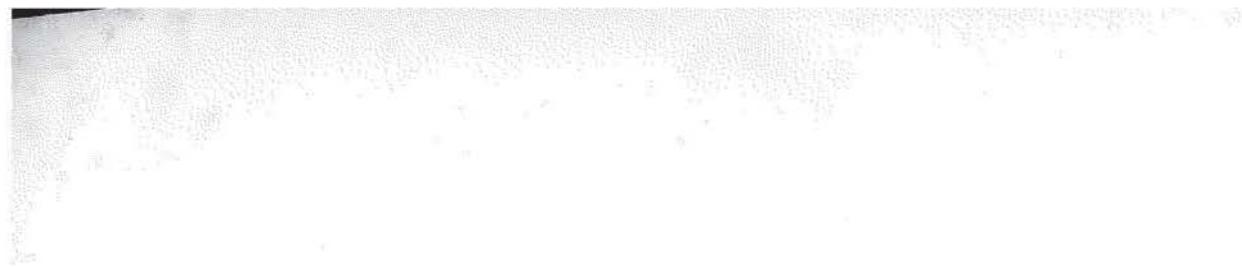
○同じ項の中の図書は、著(編)者名の五十音順に配列し、同じ著(編)者の図書は、発行年月順に配列した。

○著(編)者名欄の名前の後には、「編」「述」のみを記し、「著」の場合は省略した。

○発行所名中の「教庁」は「金光教本部教庁」の略、「教徒社」は「金光教徒社」の略である。

○逐次刊行物のうち、隔月刊、月刊、旬刊等のものは除いた。

○点字本については、金光図書館編「金光図書館蔵点字図書目録」を参照された



THE JOURNAL OF THE KONKOKYO KYOGAKU- RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
The Konkokyo Kyogaku Research Institute
Konko Okayama, Japan

1958
No. 1

CONTENTS

CHIHIRO OFUCHI:

ON THE FAITH OF THE FOUNDER (1)

—An Introductory outline of His Faith—.....1

MORIMASA UCHIDA:

ON THE FUNDAMENTAL CONSTRUCTION OF
THE FAITH

—Primarily on the Life of the Founder from
the fifth to the sixth year of Ansei—

.....19

SHIGERU AOKI:

ON ONO'S THEORY ON THE PHYSIOGNOMY OF
THE HOUSE AND THE DIRECTIONS

40

TOSHIO ONO:

A VIEW ON THE HISTORY OF THE KONKOKYO
DOCTRINE

60

Notes

List of Publications (1954—1957)

THE KONKOKYO KYOGAKU-
RESEARCH INSTITUTE